

**令和 2 年度  
情報公開・個人情報保護制度  
運用状況報告書**

令和 3 年 8 月

宮崎市



# 目次

## I 情報公開制度の概要

1	情報公開制度の意義	1
2	情報公開制度の概要	2
3	公開請求に関する事務の流れ	5
4	審査請求に関する事務の流れ	6
5	情報公開制度導入までの経過	7

## II 情報公開制度の運用状況

1	公開請求（申出）の件数及びその処理状況	9
2	実施機関別の請求（申出）件数及びその処理状況	10
3	請求者の内訳	11
4	非公開理由の適用状況	11
5	審査請求の状況	12
6	情報提供の状況	12

## III 個人情報保護制度の概要

1	個人情報保護制度の意義	13
2	個人情報保護制度の概要	13
3	自己情報の開示・訂正請求に関する事務の流れ	17
4	審査請求に関する事務の流れ	18
5	個人情報保護制度導入までの経過	19

## IV 個人情報保護制度の運用状況

1	開示・訂正請求の件数及びその処理状況	20
2	実施機関別の請求件数及びその処理状況	20
3	不開示理由の適用状況	21
4	審査請求の状況	21
5	事務の届出状況	22

## V 資料

1	情報公開請求申出の内容と処理状況（令和2年度）	23
2	個人情報開示請求の内容と処理状況（令和2年度）	72
3	情報公開関係例規	74
4	個人情報保護関係例規	87



# I 情報公開制度の概要

## 1 情報公開制度の意義

「情報公開」とは、行政機関が保有する情報（公文書等）を広く市民に提供するという広い概念を指すものです。

この情報公開は、行政機関が任意に情報を提供する「情報提供制度」と法令により公開を義務づける「公表制度」及び「閲覧制度」等の既存の制度に加え、市民の請求に応じて、行政機関情報の公開を義務付ける、いわゆる「公文書公開制度」も含んだものです。

本市の情報公開制度は、市民の「知る権利の尊重」「情報の公開を求める権利の保障」「市政に対する理解と信頼の確保」「市政への市民参加の促進」「公正で開かれた市政の推進」を目的として創設され、従来から行われている広報紙や各種刊行物による情報提供に加え、市民からの請求に応じ、市が保有する公文書の行政情報を原則として全て公開する制度として、市民の公開請求権と行政の公開義務という権利義務関係を確立したものです。

このように市民の必要とする行政情報の公開が適正かつ的確に行われることにより、市民の行政に対する信頼性が確保され、さらに行政への市民参加を推進するための具体的な手段が保障されることとなります。

なお、本市の情報公開制度は、次の基本原則に従って制度化しています。

### (1) 公開の原則

市が保有する公文書の行政情報は、原則として全て公開するものとし、例外的に非公開とする情報は、必要最小限にとどめなければなりません。この非公開とする情報は、合理的な理由に基づき保護が必要であるものに限るとしています。

### (2) 個人のプライバシーの保護

原則公開の情報公開制度においても、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護します。

### (3) 簡明な公開手続の確立

情報公開制度は、市民にとって利用しやすいものでなければなりません。そのためには、請求窓口と職員体制の充実、保有する情報の管理・検索体制の整備に努めるものとします。

### (4) 公正な救済手続の確立

情報公開制度は、市民の公文書の公開を請求する権利を保障するものですが、公開を拒否された場合の救済制度を確立する必要があります。この救済手続は、簡易で迅速なものとし、その過程では第三者機関による公平な判断を行います。

## 2 情報公開制度の概要

### (1) 実施機関

情報公開条例における「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方行政独立法人をいいます。

### (2) 対象となる公文書

公開対象となる公文書は、次の要件を備えたものです。

- ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。）であること。
- イ 当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもので、次に掲げるものを除いたもの。
  - ・ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍、その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
  - ・ 一般の利用に供することを目的として発行されるもの
  - ・ 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの
- ウ 平成11年7月1日以後に決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了したものであること。なお、議会が保有する公文書については、平成14年4月1日以後に決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了したものの、また合併前の佐土原町、田野町、高岡町及び清武町の実施機関の職員が平成15年4月1日以後に作成又は取得した公文書であること。

### (3) 請求権者

公文書の公開請求をできる人は、次のア～オのいずれかに該当する場合です。

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- エ 市内に存する学校に在学する者
- オ 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

### (4) 請求の方法

公文書の公開を請求しようとする人は、「公開請求書」を実施機関に提出しなければなりません。

なお、全ての実施機関に対する請求書の受付事務は、市民情報センターで行います。

## (5) 公開・非公開の決定等

実施機関は、公文書の受付日の翌日から起算して14日以内（やむを得ない理由がある場合、60日以内）に請求のあった公文書を公開するかどうかの決定をし、請求者に対して、速やかに決定内容を文書で通知しなければなりません。

## (6) 第三者の意見聴取

請求に係る情報の中に第三者に関する情報が記録されているとき、実施機関は必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができます。

## (7) 公開しないことができる文書

公文書の原則公開の例外として、次の6項目に該当する情報を公開しないことができます。

### ア 法令秘に関する情報

（法令又は条例の規定により、非公開とされている情報）

### イ 個人に関する情報

（ただし、職務の遂行に係る公務員の職、氏名は除く。）

### ウ 法人等に関する情報

（法人等の競争上の地位等に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められる情報）

### エ 公共の安全等に関する情報

（人命等の保護、犯罪の予防、捜査等に支障が生ずるおそれのある情報）

### オ 審議、検討又は協議に関する情報

（率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱や特定の者に不当に利益若しくは不利益を与えるおそれのある情報）

### カ 事務事業執行情報

（市又は国等が行う事務又は事業に関する情報で、公開することにより、当該事業の目的を損ない、経費の増大を招き、又は事業実施期間が長引くなど当該事業の適正な執行に支障を及ぼすと認められる情報）

## (8) 公開の方法

公文書の公開は、原則として市民情報センターで行います。

公開は、原則として当該公文書の原本（部分公開の場合は、当該公文書の写し）を閲覧させることやその写しを交付することにより行います。

## (9) 費用負担

公文書の公開に係る手数料は、無料とします。ただし、写しの作成及び送付に要する費用については、請求者の負担となります。

#### (10) 審査請求

請求の決定について、審査請求があった場合には、実施機関は、審査請求が不適法である場合を除き、宮崎市情報公開審査会に諮問をし、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決を行うものとします。

審査請求の受付は、市民情報センターで行います。

#### (11) 任意的公開

条例第5条に定める請求権者に対する義務的公開に対し、権利義務を伴わない請求権者以外のものからの公文書の公開の申出についても、実施機関は、これに応じるよう努めるものとします。

また、平成11年6月30日以前に決裁、供覧等の手続が終了している公文書についても同様とします。なお、議会が保有する公文書については平成14年3月31日以前に決裁、供覧等の手続が終了しているもの、また合併前の佐土原町、田野町、高岡町及び清武町の実施機関の職員が平成15年3月31日以前に作成又は取得した公文書についても同様とします。

ただし、この任意的公開の申出に対する実施機関の決定は、行政処分ではないため、審査請求や行政事件訴訟の対象とはなりません。

なお、任意的公開の手続は、公開請求に準じて行うものとします。

#### (12) 他の制度との調整

この条例は、法令又は他の条例により公文書の閲覧、縦覧又は写しの交付の手続が定められている場合は、適用しません。

また、図書館その他の市の施設で、市民の利用を目的として保管している公文書についても適用しません。

#### (13) 情報の提供

市民が必要とする情報を積極的に提供するものとします。

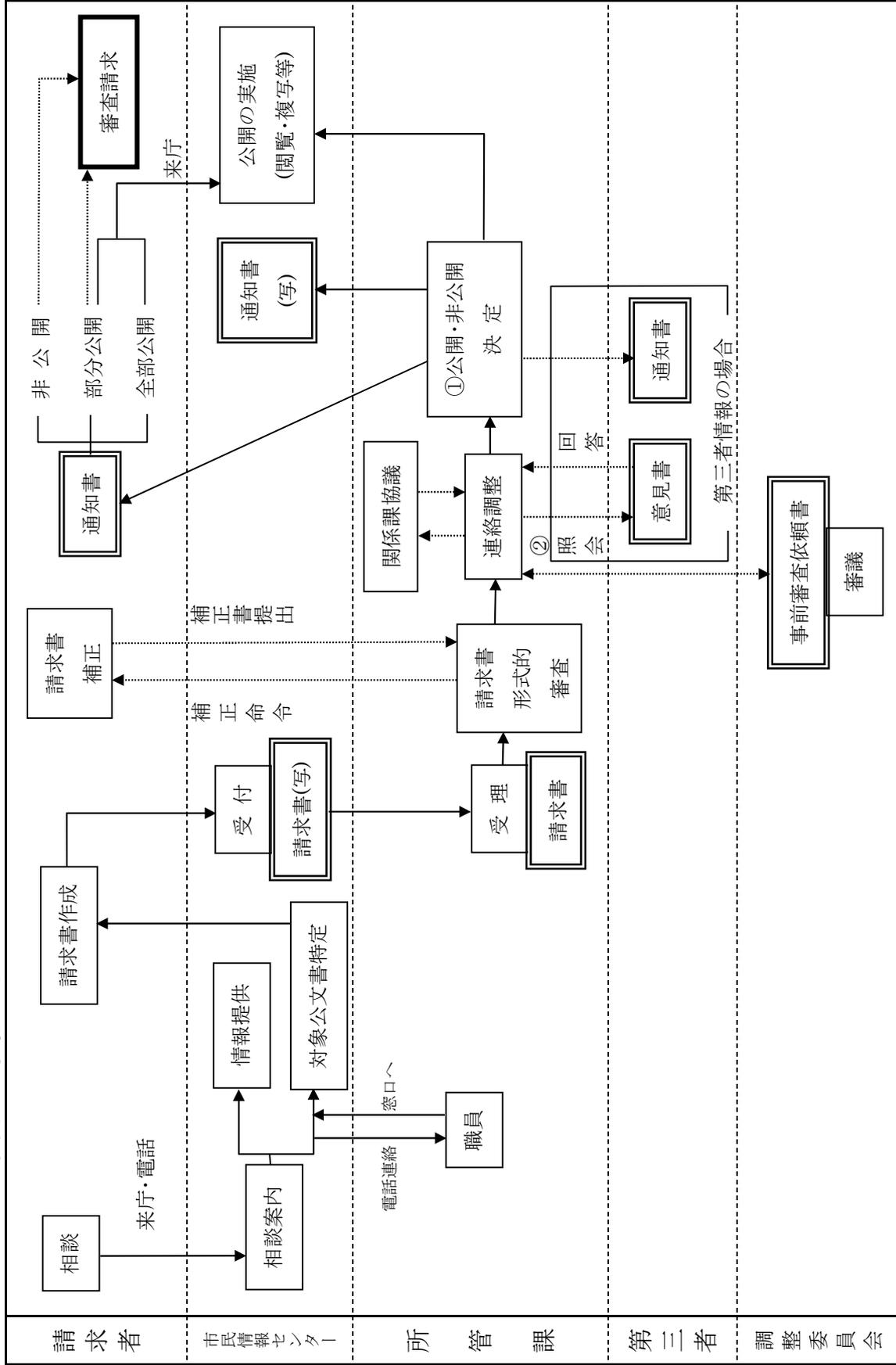
#### (14) 運用状況の公表

毎年、この条例の運用状況を公表します。

#### (15) 公文書の管理

実施機関は、公文書の適切な管理に努めるものとします。

### 3 公開請求に関する事務の流れ



※ 表中の点線矢印は、「必要に応じて」を意味する。

① 公開・非公開決定の期間を延長する場合、所管課は公開決定等期間延長通知書を請求者、その写しを総務法制課に送付する。

② 第三者に対する意見書提出の機会の付与は、条例第14条第2項の規定に該当する場合は、必ず実施しなければならない。



## 5 情報公開制度導入までの経過

### (1) 庁内検討組織について

情報公開制度の調査研究及び条例素案づくり等を目的として、庁内検討組織で検討を重ねました。

ア 宮崎市情報公開検討委員会（平成8年6月18日設置）

助役を長として、各部局長（20名）で構成され、平成10年度に5回開催しました。

イ 宮崎市情報公開検討委員会幹事会（平成8年6月18日設置）

総務課長を長として、各調整課長（19名）で構成され、平成10年度に7回開催しました。

### (2) 市民の声の反映について（懇話会の組織化）

平成10年4月、宮崎市情報公開懇話会設置要綱に基づき、市民代表及び学識経験者あわせて15名の委員で、宮崎市情報公開懇話会を設置し、平成10年度、懇話会を6回開催しました。

### (3) 制度の導入経過等について

平成10年 5月～10月	懇話会審議 → 提言（10月28日）
平成10年12月25日	12月議会にて条例制定後、公布
平成11年 2月下旬	管理職研修（課長級以上）
平成11年 4月下旬	文書主任研修（情報公開及び新文書管理システムについて）
平成11年 6月上～中旬	『市広報』6月号に記事掲載、庁内へのポスター掲出等
平成11年 6月中旬	『情報公開の手引き』を各課に配布 『庁内広報』に特集記事を掲載
平成11年 7月 1日	宮崎市情報公開条例の施行 本庁舎5階に「市民情報センター」を設置
平成11年 7月19日	第1回宮崎市情報公開審査会の開催
平成11年10月中旬	「情報公開リーフレット」を自治会班回覧
平成14年10月 1日	宮崎市情報公開条例の全部改正
平成17年 4月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（水道局と下水道部の統合に伴うもの）
平成18年 1月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（佐土原町、田野町、高岡町との合併に伴うもの）
平成19年10月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（独立行政法人、地方独立行政法人等に関する規定を定めるもの）
平成22年 3月23日	宮崎市情報公開条例の一部改正（清武町との合併に伴うもの）
平成28年 4月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（行政不服審査法の改正に伴うもの）

平成30年10月 1日	宮崎市情報公開条例の一部改正（個人情報保護法の改正に伴うもの）
-------------	---------------------------------

## Ⅱ 情報公開制度の運用状況

### 1 公開請求(申出)の件数及びその処理状況

令和2年度における公文書公開請求(申出)件数及びその処理状況は、次のとおりです。

表1 令和2年度 公開請求の処理状況

	公開請求 (申出)件数	処理状況				
		公開	部分公開	非公開	うち不存在	取下げ
請求	550	407	127	11	10	5
申出	227	192	29	2	2	4
合計	777	599	156	13	12	9

## 2 実施機関別の請求(申出)件数及びその処理状況

令和2年度における実施機関別の請求(申出)件数は、次のとおりです。

表2 令和2年度 実施機関別請求(申出)件数及び処理状況

実施機関	請求申出		区分	公開	部分公開	非公開	うち 不存在	取下げ	小計	期間延長
	件数	割合								
市長	613	78.9%	請求	280	112	9	8	2	403	5
			申出	180	24	2	2	4	210	0
			計	460	136	11	10	6	613	5
議会	6	0.8%	請求	5	0	0	0	0	5	0
			申出	1	0	0	0	0	1	0
			計	6	0	0	0	0	6	0
選挙管理 委員会	2	0.3%	請求	1	0	0	0	1	2	0
			申出	0	0	0	0	0	0	0
			計	1	0	0	0	1	2	0
監査委員	1	0.1%	請求	0	1	0	0	0	1	0
			申出	0	0	0	0	0	0	0
			計	0	1	0	0	0	1	0
農業委員会	1	0.1%	請求	1	0	0	0	0	1	0
			申出	0	0	0	0	0	0	0
			計	1	0	0	0	0	1	0
教育委員会	19	2.4%	請求	6	2	2	2	0	10	0
			申出	7	2	0	0	0	9	0
			計	13	4	2	2	0	19	0
上下水道 事業管理者	91	11.7%	請求	84	5	0	0	1	90	0
			申出	1	0	0	0	0	1	0
			計	85	5	0	0	1	91	0
消防長	41	5.3%	請求	30	4	0	0	1	35	0
			申出	3	3	0	0	0	6	0
			計	33	7	0	0	1	41	0
公立大	3	0.4%	請求	0	3	0	0	0	3	0
			申出	0	0	0	0	0	0	0
			計	0	3	0	0	0	3	0

合計	777	100%	請求	407	127	11	10	5	550	5
			申出	192	29	2	2	4	227	0
			計	599	156	13	12	9	777	5

### 3 請求者の内訳

令和2年度における公文書公開請求(申出)者の内訳は、次のとおりです。

表3 令和2年度 請求(申出)者の内訳

区分	請求		申出		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
市内に住所を有する者	141	25.6%	8	3.5%	149	19.2%
市内に事務所等を有する者	384	69.8%	8	3.5%	392	50.5%
市内の事務所等に勤務する者	15	2.7%	0	0.0%	15	1.9%
市内の学校に在学している者	1	0.2%	0	0.0%	1	0.1%
事務事業に利害関係を有する者	2	0.4%	2	0.9%	4	0.5%
その他の申出	7	1.3%	209	92.1%	216	27.8%
合計	550	100%	227	100.0%	777	100.0%

### 4 非公開理由の適用状況

非公開(部分公開を含む。)となった事案の理由別内訳は、次のとおりです。

表4 令和2年度 非公開理由別集計表

項目	件数	割合
条例第7条第1号 法令秘情報/法令秘に関する情報	0	0.0%
条例第7条第2号 個人情報/個人に関する情報	97	47.1%
条例第7条第3号 法人等事業活動情報/法人等に関する情報	34	16.5%
条例第7条第4号 公共安全保護情報/公共の安全等に関する情報	4	1.9%
条例第7条第5号 意思形成過程情報/審議、検討又は協議に関する情報	4	1.9%
条例第7条第6号 事務事業執行情報/事務事業に関する情報	55	26.7%
条例第9条 公文書存否情報	0	0.0%
不存在(一部不存在を含む。)	12	5.8%
合計	206	100.0%

注) 1件につき複数の理由がある場合は、それぞれの項目に重複して計上しています。

## 5 審査請求の状況

公文書の公開請求に対する非公開等の決定について不服があるときは、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。

令和2年度においては、審査請求が1件ありました。

表5 令和2年度 審査請求の状況

区分	提起 年月日	対象文書	受付 機関	諮問・答申 年月日
				答申内容
審査請求	令和2年 8月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度第1回中央東自治区地域協議会（定例会）令和2年4月15日の会議録・議事録及び音声データ</li> <li>令和2年度第3回中央東自治区地域協議会（定例会）令和2年8月5日の音声データ</li> </ul>	市長	令和2年11月20日 令和3年5月26日  実施機関が行った非公開決定に対する審査請求について、棄却されるべきとする審査庁の考え方は、妥当である。

## 6 情報提供の状況

市民情報センターには、市が作成及び取得した行政資料を展示しており、市民が自由に利用し、閲覧に供することで、これらの情報を広く提供しています。

また、所管課に保管されている行政資料についても、所管課において閲覧できることとしています。

なお、市民情報センターでは、情報提供についても利用者の希望に応じ、写しの交付を行っています。

## Ⅲ 個人情報保護制度の概要

### 1 個人情報保護制度の意義

情報処理技術及び電気通信技術の急速な進歩により、行政運営においても、また、民間の事業活動においても、情報の価値が飛躍的に高まり、個人に関する情報が大量に収集、蓄積、利用されるようになってきています。このような情報化社会の進展は、生活に便利さと豊かさをもたらしている反面、個人情報そのものの取扱いに適正さを欠いた場合は、プライバシーを中心とする個人の権利利益を侵害するおそれも一層深刻なものとなってきています。

本市においては、「宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」を昭和59年3月に制定し、本市の機関が電子計算機により処理する個人情報について、その保護を図ってきましたが、本市における個人情報を取り扱う事務は、大半が手作業処理となっており、これら手作業処理に係る個人情報についても保護措置を講じる必要性が生じてきていました。

このような状況の中、本市においても、平成13年7月から宮崎市個人情報保護制度懇話会による検討を進め、市民のプライバシーをより一層保護するとともに、今後の市政の適正な運営に資するため、平成14年10月1日に「宮崎市個人情報保護条例」を施行しました。

この制度は、新しいプライバシーに対する考え方である「自分の情報の流れをコントロールする権利」に対応するため、自己情報の開示請求権等を保障し、手作業処理に係る個人情報も含めた個人情報の取扱いの基本的事項を定めるとともに、民間部門が保有する個人情報についても保護措置を講じています。

なお、本市における個人情報保護制度は、昭和57年7月に報告された「プライバシー保護研究会意見」の5原則を基本とし、制度化しています。

### 2 個人情報保護制度の概要

#### (1) 目的

この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権を擁護し、及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的としています。

#### (2) 個人情報

個人情報とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

### (3) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人

### (4) 個人情報取扱事務の届出及び閲覧

ア 実施機関は、個人情報取扱事務を開始、変更又は廃止するに当たっては、一定の事項を市長に報告しなければなりません。ただし、本市の職員等に係る事務については、適用しません。

イ 市長は個人情報取扱事務の目録を作成し、市民の閲覧に供しなければなりません。

### (5) 収集の制限

ア 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければなりません。

イ 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人の同意があるときや個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、事務の執行上やむを得ないと認められるとき等を除き、本人から収集しなければなりません。

ウ 実施機関は、法令等に定めがあるとき、又は個人情報保護審査会の意見を聴いて、事務の執行上必要があると認められるときを除き、思想、信条及び宗教等に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集しません。

### (6) 利用及び提供の制限

ア 実施機関は、本人の同意があるときや個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、事務の執行上やむを得ないと認められるとき等を除き、個人情報を取り扱う事務の目的以外のために個人情報を利用又は提供しません。

イ 実施機関が、実施機関以外のものへ個人情報を提供する場合は、必要に応じ、提供先に対し、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずること等を求めることができます。

### (7) 電子計算機の結合による提供の制限

実施機関は、法令等に定めがあるとき、又は個人情報保護審査会の意見を聴いたうえで必要と認めた場合を除き、実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供するため、通信回線による電子計算機の結合をしません。

### (8) 適正な管理

ア 実施機関は、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければなりません。

イ 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止等の個人情報の適切な管理に必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する責任体制を明確にし

なければなりません。

ウ 実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄又は消去しなければなりません。

#### (9) 委託に伴う措置

実施機関は、個人情報を取り扱う事務の委託に当たっては、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければなりません。

#### (10) 個人情報の開示請求

ア 何人も、実施機関の保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができます。

イ 開示請求をしようとする者は、本人であることを証明する書類の提示等を行わなければなりません。

ウ 実施機関は、原則として、開示請求があった日の翌日から14日以内に、当該個人情報を開示するか否かを決定しなければなりません。

エ 開示請求に対しては、次に掲げる情報のいずれかに該当する個人情報を除き、開示しなければなりません。

(ア) 法令秘情報

(イ) 評価・診断等情報

(ウ) 調査・争訟等情報

(エ) 公共安全等情報

(オ) 国等関係情報

(カ) 第三者情報

(キ) 未成年関係情報

オ 自己に関する個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときの手数料は、無料とします。ただし、写しの作成及び送付に要する費用については、請求者の負担となります。

#### (11) 個人情報の訂正請求

ア 何人も、開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）請求ができます。

イ 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出しなければなりません。

ウ 実施機関は、原則として、訂正請求があった日の翌日から30日以内に、当該個人情報を訂正するか否かを決定しなければなりません。

#### (12) 個人情報の利用停止請求

ア 何人も、自己に関する個人情報が、収集、利用、保管、記録、提供の制限に違反して取り扱っていると認めるときは、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができます。

イ 実施機関は、原則として、利用停止請求があった日の翌日から30日以内に当該個人情報を利用停止するか否かを決定しなければなりません。

### (13) 個人情報保護審査会

ア 実施機関は、個人情報の開示、訂正、利用停止の請求に対する決定について、審査請求があった場合は、個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行わなければなりません。

イ 個人情報保護審査会は、条例によりその権限に属する事項を処理するとともに、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について審議し、実施機関に意見を述べることができます。

### (14) 事業者が保有する個人情報の保護

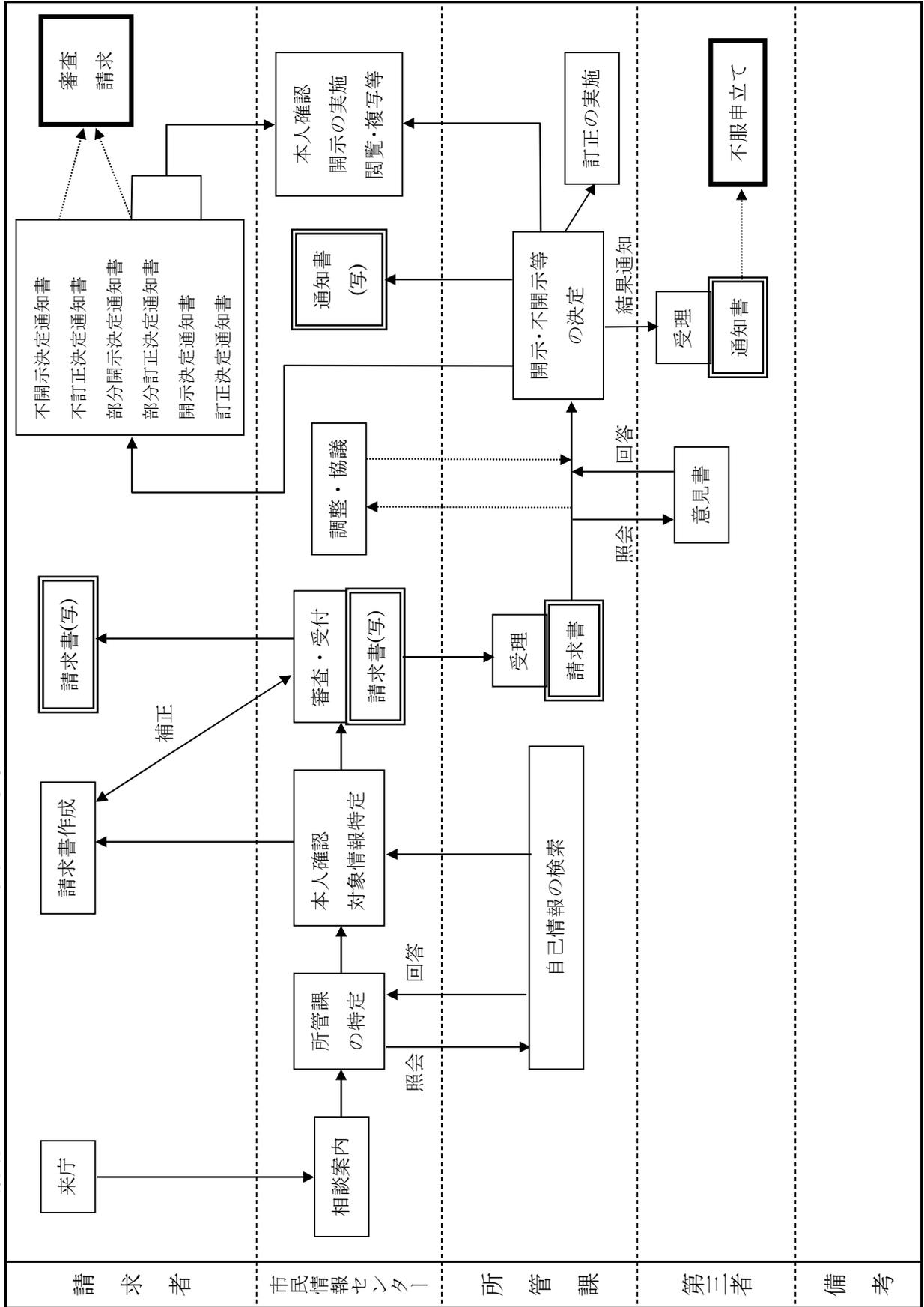
ア 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報保護に関する本市の施策に協力しなければなりません。

イ 本市が出資する法人で市長が定めるものは、この条例に基づく本市の施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

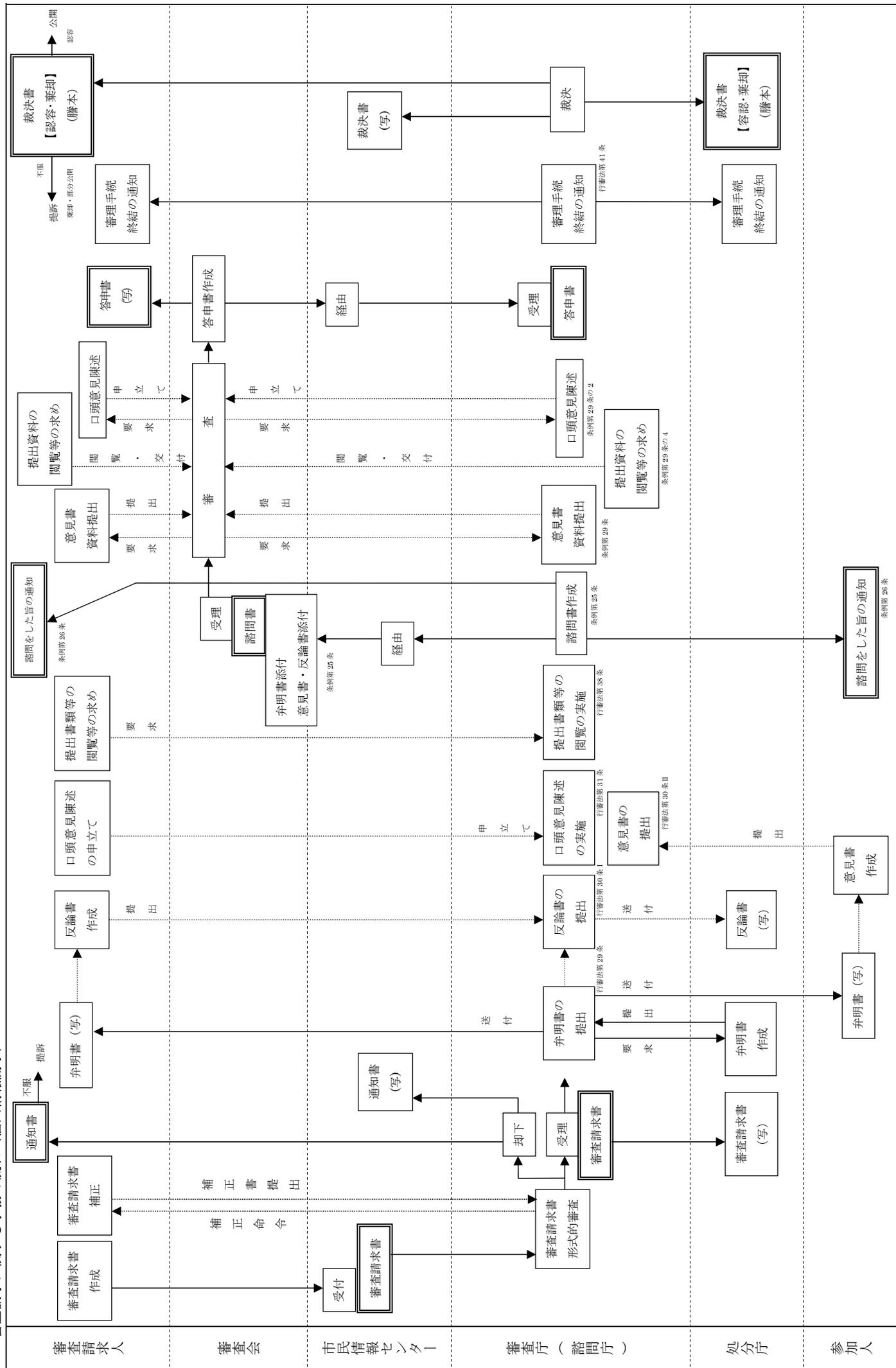
### (15) 市民が保有する個人情報の保護

市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めなければなりません。

### 3 自己情報の開示・訂正請求に関する事務の流れ



4 審査請求に関する事務の流れ（個人情報開示）



## 5 個人情報保護制度導入までの経過

### (1) 「宮崎市個人情報保護制度懇話会」の設置

平成13年5月、宮崎市個人情報保護制度懇話会設置要綱に基づき、市民及び学識経験者あわせて12名の委員で構成する「宮崎市個人情報保護制度懇話会」を設置し、本市における個人情報保護制度のあり方について平成13年度に懇話会を7回開催しました。

### (2) 制度の導入経過等

平成13年11月22日	宮崎市における個人情報保護制度についての提言を行う
平成14年 3月31日	平成14年3月議会にて条例制定案が議決され、「宮崎市個人情報保護条例」を公布
平成14年 4月下旬	文書主任者（庶務担当係長）を対象とした個人情報保護制度説明会を開催
平成14年 7月 1日	「宮崎市個人情報保護条例」の一部（宮崎市個人情報保護審査会に係る部分）施行
平成14年 9月17日	出資法人を対象とした個人情報保護制度説明会を開催
平成14年 9月下旬	文書主任者（庶務担当係長）を対象とした第2回個人情報保護制度説明会を開催
平成14年10月 1日	「宮崎市個人情報保護条例」の全面施行
平成14年10月中旬	個人情報保護制度リーフレットを各団体等に発送
平成17年 4月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（水道局と下水道部の統合に伴うもの）
平成18年 1月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（佐土原町、田野町、高岡町との合併に伴うもの）
平成19年10月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（独立行政法人、地方独立行政法人等に関する規定を定めるもの）
平成21年 4月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（郵送による個人情報の開示に関するもの）
平成22年 3月23日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（清武町との合併に伴うもの）
平成27年 9月18日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴うもの）
平成28年 4月 1日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（行政不服審査法の改正に伴うもの）
平成29年 6月27日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（情報提供ネットワークシステムの運用開始に伴うもの）
平成30年 3月30日	宮崎市個人情報保護条例の一部改正（要配慮個人情報の取扱いを定めるもの）

## IV 個人情報保護制度の運用状況

### 1 開示・訂正請求の件数及びその処理状況

令和2年度における個人情報の開示・訂正請求件数及びその処理状況は次のとおりです。  
 なお、利用停止の請求はありませんでした。

表1 令和2年度 開示請求の処理状況

開示請求 件数	処理状況				
	開示	部分開示	不開示	うち不存在	取下げ
71	23	32	12	12	

表2 令和2年度 訂正請求の処理状況

訂正請求 件数	処理状況			
	訂正	部分訂正	不訂正	取下げ
1	0	1	0	0

### 2 実施機関別の請求件数及びその処理状況

令和2年度における実施機関別の開示請求件数は、次のとおりです。

なお、訂正請求（1件）の実施機関及びその処理状況については、実施機関が市長、部分訂正（期間延長なし）となっております。

表3 令和2年度 実施機関別開示請求件数及び処理状況

実施機関	請求		開示	部分開示	不開示	うち不存在	取下げ	小計	期間延長
	件数	割合							
市長	59	83.1%	23	21	12	12	3	59	3
教育委員会	3	4.2%	0	3	0	0	0	3	1
消防長	8	11.3%	0	8	0	0	0	8	0
上下水道 事業管理者	1	1.4%	0	0	0	0	1	1	0
合計	71	100%	23	32	12	12	4	71	4

### 3 不開示理由の適用状況

開示請求に係る不開示（部分開示を含む。）となった事案の理由別内訳は、次のとおりです。

表4 令和2年度 不開示理由別集計表

項目	件数	割合
条例第15条第1号 法令秘情報／法令秘に関する情報	0	0%
条例第15条第2号 評価等情報／評価、診断、判定、選考等に関する情報	7	11.7%
条例第15条第3号 事務事業執行情報／事務事業に関する情報	4	6.6%
条例第15条第4号 公共安全保護情報／公共の安全等に関する情報	2	3.3%
条例第15条第5号 国等協力関係情報／国等との協力関係に関する情報	3	5%
条例第15条第6号 第三者情報／第三者に関する情報	31	51.7%
条例第15条第7号 未成年者等保護情報／未成年者等の保護に関する情報	1	1.7%
不存在（一部不存在を含む。）	12	20%
合計	60	100%

注) 1件につき複数の理由がある場合は、それぞれの項目に重複して計上しています。

### 4 審査請求の状況

個人情報の開示請求に対する不開示等の決定について不服があるときは、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。

令和2年度においては、審査請求が5件ありました。

表5 令和2年度 審査請求の状況

請求年月日	対象文書	受付機関	諮問年月日
令和2年10月30日	本人及び母の生活保護のケース記録	市長	(審理手続中)
令和3年1月14日	本人に係る〇〇〇の利用に関する一切の情報	市長	(審理手続中)
令和3年2月8日	いじめに関する一切の文書等	教育委員会	(審理手続中)
令和3年3月16日	〇〇〇と本人の間で起きた暴行事案等に関し、市・県・警察との3者での協力体制を取らない理由を記載した文書	市長	(審理手続中)
令和3年3月16日	市側が〇〇〇と本人の間で起きた虐待案件に関し、「虐待の認定はできない」と判断した理由が分かる文書	市長	(審理手続中)

注) 〇〇〇は、障がい福祉サービス事業所の名称

## 5 事務の届出状況

個人情報を取り扱う事務の実施機関別届出件数は、次のとおりです。

表6 令和2年度 個人情報取扱事務届出状況

実施機関		届出件数		
		開始	変更	廃止
市長	企画財政部	1	3	0
	総務部	0	1	0
	危機管理部	1	2	0
	税務部	1	2	0
	地域振興部	3	2	0
	佐土原総合支所	0	0	0
	田野総合支所	0	0	0
	高岡総合支所	1	0	0
	清武総合支所	1	0	0
	環境部	2	0	0
	福祉部	4	4	0
	子ども未来部	1	20	1
	健康管理部	1	2	0
	農政部	3	1	0
	観光商工部	2	3	1
	建設部	0	1	0
	都市整備部	3	1	1
	会計課	0	0	0
	教育委員会	1	4	0
	選挙管理委員会	0	0	0
公平委員会	0	0	0	
監査委員	0	0	0	
農業委員会	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	
上下水道事業管理者	0	0	0	
消防長	1	3	1	
議会	0	0	0	
公立大	0	0	0	
合計		25	49	4

# V 資料

## 1 情報公開請求申出の内容と処理状況(令和2年度)

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
1	4/1	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和2年3月23日～令和2年3月31日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和2年3月23日～令和2年3月31日までの受付分)		4/9	部分公開	第7条第2号	建築行政課
2	4/1	申出	第4次宮崎市病院事業経営計画策定支援業務委託公募型プロポーザル選定に係る下記書類 1. 選定業者の提案書類 2. 弊社の採点表		4/14	公開		保健医療課
3	4/2	請求	幹線管路耐震化事業北川内工区配水管布設替工事(その2)の金額入り設計書 幹線管路耐震化事業北川内工区配水管布設替工事(その3)の金額入り設計書		4/6	公開		水道整備課
4	4/2	申出	「食品衛生法に基づく営業許可施設台帳」 【地域】宮崎市内全域 【対象】飲食店営業(令和2年3月1日～令和2年3月31日の新規営業許可(自動販売機、移動店舗、臨時営業及び露店を除く)) 【内容】屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、初回許可年月日、細分業種		4/20	公開		保健衛生課
5	4/2	申出	令和2年3月1日～3月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・①施設名称、②施設所在地、③電話番号、④確認年月日、⑤開設者氏名		4/20	公開		保健衛生課
6	4/2	申出	令和2年3月1日～3月31日までに新規で営業許可を取得した美容所における以下の項目 ・①施設名称、②施設所在地、③電話番号、④確認年月日、⑤開設者氏名		4/10	公開		保健衛生課
7	4/2	申出	令和2年3月1日～3月31日までに新規で開設した施術所(あはき・柔整)における以下の項目 ・①施設名称、②施設所在地、③電話番号、④確認年月日、⑤開設者氏名			取下		保健医療課
8	4/3	請求	令和2年度公立大学植栽管理業務 金額入り設計書		4/13	部分公開	第7条第6号	企画総務課
9	4/3	申出	令和2年3月1日から3月31日までの間に新規で食品営業許可を取得した全業種の施設の一覧 項目: 営業所名称(屋号)、営業所住所、営業所電話番号、営業者氏名、営業者代表者名、営業者住所、営業者電話番号、業種、許可年月日、許可満了日、許可番号		4/20	公開		保健衛生課
10	4/3	請求	令和元年度4月～3月 落札率(統計)		4/15	公開		契約課
11	4/3	請求	令和2年度都市公園維持管理業務委託(1工区) 令和2年度都市公園維持管理業務委託(2工区) 令和2年度都市公園維持管理業務委託(3工区) 令和2年度都市公園維持管理業務委託(4工区) 令和2年度都市公園維持管理業務委託(5工区)		4/9	部分公開	第7条第6号	清武・農林建設課
12	4/3	請求	西部地区都市公園等維持修繕工事(単価契約)		4/8	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
13	4/3	請求	宮崎公立大学植栽管理業務委託		4/15	部分公開	第7条第6号	企画総務課
14	4/3	申出	宮崎市内で、令和2年3月1日～3月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動・臨時、自動販売機等は除く ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		4/20	公開		保健衛生課
15	4/6	請求	市道光ヶ丘梅野通線外4線樹木管理業務委託(金額入り設計書(当初))		4/6	公開		佐土原・農林建設課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
16	4/6	申出	令和2年3月1日から令和2年3月31日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報全て)の屋号、営業所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種、初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日。法人については、本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名についての資料の一覧		4/20	公開		保健衛生課
17	4/6	申出	令和2年3月1日～令和2年3月31日の間に理容・美容業の新規確認を受けた全施設(廃業しているものを除く)の、1. 施設名称、2. 施設所在地、3. 施設電話番号、4. 開設者名、5. 代表者氏名(法人のみ)、6. 開設者住所(法人のみ)、7. 開設者電話番号(法人のみ)、8. 確認年月日、9. 確認番号		4/17	公開		保健衛生課
18	4/6	申出	平成31年度(平成30年度報告分)のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書の事業場別集計表		4/14	公開		廃棄物対策課
19	4/6	請求	宮崎市清武総合支所第二庁舎外壁改修工事 金入り設計書		4/9	公開		管財課
20	4/6	請求	宮崎市営住宅池内団地150・151棟外壁改修工事 宮崎市営住宅池内団地152棟外壁改修工事 宮崎市営住宅南窪団地157・158棟外壁改修工事 宮崎市営住宅南窪団地156棟外壁改修工事 宮崎市営住宅生目台団地189棟外壁改修工事 宮崎市営住宅生目台団地190棟外壁改修工事 宮崎市営住宅学園木花台団地217・218棟外壁改修工事 金入り設計書		4/8	公開		建築住宅課
21	4/6	請求	畑2号橋橋梁修繕工事 町前橋橋梁修繕工事(その2) 東大宮いちよう橋橋梁修繕工事 金入り設計書		4/6	公開		道路維持課
22	4/6	請求	天神地区学習等供用施設外壁改修工事 赤江東地区交流センター外壁改修工事 春日台地区学習等供用施設外壁改修工事 宮本地区学習等供用施設 黒田地区学習等供用施設外壁改修工事		4/13	公開		地域コミュニティ課
23	4/6	請求	加納スポーツセンター外壁改修工事 金入り設計書		4/7	公開		スポーツランド推進課
24	4/6	請求	宮崎市大塚台児童プール塗装改修工事金額入設計書		4/13	公開		子育て支援課
25	4/6	請求	宮崎市立広瀬中学校北校舎東棟外壁改修工事 宮崎市立住吉南小学校西校舎外壁改修工事 宮崎市立東大宮中学校プール槽底面塗装改修工事 上記工事の金入り設計書		4/10	公開		学校施設課
26	4/6	請求	宮崎市民文化ホール大ホール北面外外壁改修工事に関わる単価入り設計書		4/10	公開		文化・市民活動課
27	4/6	請求	道の駅フェニックス木階段・展望デッキ塗装工事 単価入り設計書		4/8	公開		観光戦略課
28	4/6	請求	大塚台1号線外37線街路樹維持管理業務委託金入り設計書		4/8	公開		道路維持課
29	4/6	請求	大淀川市民緑地芝生管理業務委託(親水公園)金入り設計書		4/10	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
30	4/7	請求	令和元年度601-1105吹上地区(水路)災害復旧工事 第558号面早流1号線道路災害復旧工事金入り設計書		4/9	公開		高岡・農林建設課
31	4/7	請求	合流地区外管渠改築工事(1-6工区) 合流地区管渠改築工事(1-7工区) 合流地区管渠改築工事(1-8工区) 合流地区管渠改築工事(1-9工区) 下水道管路施設耐震化工事(1-4工区) 下水道管路施設耐震化工事(1-5工区) 金額入り設計書(当初設計書)		4/8	公開		下水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
32	4/8	請求	都市公園等管理業務委託(二葉街区公園外) 都市公園等管理業務委託(垂水公園外) 都市公園等管理業務委託(平原公園外) 都市公園等管理業務委託(大塚台公園外) 都市公園等管理業務委託(生目台公園外) 都市公園等管理業務委託(天神山公園外) 令和2年度 都市公園等管理業務委託(郡司分公園外) 都市公園等管理業務委託(木花公園外) 大淀川市民緑地管理業務委託(桜堤) 大淀川市民緑地芝生管理業務委託(親水公園) 大淀川市民緑地(水辺の学校) 後田川緑道外1公園管理業務委託 橋公園管理業務委託 橋公園芝生管理業務委託 蓮ヶ池史跡公園管理業務委託 生目古墳群史跡公園管理業務委託		4/20	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
33	4/9	請求	宮崎市立本郷小学校高圧受変電設備更新工事に関する金 入り設計書		4/10	公開		学校施設課
34	4/9	請求	高岡9-1マンホールポンプ場電気機械設備工事に関する金 入り設計書		4/14	公開		下水道施設課
35	4/9	請求	宮崎市営住宅南窪団地156棟屋上防水改修工事 宮崎市営住宅池内団地152棟屋上防水改修工事 宮崎市営住宅池内団地150・151棟屋上防水改修工事 宮崎市営住宅生目台団地189棟外壁改修工事 宮崎市営住宅学園木花台団地217・218棟外壁改修工事 宮崎市営住宅生目台団地190棟外壁改修工事 宮崎市営住宅南窪団地157.158棟外壁改修工事 宮崎市営住宅池内団地150・151棟外壁改修工事 金入り設計書		4/13	公開		建築住宅課
36	4/9	請求	東大宮いちよう橋橋梁修繕工事(その2) 町前橋橋梁修繕工事(その2) 金入り設計書		4/9	公開		道路維持課
37	4/9	請求	黒田地区学習等供用施設外壁改修工事 宮本地区学習等供用施設外壁改修工事 赤江東地区交流センター外壁改修工事 片瀬・下山地区学習等供用施設屋上防水等改修工事 大炊田地区学習等供用施設往生防水改修工事		4/15	公開		地域コミュニティ課
38	4/9	請求	道の駅フェニックス木階段・展望デッキ塗装工事 道の駅フェニックス2階屋上外防水改修工事 金入り設計書		4/14	公開		観光戦略課
39	4/9	請求	宮崎市民文化ホール大ホール北面外外壁改修工事に 関する金額入り設計書		4/15	公開		文化・市民活動課
40	4/9	請求	加納スポーツセンター外壁改修工事 宮崎市総合体育館弓道場床塗装改修工事 金入り設計書		4/14	公開		スポーツランド推進 課
41	4/9	請求	宮崎市清武総合支所第二庁舎外壁改修工事 宮崎市清武総合支所第二庁舎屋上防水改修工事 宮崎市本庁舎屋上防水改修工事 宮崎市本庁舎議場棟外屋上防水改修工事 金入り設計書		4/17	公開		管財課
42	4/9	請求	宮崎市総合福祉保健センター屋内プール止水工事 設計書		4/16	公開		福祉総務課
43	4/9	請求	宮崎市総裁センター屋上梁補修工事 金入り設計書		4/17	公開		生活課
44	4/9	請求	宮崎市中央卸市場食堂棟屋上防水改修工事 金入り設計 書		4/24	公開		市場課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
45	4/9	請求	宮崎市立榎小学校北校舎東側屋上防水改修工事 宮崎市立宮崎東小学校北校舎屋根防水改修工事 宮崎市立久峰中学校南校舎西棟外屋上防水改修工事 宮崎市立国富小学校南校舎屋上防水改修工事 宮崎市立宮崎西中学校北校舎屋上防水改修工事 宮崎市立那珂小学校屋内運動場屋上防水改修工事(緊急工事) 宮崎市立住吉中学校屋内運動場屋根防水部分改修工事 宮崎市立東大宮中学校プール槽底面塗装改修工事 宮崎市立住吉南小学校西校舎外壁改修工事 宮崎市立広瀬中学校北側校舎東棟外外壁改修工事		4/13	公開		学校施設課
46	4/9	請求	宮崎市立恒久小学校給食室屋上防水改修工事 宮崎市立住吉南小学校給食室床塗装改修工事 金入り設計書		4/17	公開		保健給食課
47	4/9	請求	宮崎市北消防署西部出張所屋上防水改修工事		4/20	公開		総務課
48	4/10	申出	令和元年9月1日から令和元年9月30日までに新たに確認した理容所・美容所の下記項目 ①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤確認年月日		4/17	公開		保健衛生課
49	4/10	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和2年4月1日～令和2年4月9日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和2年4月1日～令和2年4月9日までの受付分)		4/17	部分公開	第7条第2号	建築行政課
50	4/13	請求	①合流地区管渠改築工事(1-8工区)(入札日R2.2.27)金入り設計書 ②下水道管路施設耐震化工事(1-4工区)(入札日R2.3.24)金入り設計書 ③合流地区管渠改築工事(1-7工区)(入札日R2.3.27)金入り設計書		4/16	公開		下水道整備課
51	4/14	請求	塩路江良ノ上線外45線路面清掃業務委託の単価記載済み実施設計書(令和2年度分)		4/16	公開		道路維持課
52	4/15	請求	宮崎市上下水道局下水道施設課発注の「宮崎処理場外維持管理業務委託」の契約結果		4/22	部分公開	第7条第3号	下水道施設課
53	4/15	請求	宮崎市において令和2年1月1日から令和2年3月31日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場業法について開設届出があったもの又は営業許可を取得したものうち、①営業区分(業種、内容名称)、②営業所の屋号、③営業所の住所、④営業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)、⑤営業所の電話番号		4/23	公開		保健衛生課
54	4/16	請求	分流地区人孔築造工事(1-1工区)における、金入り設計書の公開。		4/21	公開		下水道整備課
55	4/20	申出	指定避難所である小中学校(以下5校)の体育館に使用している板ガラスの種類と面積が分かる資料。※図面や建具表など(最新のもの) 小学校(3校):大塚小、田野小、高岡小 中学校(2校):住吉中、広瀬中		4/23	公開		学校施設課
56	4/20	申出	店舗販売業・薬局の最新届出店舗一覧の請求(名称、住所、電話番号、開設者氏名) 昨年度3月末までの情報		4/24	公開		保健医療課
57	4/20	請求	平成28年度定期募集・応募・入居状況一覧(特目単位) 平成29年度定期募集・応募・入居状況一覧(特目単位) 平成30年度定期募集・応募・入居状況一覧(特目単位) 平成31年度定期募集・応募・入居状況一覧(特目単位)		4/23	公開		建築住宅課
58	4/20	申出	宮崎市消防局が保有する防火対象物一覧表		4/27	公開		予防課
59	4/20	請求	分流地区人孔築造工事(1-2工区)		4/27	公開		下水道整備課
60	4/21	請求	令和2年3月9日開催の建設企業常任委員会における環境保全課の質疑録音データ		5/1	公開		議事調査課
61	4/21	請求	平成27年6月 不動産公売広報 売却区分番号13番の明細書(宮崎市末広二丁目77)		4/23	公開		納税管理課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
62	4/21	請求	地域経済循環創造事業交付金関連調査特別委員会最終報告書に係る5頁 宮崎県フードビジネス課の証言、6頁〇〇〇関係証言上部(1)、(2)の新製品開発状況に係る証言		5/7	公開		議事調査課
63	4/21	請求	地域経済循環創造事業交付金関連調査特別委員会最終報告書に係る9頁(6)、(7)の資料		5/7	部分公開	第7条第2号、第3号	工業政策課
64	4/21	請求	本市と会計検査院の間における、本交付金に関するメールでのやり取り		5/7	非公開	第7条第6号	工業政策課
65	4/21	請求	地域経済循環創造事業交付金関連調査特別委員会最終報告書に係る9頁(8)の資料		5/7	公開		秘書課
66	4/21	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳(令和2年4月10日～令和2年4月20日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和2年4月10日～令和2年4月20日までの受付分)		5/11	部分公開	第7条第2号	建築行政課
67	4/21	請求	南宮崎駅東通線外27線街路樹維持管理業務委託		4/23	公開		道路維持課
68	4/23	請求	平成31年4月21日執行 宮崎市議会議員選挙 公職候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨		4/28	公開		選挙管理委員会事務局
69	4/23	申出	宮崎市内の地下タンク貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所を有する事業所一覧 タンク要領 貯蔵油種 事業所の住所、電話番号		5/14	公開		予防課
70	4/27	請求	宮崎市内の鍼灸マッサージを営む店の一覧 鍼灸マッサージ院の施設名・代表社名・電話番号・住所		5/1	部分公開	第7条第2号	保健医療課
71	4/30	申出	建築計画概要書 令和2年1月1日～令和2年4月30日に確認されたもの		5/1	取下		建築行政課
72	4/30	申出	建築計画概要書 令和2年4月1日～直近のものまで		5/12	公開		建築行政課
73	4/30	請求	平成20年度行政事務概要 ・組織図 ・主要所掌事務		5/13	公開		総務法制課
74	5/1	請求	合流地区下水道官路調査業務委託(2-1工区)の単価記載済み実施設計書 ストックマネジメント計画下水道管路点検調査業務委託(2-1工区)の単価記載済み実施設計書		5/11	公開		下水道整備課
75	5/7	請求	地域経済循環創造事業交付金に係る調査特別委員会報告書 証人尋問における戸敷正(市長)の証言及び原田賢一郎(副市長)の証言		5/20	公開		議事調査課
76	5/7	請求	総務省と市とのメールのやりとり内容及び市長への報告書(H29.6.1、H29.7.18)		5/20	部分公開	第7条第3号、第6号	工業政策課
77	5/7	申出	宮崎市内で、令和2年4月1日～4月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動・臨時、自動販売機等は除く ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		5/22	公開		保健衛生課
78	5/7	申出	令和2年4月1日～4月31日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日日についての一覧表。(自動販売機、仮設移動、自動車、短期、臨時等での営業を除く) 外2件		5/22	公開		保健衛生課
79	5/7	申出	令和2年4月1日～4月31日までに新規で開設した美容室の一覧表 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日日についての一覧表。		5/14	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
80	5/7	申出	令和2年4月1日～4月31日までに新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧表 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日についての一覧表。		5/15	部分公開	第7条第2号	保健医療課
81	5/7	申出	2020年4月1日から4月31日までの間に新規で食品営業許可を取得した全業種の施設の一覧 項目:営業所名称(屋号)、営業所住所、営業所電話番号、営業者氏名、営業者代表者名、営業者住所、営業者電話番号、業種、許可年月日、許可満了日、許可番号		5/22	公開		保健衛生課
82	5/7	申出	大気汚染防止法における、下記条件に該当する揮発性有機化合物排出施設設置届出書あるいは使用届出書及び最新の変更届出書 <条件> 処理装置(様式第2の2の別紙2に記載)を有する施設で最新年度の届出のみ		5/15	部分公開	第7条第3号	環境保全課
83	5/7	申出	建築計画概要書 令和元年10月1日～令和2年3月31日に確認されたもの		5/13	公開		建築行政課
84	5/11	請求	芳士四本松線3工区道路改良工事(その5) 金入り設計書		5/12	公開		土木課
85	5/11	申出	令和2年4月1日から令和2年4月30日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報全て)の屋号、営業所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種、初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日。法人については、本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名についての資料の一覧		5/22	公開		保健衛生課
86	5/11	申出	令和2年4月1日～令和2年4月30日の間に理容・美容業の新規確認を受けた全施設(廃業しているものを除く)の、1. 施設名称、2. 施設所在地、3. 施設電話番号、4. 開設者名、5. 代表者氏名(法人のみ)、6. 開設者住所(法人のみ)、7. 開設者電話番号(法人のみ)、8. 確認年月日、9. 確認番号		5/19	公開		保健衛生課
87	5/11	申出	本請求書受理現在までに宮崎市で食品営業の許可を受けた施設の全業種一覧の下記項目 1施設名称 2施設住所 3施設電話番号 4 申請者氏名(法人の場合は商号及び代表者氏名) 5 許可年月日		5/25	公開		保健衛生課
88	5/11	申出	本請求書受理現在までに宮崎市で許可を受けた理容所、美容所、クリーニング所の施設の全業種一覧の下記項目 1施設名称 2施設住所 3施設電話番号 4 申請者氏名(法人の場合は商号及び代表者氏名) 5 許可年月日		5/26	公開		保健衛生課
89	5/11	請求	木原地区下水道管布設工事(1-2工区)における、金入り設計書の公開。		5/14	公開		下水道整備課
90	5/12	請求	南部地区道路舗装維持修繕工事(単価契約4月～9月)の金額入り設計書		5/18	公開		道路維持課
91	5/12	請求	平成31年度 木原地区市道草刈業務委託 金入り設計書		5/15	公開		清武・農林建設課
92	5/12	請求	令和2年度 宮崎市清武総合支所樹木維持管理業務委託 金入り設計書		5/25	公開		管財課
93	5/12	請求	宮崎市総務部契約課発注の下記工事の金入り設計書(内訳表、明細表、運転単価表)の写し 1. 平成31年度(宮委)第6号 清武水道施設草刈業務委託		5/13	部分公開	第7条第6号	清武営業所工務課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
94	5/12	請求	①平成30年度下半期及び平成31年度上半期検察審査委員候補者の選定において、検察審査員候補者予定者を選定したことが分かるリスト。 ②①予定者に送付した調査票 ③①予定者からくじで選定した後の検察審査員候補者リスト。 ④③リストを添えて宮崎検察審査会事務局に申し送りしたことが分かる文書。			取下		選挙管理委員会事務局
95	5/13	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳(令和2年4月21日～令和2年5月12日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和2年4月21日～令和2年5月12日までの受付分)		5/21	部分公開	第7条第2号	建築行政課
96	5/14	申出	平成2年度工審(拡)8号 第5期拡張事業富吉(水源地・浄水場)電気設備工事、竣工図、平成13年9月綴りの内富吉水源地設備 富吉水源地単線結線図外7枚		5/20	公開		浄水課
97	5/14	請求	宮崎市墓地及び納骨堂の設置に関する条例の一部改正に係る法令審議請求書の提出について 宮崎市墓地及び納骨堂の設置等に関する条例の一部改正について		5/25	公開		生活課
98	5/14	請求	地域コミュニティ課自治会補助金世帯数(平成28年6月1日時点～令和1年(申請書))		5/25	部分公開	第7条第2号	地域コミュニティ課
99	5/14	請求	大塚台市営住宅数6月1日時点の平成28年～令和元年(入居者世帯数)		5/25	公開		建築住宅課
100	5/15	申出	昭和53年度行政事務概要 ・組織図(中央卸売市場管理課) ・主要所掌事務		5/21	公開		総務法制課
101	5/15	請求	平成27年度 国勢調査、保管、仕分け、配送業務仕様書と入札結果		5/21	部分公開	第7条第6号	情報政策課
102	5/18	申出	宮崎市中央卸売市場 新築工事関連書類(別紙のとおり)		5/25	公開		市場課
103	5/18	請求	下江畑野線外23線草刈業務委託 生目的野線外22線草刈り業務委託 大塚台2号線外15線草刈り業務委託 金額入り設計書		5/19	公開		道路維持課
104	5/18	請求	大淀川以北雨水幹線等年間業務委託の金額入り設計書		5/19	公開		土木課
105	5/19	請求	令和元年12月1日から令和2年5月13日現在までの宮崎市内における理容所、美容所、旅館業、クリーニング所の新規許可一覧。 (食品衛生に関して、全業種。ただし臨時・露店・自動販売機・自動車営業を除く) 項目:施設名称・施設住所・施設電話番号・営業者氏名(開設者氏名)・許可年月日(確認年月日)・業種(業態)		5/26	公開		保健衛生課
106	5/19	申出	令和元年12月1日から令和2年5月13日現在までの宮崎市内における食品衛生新規許可一覧。 (食品衛生に関して、全業種。ただし臨時・露店・自動販売機・自動車営業を除く) 項目:施設名称・施設住所・施設電話番号・営業者氏名(開設者氏名)・許可年月日(確認年月日)・業種(業態)		5/29	公開		保健衛生課
107	5/19	申出	令和元年12月1日から令和2年5月13日現在までの宮崎市内におけるあんま、はり、柔道整復師、歯科診療所新規許可一覧。 (食品衛生に関して、全業種。ただし臨時・露店・自動販売機・自動車営業を除く) 項目:施設名称・施設住所・施設電話番号・営業者氏名(開設者氏名)・許可年月日(確認年月日)・業種(業態)		5/25	部分公開	第7条第2号	保健医療課
108	5/19	申出	令和2年4月1日から令和2年4月30日までに新たに確認した理容所・美容所の下記項目 ①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤確認年月日		5/26	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
109	5/19	請求	1) 特定動物のうち「ねこ科」の動物それぞれの増減届等、増減及び増減の理由が分かる書類(平成26年度分から令和2年度5月分まで) 2) 特定動物のうち「ねこ科」の動物を飼養している法人又は個人が、それぞれの動物を令和元年度時点で何頭飼養しているかが分かる資料		5/27	公開		公園緑地課
110	5/19	請求	昭和通線(小戸之橋)道路照明整備工事(その1)の金額入り設計書(図面なし)		5/21	公開		市街地整備課
111	5/19	申出	建築計画概要書 R2.4.3 第4号 R2.4.9 第9号		5/21	公開		建築行政課
112	5/19	申出	建築計画概要書 令和2年4月1日～直近のものまで		5/21	公開		建築行政課
113	5/20	請求	尾園南田2号線外2線排水溝整備工事(入札日:令和2年4月24日)の金入り設計書		5/25	公開		道路維持課
114	5/21	申出	第一種動物取扱業リスト(最新まで)		5/29	公開		保健衛生課
115	5/22	請求	令和2年4月分の開業した飲食店の下記情報を記載した文書 屋号、営業所在地、営業所在地ビル、営業所の電話番号(携帯を除く)、初回許可日、種目 ※自動車販売業、車両販売は除く		5/29	公開		保健衛生課
116	5/25	請求	・学園通線外68線街路樹維持管理管理業務委託 特例措置による労務単価増分(金入り設計書) 令和2年5月15日開札分 ・下北方松橋線25線草刈業務委託(金入り設計書)		5/25	公開		道路維持課
117	5/25	請求	令和2年5月20日開札 市営墓地草刈業務委託(市営桃山墓地外)(金入り設計書)		5/26	公開		生活課
118	5/25	請求	・令和元年 5月15日に入札 金入り設計書 ・希望ヶ丘2の4号線外18草刈業務委託 ・大塚下川線外12線草刈業務委託 ・生日台東4丁目5号線外35線草刈業務委託 ・小松台南27号線外18線草刈業務委託 ・下北方松橋線外25線草刈業務委託 ・鍋ヶ谷相ヶ通線外23線草刈業務委託 ・防災支援拠点草刈業務委託 ・大塚台1号線外14線草刈業務委託 ・大塚台4号線外10線草刈業務委託 ・学園通線外13草刈業務委託		6/2	公開		道路維持課
119	5/25	請求	・令和元年 5月15日に入札 金入り設計書 ・五十鈴川外6箇所河川草刈業務委託(北部) ・跡江川外9箇所草刈業務委託(西部) ・飛江田川外9箇所河川草刈業務委託(南部) ・大谷雨水ポンプ場外4造園管理業務委託 ・大淀川以南雨水幹線等年間維持管理業務委託		5/26	公開		土木課
120	5/25	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和2年5月13日～令和2年5月24日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和2年5月13日～令和2年5月24日までの受付分)		6/5	部分公開	第7条第2号	建築行政課
121	5/25	申出	宮崎市の旅館業営業許可を持っている全事業者に関する最新の情報一覧の提供 【営業者氏名、法人代表者氏名、法人所在地、施設名称、施設所在地、施設電話番号、客室数、総定員数、営業の種類(旅館、ホテル、簡易宿所、下宿等)、許可年月日の情報】		6/1	公開		保健衛生課
122	5/26	請求	感染症に関する情報の公表について(内部規程)		6/8	部分公開	第7条第2号	健康支援課
123	5/26	請求	本市発生の1例目～9例目に関する ・新型コロナウイルス感染症疫学調査票 ・新型コロナウイルス感染症患者行動調査票 ・新型コロナウイルス感染症患者の接触者リスト		6/8	部分公開	第7条第2号	健康支援課
124	5/27	申出	令和2年5月20日現在における宮崎市内の飲食店営業をしている固定店舗。 屋号名、営業者氏名、営業所住所、営業所電話番号、業種(細分まで)初年度許可年月日の法人本店住所、法人本社電話番号、法人代表者氏名。		6/5	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
125	5/27	申出	令和2年5月20日現在における宮崎市内の理美容営業をしている固定店舗。 屋号名、営業者氏名、営業所住所、営業所電話番号、業種(細分まで)初年度許可年月日の法人本店住所、法人本社電話番号、法人代表者氏名。		6/1	公開		保健衛生課
126	6/1	申出	令和2年3月3日から令和2年5月28日までに新規開設した飲食営業許可施設等に関する以下情報。 1 施設名、2 電話番号、3 施設住所、4 開設者名、5 許可年月日(届出日)		6/9	公開		保健衛生課
127	6/1	申出	令和2年3月3日から令和2年5月28日までに新規開設した理容所等に関する以下情報。 1 施設名、2 電話番号、3 施設住所、4 開設者名、5 許可年月日(届出日)		6/5	公開		保健衛生課
128	6/1	申出	令和2年3月3日から令和2年5月28日までに新規開設した柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する以下情報。 1 施設名、2 電話番号、3 施設住所、4 開設者名、5 許可年月日(届出日)		6/4	部分公開	第7条第2号	保健医療課
129	5/29	請求	都市計画法43条許可申請書で過去5年分 建築物の用途、工場、倉庫、事務所、加工場を含むもの(自動車整備に係る部品関係のぞく) 福祉施設は含む。病院(診療所)も含む。		6/12	部分公開	第7条第2号、 第3号	開発審査課
130	6/1	請求	令和2年5月1日から令和2年5月31日までに飲食店営業許可を新規取得したもののうち以下の項目及び同期間に廃業届を提出した飲食店の以下項目 屋号、営業所在地、営業所在地ビル、営業所の電話番号(携帯を除く)、初回許可日、種目 ※自動車販売業、車両販売は除く		6/12	公開		保健衛生課
131	6/1	請求	令和2年上鷲瀬上西原線道路改良工事(3工区)の金入り設計書		6/3	公開		田野・農林建設課
132	6/1	申出	令和2年第1回定例会 議案番号338 市道路線の廃止について、議案番号34 市道路線の認定についての ①「認定/廃止」「区域決定」「供用開始」の告示文書 ②位置図と平面図(縮尺1/500~1/2500程度の道路形状がわかるもの)		6/16	公開		道路維持課
133	6/2	請求	生目台配水池電気設備更新工事 金入設計書(図面除く)		6/9	公開		浄水課
134	6/3	申出	令和2年5月1日~5月末日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日についての一覧表。(自動販売機、仮設移動、自動車、短期、臨時等での営業を除く) 外2件		6/11	公開		保健衛生課
135	6/3	申出	令和2年5月1日~5月末日までに新規で開設した美容室の一覧表 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日についての一覧表。		6/5	公開		保健衛生課
136	6/3	申出	令和2年5月1日~5月末日までに新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧表 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日についての一覧表。		6/5	公開		保健医療課
137	6/3	請求	宮崎市管財課が契約している業務名及び委託会社の名称・所在地・代表者名・電話番号並びに清掃業務委託及び空調機保守点検業務委託会社(令和2年度)		6/4	公開		管財課
138	6/3	請求	地域経済循環創造事業補助金の返還に係る訴訟の訴状		6/4	公開		工業政策課
139	6/3	請求	令和元年9月19日 指名競争入札 件名:前鶴街区公園外2公園遊具改築工事 金入り設計書		6/8	公開		公園緑地課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
140	6/3	請求	令和2年5月22日 指名競争入札 件名:医大1号線外13線街路樹管理業務委託 場所:宮崎市清武町木原外  件名:令和2年度 船引地区市道草刈り業務委託 場所:宮崎市清武町船引外 金入り設計書		6/10	公開		清武・農林建設課
141	6/3	申出	宮崎市消防局が保有する、東諸県郡国富町、東諸県郡綾町全域における防火対象物 1. 対象物名称 2. 棟名称 3. 所在地版 4. 主用途(項分類) 5. 棟用途 6. 地上階数・地下階数 7. 建物高さ 8. 建築面積 9. 延べ面積 10. 建築年月日 11. 消防同意年月日 12. 工事完了予定年月日 13. 使用開始年月日		6/11	公開		予防課
142	6/3	申出	宮崎市内で、令和2年5月1日～5月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動・臨時、自動販売機等は除く ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		6/11	公開		保健衛生課
143	6/4	請求	宮崎市内のばい煙発生施設 事業署名・住所・施設の種類の種類・燃料		6/9	公開		環境保全課
144	6/4	申出	2020年5月1日から5月31日までの間に新規で食品営業許可を取得した全業種の施設の一覧 項目:営業所名称(屋号)、営業所住所、営業所電話番号、営業者氏名、営業者代表者名、営業者住所、営業者電話番号、業種、許可年月日、許可満了日、許可番号		6/11	公開		保健衛生課
145	6/4	請求	地域経済循環創造事業交付金にかかる事務に関する調査特別委員会での証人尋問 ・第1回尋問(令和元年12月17日) 宮崎県フードビジネス推進課主査A、財政課主査B、商業労政課主査C、商業労政課主幹D ・第2回尋問(令和元年12月25日) 工業政策課係長E、宮崎県中小企業団体中央会ものづくり支援コーディネーターF、工業政策課課長H ・第3回尋問(令和2年1月7日) 元食品加工会社取締役総務・経理部長I、食品加工会社総務経理部J、工業政策課係長E ・第4回尋問(令和2年1月16日) 工業政策課課長H、工業政策課主査L、工業政策課係長M、工業政策課課長補佐N ・第5回尋問(令和2年1月22日) 工業政策課課長Q、商工戦略局長R ・第6回尋問(令和2年1月30日) 工業政策課主任主事T、工業政策課係長E、原田賢一郎氏、元食品加工会社取締役総務・経理部長I ・第7回尋問(令和2年2月3日) 戸敷正氏、工業政策課係長M		6/12	公開		議事調査課
146	6/5	請求	宮崎市指定管理者一覧 施設名、所在地、指定管理者名、代表者名、施設の電話番号 (令和2年度分)		6/17	公開		行政経営課
147	6/5	請求	宮崎科学技術館にかかる清掃業務及び空調保守点検業務の委託会社の名称		6/8	公開		生涯学習課
148	6/5	申出	再建築費評価点補正率		6/5	公開		資産税課
149	6/5	請求	金入り設計書(当初) 宮崎市第四庁舎機械式立体駐車場解体工事		6/12	公開		管財課
150	6/5	請求	金入り設計書(当初) 宮崎市営住宅新田原団地解体工事		6/9	公開		建築住宅課
151	6/5	請求	清武第6排水池外壁塗装工事(単価入り設計書)		6/8	公開		営業所工務課
152	6/5	請求	金入り設計書(当初) 生目公民館解体工事		6/9	公開		地域コミュニティ課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
153	6/5	申出	令和2年5月1日から令和2年5月31日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報全て)の屋号、営業所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種、初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日。法人については、本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名についての資料の一覧		6/17	公開		保健衛生課
154	6/5	申出	令和2年5月1日～令和2年5月31日の間に理容・美容業の新規確認を受けた全施設(廃業しているものを除く)の、1. 施設名称、2. 施設所在地、3. 施設電話番号、4. 開設者名、5. 代表者氏名(法人のみ)、6. 開設者住所(法人のみ)、7. 開設者電話番号(法人のみ)、8. 確認年月日、9. 確認番号		6/15	公開		保健衛生課
155	6/5	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和2年5月25日～令和2年6月4日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和2年5月25日～令和2年6月4日までの受付分)		6/12	部分公開	第7条第2号	建築行政課
156	6/8	申出	〇〇〇医院の閉院年月日及び所在地(宮崎市蓮ヶ池)		6/15	公開		保健医療課
157	6/9	請求	単価入り設計書 住吉南小学校給食室床塗装改修工事		6/15	公開		保健給食課
158	6/9	請求	単価入り設計書 総合体育館弓道場床塗装改修工事		6/15	公開		スポーツランド推進課
159	6/9	請求	単価入り設計書 西野久尾地区学習等供用施設外壁改修工事 大炊田地区学習等供用施設外壁改修工事 西春田地区学習等供用施設外壁改修工事 田ノ上地区学習等供用施設外壁改修工事 田島地区学習等供用施設外壁改修工事 梅野地区学習等供用施設外壁改修工事		6/10	公開		地域コミュニティ課
160	6/9	請求	単価入り設計書 清武第6配水池外壁塗装工事		6/12	公開		清武営業所工務課
161	6/9	請求	単価入り設計書 宮崎処理場管理本館外壁及び屋根防水部分改修工事		6/16	公開		下水道施設課
162	6/9	請求	単価入り設計書 富吉浄水場ろ過池塗装工事		6/12	公開		浄水課
163	6/10	請求	令和2年度 都市公園等管理業務委託(天神山公園外)金入設計書		6/15	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
164	6/11	請求	製品テスト報告書一式		6/16	公開		生活課
165	6/12	請求	令和2年度 中央西地区都市公園等維持修繕工事(単価契約) 金入り設計書(当初)		6/22	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
166	6/12	請求	令和2年度 大島通線外29線街路樹維持管理業務委託 令和2年度 小松台南27号線外19線草刈業務委託 金入り設計書		6/16	公開		道路維持課
167	6/12	請求	令和2年度 中央西地区都市公園等維持修繕工事(単価契約)		6/16	部分公開	第7条第6号	景観課
168	6/12	請求	源藤中継ポンプ場NO.3汚水ポンプ増設実施設計業務委託の金入り設計書			取下		下水道施設課
169	6/16	請求	金入設計書(当初) 令和2年度跡江川外4箇所河川草刈等業務委託(西部)		6/19	公開		土木課
170	6/16	請求	金入設計書(当初) 令和2年度橘公園花壇(ホテル前)草花植栽管理業務委託 令和2年度橘公園花壇(橘通東1丁目)外1箇所草花植栽管理業務委託 令和2年度清武通線外2線草花植栽管理業務委託 令和2年度橘通1・2丁目草花植栽管理業務委託		6/18	部分公開	第7条第6号	景観課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
171	6/16	請求	金入設計書(当初) 令和2年度大島通線外29線街路樹維持管理業務委託 令和2年度大塚台1号線外37線街路樹維持管理業務委託 令和2年度希望ヶ丘2の4号線外18線草刈業務委託 令和2年度大塚台2号線外15線草刈業務委託 令和2年度学園通線外13線草刈業務委託 令和2年度大塚下川原線外12線草刈業務委託 令和2年度下江上畑線外23線草刈業務委託 令和2年度防災支援拠点草刈業務委託		6/16	公開		道路維持課
172	6/16	請求	金入設計書(当初) 令和2年度市道佐土原駅那珂線外9線樹木管理業務委託 令和2年度石崎川ふれあい公園外1公園管理業務委託 令和2年度市道テクノリサーチパーク線外3線樹木管理業務委託		6/24	公開		佐土原・農林建設課
173	6/17	請求	金入設計書(当初) 令和2年度市道佐土原駅那珂線外9線樹木管理業務委託 令和2年度石崎川ふれあい公園外1公園管理業務委託 令和2年度市道テクノリサーチパーク線外4線樹木管理業務委託		6/25	部分公開	第7条第6号	佐土原・農林建設課
174	6/16	請求	金入設計書(当初) 令和2年度中央東地区都市公園等維持修繕工事(単価契約) 令和2年度橘公園芝生管理業務委託 令和2年度大淀川市民緑地芝生管理業務委託(親水公園) 令和2年度橘公園管理業務委託 令和2年度蓮ヶ池史跡公園管理業務委託 令和2年度都市公園等管理業務委託(平原公園外) 令和2年度都市公園等管理業務委託(郡司分公園外)		6/26	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
175	6/16	請求	金入設計書(当初) 令和2年度都市公園維持管理業務委託(3工区)		6/18	部分公開	第7条第6号	清武・農林建設課
176	6/16	請求	公共用水域水質測定業務及び有害大気汚染物質モニタリング業務委託の入札の開札調書		6/30	部分公開	第7条第6号	環境保全課
177	6/16	請求	・衛生処理センター環境化学分析測定業務 ・佐土原クリーンパーク環境化学分析測定業務 ・田野町後山不燃物投棄場環境化学分析測定業務 ・清武町横狩倉不燃物投棄場環境化学分析測定業務 ・佐土原町埋立処分場環境化学分析業務委託		6/30	部分公開	第7条第6号	廃棄物対策課
178	6/16	請求	・令和2年度公共下水道処理場(北部)水質分析等業務委託 ・令和2年度公共下水道処理場(南部)水質分析等業務委託 ・令和2年度農業集落排水処理施設水質等分析測定業務		6/24	部分公開	第7条第6号	下水道施設課
179	6/16	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳(令和2年6月5日～令和2年6月15日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和2年6月5日～令和2年6月15日までの受付分)		6/23	部分公開	第7条第2号	建築行政課
180	6/16	申出	建築計画概要書 令和2年4月1日～直近のものまで		6/22	公開		建築行政課
181	6/16	申出	建築計画概要書 第23号 R2.4.24 第26号 R2.4.24 第ERI-20013426号 R2.5.27		6/22	公開		建築行政課
182	6/16	請求	宮崎西インターチェンジ周辺防災支援拠点造成に係る費用明細(内訳)について 標高レベル(平地化したところ)		6/29	公開		企画政策課
183	6/16	請求	標高レベル(平地化したところ)		6/29	非公開		企画政策課
184	6/18	申出	〇〇〇〇〇〇の以下について確認できる資料 ①医療機関の正式名称 ②所在地 ③廃止年月日 ④カルテ引継ぎの有無		7/1	公開		保健医療課
185	6/19	請求	合流管区管渠改築工事(2-2工区)(金入り設計書)		6/24	公開		下水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
186	6/19	申出	宮崎市内のすべての一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局における1988年4月から2009年3月までの大気汚染物質(SPM、オキシダント、一酸化炭素、二酸化硫黄、二酸化窒素)濃度の1時間値		7/8	公開		環境保全課
187	6/19	請求	令和2年6月3日開札 宮崎市告示代329号(契約番号136) 工事名:昭通線(小戸之橋)取付道整備工事(左岸6工区) 金額入り設計書の写し		6/25	公開		市街地整備課
188	6/22	申出	2019年9月1日から2019年12月31日までに付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新築物件の付定日(受付日)、町名、住居番号、地番の明記されている資料(氏名部分は不要)と該当の住居表示台帳又は位置図		6/29	部分公開	第7条第2号	区画整理課
189	6/22	申出	PCB廃棄物の保管状況届出リスト		7/1	公開		廃棄物対策課
190	6/23	請求	宮崎市第二庁舎新館部非常用自家発電設備更新工事 金入設計書(図面除く)		7/1	公開		管財課
191	6/23	請求	① 都市公園等管理業務委託(垂水公園外) ② 大淀川市民緑地管理業務委託(桜堤)		6/29	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
192	6/23	請求	③ 下北方浄水場及び富吉浄水場外草刈庭園管理業務委託		6/29	部分公開	第7条第6号	浄水課
193	6/25	請求	① 合流地区管渠改築工事(2-1工区) ② 合流地区管渠改築工事(2-2工区) 金入り設計書		7/1	公開		下水道整備課
194	6/26	請求	宮崎市高松町の飲食店営業一覧 申請者の名前と住所		6/30	公開		保健衛生課
195	6/26	請求	南原通線道路照明整備工事(その1)【契約第672号】 工事内訳書金入り		6/29	公開		市街地整備課
196	6/26	請求	南原通線道路照明整備工事(その1)【契約第672号】 完成検査結果の原点内容		6/30	公開		契約課
197	6/26	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和2年6月16日～令和2年6月25日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和2年6月16日～令和2年6月25日までの受付分)		7/8	部分公開	第7条第2号	建築行政課
198	6/29	請求	令和2年6月1日現在で、宮崎市管財課が契約している令和2年度業務委託業者一覧 (業務名及び委託会社の名称・所在地・代表者名・電話番号)		7/10	公開		管財課
199	6/30	請求	令和2年6月1日から令和2年6月30日までに美容所開設届を提出したもののうち次の事項 屋号、営業所在地、営業所在地ビル、営業所の電話番号(携帯を除く)、初回許可日、種目 ※自動車販売業、短期、臨時、仮説移動、実演販売は除く		7/9	公開		保健衛生課
200	6/30	請求	令和2年6月1日から令和2年6月30日までに食品衛生法に基づく飲食店営業の新規許可を取得したもの、及び廃止届を提出したもののうち次の事項 屋号、営業所在地、営業所在地ビル、営業所の電話番号(携帯を除く)、初回許可日、種目 ※自動車販売業、短期、臨時、仮説移動、実演販売は除く		7/7	公開		保健衛生課
201	6/30	請求	宮崎市 公園緑地課発注の下記工事の金入り設計書(内訳表、明細表、単価表、運転単価表)の写しを開示 生目古墳群史跡公園管理業務委託		7/6	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
202	7/1	請求	グループホーム〇〇〇(介護予防)認知症対応、共同生活介護)所在地(宮崎市新別府町〇〇〇)設置者に係る設置届(事業概要・法人定数・施設地図)		7/13	部分公開	第7条第2号、 第3号	介護保険課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
203	7/1	請求	グループホーム〇〇〇(介護予防)認知症対応、共同生活介護)所在地(宮崎市新別府町〇〇〇)設置者に係る設置届のうち法人定数・施設地図		7/13	非公開		介護保険課
204	7/3	申出	令和2年度 灰ヶ野堀口線道路改良工事(その3) 上記1工事の金入り設計書(図面は除く)		7/10	公開		田野・農林建設課
205	7/3	申出	令和2年6月1日～6月末日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日日についての一覧表。(自動販売機、仮設移動、自動車、短期、臨時等での営業を除く) 外2件		7/17	公開		保健衛生課
206	7/3	申出	令和2年6月1日～6月末日までに新規で開設した美容室の一覧表 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日日についての一覧表。		7/15	公開		保健衛生課
207	7/3	申出	令和2年6月1日～6月末日までに新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧表 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日日についての一覧表。		7/10	部分公開	第7条第2号	保健医療課
208	7/6	申出	令和2年6月1日から令和2年6月30日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報全て)の屋号、営業所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種、初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日。法人については、本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名についての資料の一覧		7/20	公開		保健衛生課
209	7/6	申出	令和2年6月1日～令和2年6月30日の間に理容・美容業の新規確認を受けた全施設(廃業しているものを除く)の、1. 施設名称、2. 施設所在地、3. 施設電話番号、4. 開設者名、5. 代表者氏名(法人のみ)、6. 開設者住所(法人のみ)、7. 開設者電話番号(法人のみ)、8. 確認年月日、9. 確認番号		7/15	公開		保健衛生課
210	7/6	申出	2020年6月1日から6月30日までの間に新規で食品営業許可を取得した全業種の施設の一覧 項目: 営業所名称(屋号)、営業所住所、営業所電話番号、営業者氏名、営業者代表者名、営業者住所、営業者電話番号、業種、許可年月日、許可満了日、許可番号		7/20	公開		保健衛生課
211	7/6	申出	フローランテ宮崎 展示温室の植栽平面図 フローランテ宮崎 展示温室の設計平面図 フローランテ宮崎 展示温室の設計立面図 フローランテ宮崎 展示温室の設計断面図		7/13	公開		公園緑地課
212	7/6	申出	フローランテ宮崎 展示温室の植栽平面図		7/13	非公開		公園緑地課
213	7/6	申出	宮崎市内で、令和2年6月1日～6月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動・臨時、自動販売機等は除く ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		7/17	公開		保健衛生課
214	7/7	請求	南部地区道路維持工事(浚渫)(単価契約)の単価記載済み実施設計書(第1回変更) 令和2年度分		7/7	公開		道路維持課
215	7/7	請求	上下水道局が保有する出資について		7/17	公開		財務課
216	7/7	請求	地域経済循環創造事業補助金の返還に係る訴訟の訴状裁判所(受付日付のあるもの) (訴え受理証明申請)		7/15	公開		総務法制課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
217	7/7	請求	宮崎市内において令和2年4月1日から令和2年6月30日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場業法について開設届出があったもの又は営業許可を取得したもののうち、①営業区分(業種、内容名称)、②営業所の屋号、③営業所の住所、④営業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)、⑤営業所の電話番号		7/20	公開		保健衛生課
218	7/7	申出	建築計画概要書 令和2年4月1日～直近のものまで		7/9	公開		建築行政課
219	7/8	請求	火災調査報告書 火災日時 令和元年〇月〇日〇時〇分ごろ 物件住所 宮崎市橋通西〇〇〇		7/28	部分公開	第7条第2号、 第6号	北消防署
220	7/8	請求	昭通通線(小戸之橋)道路照明整備工事(その3)に関わる金額入り設計書		7/21	公開		市街地整備課
221	7/8	請求	宮崎市南消防署南部出張所非常用自家発電設備更新工事に関わる金額入り設計書		7/17	公開		総務課
222	7/8	請求	宮崎市平和が丘児童センター遊戯室空調設備設置工事に関わる金額入り設計書		7/22	公開		子育て支援課
223	7/9	請求	木原地区舗装復旧工事(2-1工区) 金入り設計書		7/14	公開		下水道整備課
224	7/9	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和2年6月26日～令和2年7月8日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和2年6月26日～令和2年7月8日までの受付分)		7/21	部分公開	第7条第2号	建築行政課
225	7/9	請求	2042年・2020年に係る団塊の世代の高齢化に伴う、グループホーム、ケアハウス、有料老人ホームの需要と供給の関係の分かる数字・データ		7/22	非公開		介護保険課
226	7/10	請求	令和2年度 工番(更)第17号 神向線配水管敷設工事(その1) 金入り設計書		7/21	公開		水道整備課
227	7/10	請求	宮ノ前谷ノ口線道路改良工事(6工区) 金入り設計書		7/16	公開		清武・農林建設課
228	7/13	請求	宮崎市都市計画道路 昭通通線 小戸之橋の供用区域の平面図 (平面図は座標、縮尺、方位入りの図面を優先申請)		7/21	公開		市街地整備課
229	7/13	請求	令和2年度 宮崎市大塚中学校中学校舎便所改修工事のうち機械設備工事の金入り設計書		7/15	公開		学校施設課
230	7/13	請求	宮崎市危機管理課 発注 生目の杜医療防災拠点草刈(平地)業務委託 (金入り設計書)の開示		7/15	部分公開	第7条第6号	危機管理課
231	7/13	申出	令和2年5月1日から令和2年6月30日までに新たに確認した理容所・美容所の下記項目 ①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤確認年月日		7/15	公開		保健衛生課
232	7/13	請求	昭通通線(小戸之橋)工事の上部工詳細設計図			取下		市街地整備課
233	7/13	請求	宮崎市危機管理課発注 令和2年7月3日に入札 件名:生目の杜医療防災拠点草刈(平地)業務委託 上記の金入り設計書の公開請求		7/15	部分公開	第7条第6号	危機管理課
234	7/14	申出	建築計画概要書 R2年4月1日～直近のものまで		7/20	公開		建築行政課
235	7/14	申出	建築計画概要書 第55号 R2.5.28		7/20	公開		建築行政課
236	7/15	申出	令和元年度 宮崎市児童クラブ運営業務に係る最優秀事業者の企画提案書・採点表		8/21	部分公開	第7条第3号	生涯学習課
237	7/15	申出	建築計画概要書 「令和元年12月1日～令和2年6月30日」 に確認されたもの		7/20	公開		建築行政課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
238	7/16	請求	以下①～⑥の令和元年度の最新情報 ①薬局の開設許可施設のうち、名称、所在地、薬局電話番号、開設者氏名、許可番号、有効開始年月日、有効終了年月日、販売・授受する医薬品の区分 ②薬局製剤製造販売業の許可施設のうち、名称、所在地、薬局電話番号、開設者氏名、許可番号、有効開始年月日、有効終了年月日 ③医薬品店舗販売業及び特例販売業の許可施設のうち、名称、所在地、店舗電話番号、開設者氏名、許可番号、有効開始年月日、有効終了年月日 ④毒物劇物一般販売業の登録施設のうち、名称、所在地、店舗電話番号、販売業者氏名、登録番号、有効開始年月日、有効終了年月日 ⑤高度管理医療機器販売業・貸与業の許可施設のうち、名称、所在地、店舗電話番号、販売業者氏名、許可番号、有効開始年月日、有効終了年月日 ⑥公的診療所及び特殊診療所(施設名、事業者名、事業者代表者氏名、所在地、電話番号、許可番号)		7/29	公開		保健医療課
239	7/16	請求	特殊診療所(事業者代表者氏名、許可番号)		7/29	非公開		保健医療課
240	7/16	請求	令和2年度 工番(更)第22号 花ヶ島下北線外2セ線配水管敷設替工事 金額入り設計書		7/21	公開		水道整備課
241	7/16	請求	金入り設計書 ① 合流地区管渠改築工事(2-1工区)		7/21	公開		下水道整備課
242	7/17	申出	令和2年度使用中学校教材一覧		7/29	公開		学校教育課
243	7/17	請求	昭和通線(小戸之橋)道路照明整備工事(その4)の金額入り設計書		7/21	公開		市街地整備課
244	7/17	請求	赤江町古墳・大淀古墳管理業務委託(令和2年度)金入り設計書		7/22	部分公開	第7条第6号	文化財課
245	7/17	請求	令和2年度工番(拡)第4号 国道269号線配水管布設工事の金入り設計書		7/21	公開		水道整備課
246	7/21	請求	宮崎市総務部契約課 工事件名 件名 宮崎市中央卸売市場給水消火設備改修工事(その3) ・金入り設計書	8/4	8/7	公開		建築住宅課
247	7/21	請求	宮崎市総務部契約課 工事件名 件名 宮崎市中央卸売市場給水消火設備改修工事(その3) ・金入り設計書 ・積算代価表(積算価格根拠表) ・経費計算根拠表	8/4	8/7	部分公開	第7条第3号、 第6号	建築住宅課
248	7/21	請求	白浜海水浴場施設設備工事 上記金入り設計書		7/27	公開		観光戦略課
249	7/21	請求	宮崎市第4庁舎11階間仕切壁改修工事 宮崎市佐土原総合支所エレベーター設備等設置工事 上記金入り設計書		7/31	公開		管財課
250	7/21	請求	生目地域複合型施設新築工事のうち建築主体工事 上記金入り設計書		7/28	公開		地域コミュニティ課
251	7/21	請求	宮崎市立大島児童館新築工事のうち建築主体工事 上記金入り設計書		8/4	公開		子育て支援課
252	7/21	請求	宮崎市北消防署東分署土砂・風水害支援者両等格納新築工事 宮崎市消防団生目分団第1部車庫新築工事 上記金入り設計書		8/3	公開		総務課
253	7/21	請求	宮崎市立大塚中学校舎便所改修工事のうち建築主体工事 宮崎市立宮崎南小学校便所洋式化改修工事 宮崎市立七野小学校便所洋式化改修工事 上記金入り設計書		7/30	公開		学校施設課
254	7/21	請求	大塚台1号ポンプ場電気棟耐震補強・建築改修工事 上記金入り設計書		7/29	公開		下水道施設課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
255	7/21	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和2年7月9日～令和2年7月20日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和2年7月9日～令和2年7月20日までの受付分)		7/31	部分公開	第7条第2号	建築行政課
256	7/22	請求	合流地区管渠改築工事(1-2工区)の工事成績表定評		7/28	公開		契約課
257	7/22	請求	宮崎市南消防署中部出張所非常用自家発電設備更新工事に関わる金額入り設計書		7/27	公開		総務課
258	7/22	請求	上下水道局が保有する〇〇〇株式会社設立にかかる趣意書及び株式一覧(株主全部)及び設立の経緯が分かる書類全て		8/5	部分公開	第7条第3号	財務課
259	7/27	申出	令和2年5月1日から令和2年7月22日までの新規食品営業許可施設一覧 ・屋号・営業所在地・営業所電話番号・代表者名・業種・初回許可年月日		8/5	公開		保健衛生課
260	7/27	申出	令和2年5月1日から令和2年7月22日までの新規理容所、美容所、旅館の一覧 ・屋号・営業所在地・営業所電話番号・代表者名・業種・初回許可年月日		8/4	公開		保健衛生課
261	7/27	申出	建築計画概要書 令和2年4月1日～直近のものまで		7/30	公開		建築行政課
262	7/29	請求	GIGAスクール(タブレット)入札における落札者		8/5	取下		契約課
263	7/30	請求	幹線管路耐震化事業祇園工区配水管布設替工事(その3)の金額入り設計書 幹線管路耐震化事業古城工区配水管布設替工事(その3)の金額入り設計書 住吉北団地2号線外6線配水管布設替工事の金入り設計書 南花ヶ島下北線外2せん配水管布設替工事の金入り設計書 南原通線配水管布設工事の金入り設計書 国道269号線配水管布設工事の金入り設計書		8/5	公開		水道整備課
264	7/31	請求	令和2年7月1日から令和2年7月31日までに美容所開設届を提出したもののうち次の事項 屋号、営業所在地、営業所在地ビル、営業所の電話番号(携帯を除く)、初回許可日、種目 ※自動車販売業、短期、臨時、仮設移動、実演販売は除く		8/7	公開		保健衛生課
265	7/31	請求	令和2年7月1日から令和2年7月31日までに食品衛生法に基づく飲食店営業の新規許可を取得したもの、及び廃止届を提出したもののうち次の事項 屋号、営業所在地、営業所在地ビル、営業所の電話番号(携帯を除く)、初回許可日、種目 ※自動車販売業、短期、臨時、仮設移動、実演販売は除く		8/7	公開		保健衛生課
266	8/3	請求	令和2年度 工番(更)第28号 国道219号線配水管敷設替工事の金入り設計書		8/7	公開		水道整備課
267	8/3	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳(令和2年7月21日～令和2年8月2日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和2年7月21日～令和2年8月2日までの受付分)		8/6	部分公開	第7条第2号	建築行政課
268	8/3	申出	令和2年7月1日～7月末日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日日についての一覧表。(自動販売機、仮設移動、自動車、短期、臨時等での営業を除く) 外2件		8/6	公開		保健衛生課
269	8/3	申出	令和2年7月1日～7月末日までに新規で開設した美容室の一覧表 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日日についての一覧表。		8/7	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
270	8/3	申出	令和2年7月1日～7月末日までに新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧表 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日日についての 一覧表。		8/6	部分公開	第7条第2号	保健医療課
271	8/4	請求	令和2年度工番(更)第24号 国道269号線外2線配水管布設替工事(その1) の金入り設計書		8/17	公開		水道整備課
272	8/4	申出	令和〇年〇月〇前〇時ごろ、宮崎市大字島之内□□□にて発生した火災に係る、 1. 消防局作成の「火災調査報告書」 2. 消防局作成の「活動報告書」 3. 119番通報の入電内容等の記録		8/18	部分公開	第7条第2号、 第6号	北消防署
273	8/4	請求	令和元年度大塚台公園法面改修工事 平面、縦断、横断図		8/6	公開		公園緑地課
274	8/5	請求	宮崎市営住宅生目台団地192棟外壁改修工事 宮崎市営住宅生目台団地193棟外壁改修工事 金額入工事設計書		8/11	公開		建築住宅課
275	8/5	申出	宮崎市内で、令和2年7月1日～7月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動・臨時、自動販売機等は除く ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		8/19	公開		保健衛生課
276	8/6	申出	〇〇〇について、以下①～③の情報が確認できる資料 ①医療機関の正式名称 ②所在地 ③廃止年月日		8/14	公開		保健医療課
277	8/7	請求	宮崎市営住宅生目台団地194棟外壁改修工事 の金入り設計書		8/11	公開		建築住宅課
278	8/7	申出	令和2年7月1日から令和2年7月31日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報全て)の屋号、営業所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種、初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日。法人については、本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名についての資料の一覧		8/21	公開		保健衛生課
279	8/7	申出	令和2年7月1日～令和2年7月31日の間に理容・美容業の新規確認を受けた全施設(廃業しているものを除く)の、 1. 施設名称、2. 施設所在地、3. 施設電話番号、4. 開設者名、5. 代表者氏名(法人のみ)、6. 開設者住所(法人のみ)、7. 開設者電話番号(法人のみ)、8. 確認年月日、9. 確認番号		8/13	公開		保健衛生課
280	8/7	申出	2020年7月1日から7月31日までの間に新規で食品営業許可を取得した全業種の施設の一覧 項目:営業所名称(屋号)、営業所住所、営業所電話番号、営業者氏名、営業者代表者名、営業者住所、営業者電話番号、業種、許可年月日、許可満了日、許可番号		8/20	公開		保健衛生課
281	8/7	請求	合流地区管渠改築工事(2-3工区) 合流地区管渠改築工事(2-7工区) の単価記載済み実施設計書		8/18	公開		下水道整備課
282	8/7	申出	建築概要書(敷地:宮崎市天満□□□)		8/11	公開		建築行政課
283	8/7	申出	・新宮崎市街地図(大正12年) ・宮崎復興都市計画図(昭和31年)		8/12	公開		都市計画課
284	8/11	請求	・令和2年度第1回中央東自治区地域協議会(定例会)令和2年4月15日 ①会議録・議事録②音声データ ・令和2年度第1回中央東自治区地域協議会(定例会)令和2年8月5日 ①音声データ		8/25	非公開		地域コミュニティ課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
285	8/11	請求	・令和2年度第2回中央東自治区地域協議会(臨時会)令和2年6月17日 ①会議録・議事録②音声データ ・令和2年度地域のお宝発掘・発展・発信事業補助金 実績報告書		8/25	部分公開	第7条第2号、第3号	地域コミュニティ課
286	8/11	請求	地域経済循環交付金に係る調査報告書の作成委託料に係る支出命令書及び委託契約書		8/25	部分公開	第7条第3号	人事課
287	8/11	申出	2020年1月1日から2020年4月30日までに付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新築物件の付定日(受付日)、町名、住居番号、地番の明記されている資料(氏名部分は不要)と該当の住居表示台帳又は位置図		8/26	部分公開	第7条第2号	区画整理課
288	8/11	請求	合流地区管渠改築工事(2-1工区)の単価記載済み実施設計書		8/18	公開		下水道整備課
289	8/11	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳(令和2年8月3日～令和2年8月10日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和2年8月3日～令和2年8月10日までの受付分)		8/20	部分公開	第7条第2号	建築行政課
290	8/14	請求	〇〇〇(所在地:宮崎県日向市大字日知屋□□□)が、宮崎市清武町□□□及び下記所在地で行っている事業の土砂埋め立てに関する届出。 宮崎市清武町今泉字鶴田□□□、□□□、□□□、□□□、□□□、□□□、□□□、□□□、□□□、□□□、□□□、□□□、□□□、□□□、□□□、□□□		8/21	部分公開	第7条第3号	森林水産課
291	8/14	請求	〇〇〇(所在地:宮崎県宮崎市大字日知屋□□□)が、宮崎市清武町□□□及び下記所在地で行っている事業の土砂埋め立てに関する届出。許可証の写しとその許可申請に提出した図面資料。 宮崎市清武町今泉字鶴田□□□、□□□、□□□、□□□、□□□、□□□、□□□、□□□、□□□、□□□、□□□、□□□、□□□、□□□、□□□、□□□		8/21	部分公開	第7条第2号、第3号	清武・農林建設課
292	8/17	申出	令和2年7月1日から令和2年7月31日までに新たに確認した理容所・美容所の下記項目 ①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤確認年月日		8/20	公開		保健衛生課
293	8/18	請求	宮崎市立住吉南小学校高圧受変電設備更新工事金入り設計書		8/19	公開		学校施設課
294	8/18	請求	宮崎科学技術館高圧受変電設備改修工事金入り設計書		8/21	公開		生涯学習課
295	8/18	請求	生目地域複合型施設新築工事のうち電気設備工事金入り設計書		8/24	公開		地域コミュニティ課
296	8/18	請求	新型コロナウイルスの宮崎市確認例(8月末現在)について、感染者の個人情報をごとまで公表するかの判断決定するまでの経緯を記した議事録、協議録、記録、資料の全て(発表資料を除く)		9/3	部分公開	第7条第2号	健康支援課
297	8/18	申出	建築計画概要書 R2.6.29 ERI-20021291		8/21	公開		建築行政課
298	8/18	申出	建築計画概要書 令和2年4月1日～直近のものまで		8/21	公開		建築行政課
299	8/19	請求	単価入り設計書 宮崎市立宮崎西小学校給食室床改修工事		8/21	公開		保健給食課
300	8/19	請求	単価入り設計書 宮崎市旭町児童館外壁改修工事		8/28	公開		子育て支援課
301	8/19	請求	単価入り設計書 宮崎市営住宅生目台団地192棟外壁改修工事 宮崎市営住宅生目台団地193棟外壁改修工事 宮崎市営住宅生目台団地194棟外壁改修工事		8/20	公開		建築住宅課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
302	8/19	請求	単価入り設計書 久保土地区学習等供用施設外壁改修工事 上町地区学習等供用施設外壁改修工事 徳ヶ淵地区学習等供用施設外壁改修工事 田中地区学習等供用施設外壁改修工事 追手地区コミュニティセンター外壁改修工事		8/28	公開		地域コミュニティ課
303	8/21	請求	用地管理課の立会記録(宮崎市大字吉野□□□、□□□) 平成16年6月25日 平成21年2月4日		9/3	部分公開	第7条第2号	用地管理課
304	8/21	申出	用地管理課の立会記録(宮崎市大字吉野□□□、□□□) 平成4年3月31日		9/3	部分公開	第7条第2号	用地管理課
305	8/21	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳(令和2年7月21日～令和2年8月2日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和2年7月21日～令和2年8月2日までの受付分)		8/31	部分公開	第7条第2号	建築行政課
306	8/21	請求	平成13年以降の航空写真 ①宮崎市大字吉野□□□、□□□近辺 ②宮崎市大字吉野柳原□□□、□□□近辺		8/31	公開		資産税課
307	8/21	請求	平成13年以降の航空写真 ①宮崎市大字吉野大原□□□、□□□近辺 ②宮崎市大字吉野谷□□□□、□□□、□□□近辺		8/31	公開		資産税課
308	8/24	請求	大淀東街区公園の立会調書の写しの交付 宮崎市太田二丁目□□□の測量・筆界検討をするにあたり、筆界を検討する際の資料として公園の筆界確定に伴う立会調書の写しの交付をさせていただきたい。		8/27	部分公開	第7条第2号	公園緑地課
309	8/24	申出	宮崎市全域の字界・字名・家屋を含む「地番」及び「筆界」を示す最新の地図(図面)情報(令和2年1月1日現在)		8/26	公開		資産税課
310	8/24	請求	宮崎市中央・宮崎市田野・宮崎市佐土原・宮崎市高岡・宮崎市清武の学校給食センター上記5箇所の大量調理施設衛生管理マニュアルに基づく点検表(直近2回分)		9/7	部分公開	第7条第2号	保健衛生課
311	8/25	請求	宮崎市立江南小学校高圧受変電設備更新工事 宮崎市立住吉南小学校高圧受変電設備更新工事 金入り設計書		8/26	公開		学校施設課
312	8/25	請求	宮崎市中央卸売市場高圧電気幹線改修工事(その2) 金入り設計書		8/26	公開		市場課
313	8/25	請求	生目地域複合型施設新築工事のうち電気設備工事 金入り設計書		8/27	公開		地域コミュニティ課
314	8/25	請求	令和2年度 工番(更) 第27号 高洲1号線外2配水管敷設替工事の金入り設計書		8/28	公開		水道整備課
315	8/25	請求	①宮崎市が国に提出した地域経済循環創造事業交付金申請書の写し。 ②宮崎市が●●●氏とが地域経済循環創造事業交付金に関してやり取りした書面及び電子メール、並びに宮崎市と★ ★★氏とが会議等をした際の会議録。 ③平成26年8月27日に宮崎市の商業労政課の▲▲▲主査及び財政課の▼▼▼主査が宮崎県庁に向いて、宮崎県庁のフードビジネス推進課の■ ■ ■主査と当時○○○の総務経理部長だった◆◆◆と協議をしたことについて作成されて報告書。 ④地域経済循環創造事業交付金に関して宮崎市が宮崎県庁に送付し、又は宮崎県庁から送付を受けた書類		9/4	部分公開	第7条第2号、 第3号	工業政策課
316	8/27	請求	令和元年(行ウ)第6号作為義務履行請求事件に係る判決		8/31	部分公開	第7条第2号	工業政策課
317	8/28	請求	紅葉ヶ丘2号線外1線モルタル吹付法面補修工事 上記工事の金額入設計書(当初設計書)の写し		9/3	公開		道路維持課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
318	8/28	請求	吉村通線(大町工区)道路改良工事(1工区) 昭和通線(小戸之橋)工用仮橋撤去工事(左岸上部工) 昭和通線(小戸之橋)橋面整備工事(但し排水工その2) 昭和通線(小戸之橋)橋面整備工事(但し排水工その1) 上記工事の金額入設計書(当初設計書)の写し		9/1	公開		市街地整備課
319	8/28	請求	池内複迫地区急傾斜地崩壊対策工事(その2) 上記工事の金額入設計書(当初設計書)の写し		8/31	公開		土木課
320	8/28	請求	宮崎地区マンホール防食工事(2-1工区) 合流地区管渠改築工事(2-1工区) 合流地区管渠改築工事(2-2工区) 合流地区管渠改築工事(2-7工区) 合流地区管渠改築工事(2-8工区) 合流地区管渠改築工事(2-3工区) 合流地区管渠改築工事(2-4工区) 合流地区管渠改築工事(2-6工区) 上記工事の金額入設計書(当初設計書)の写し		9/2	公開		下水道整備課
321	8/31	請求	令和2年8月1日から令和2年8月31日までに美容所開設届を提出したもののうち次の事項 屋号、営業所在地、営業所在地ビル、営業所の電話番号(携帯を除く)、初回許可日、種目 ※自動車販売業、短期、臨時、仮設移動、実演販売は除く		9/10	公開		保健衛生課
322	8/31	請求	令和2年8月1日から令和2年8月31日までに食品衛生法に基づく飲食店営業の新規許可を取得したもの、及び廃止届を提出したもののうち次の事項 屋号、営業所在地、営業所在地ビル、営業所の電話番号(携帯を除く)、初回許可日、種目 ※自動車販売業、短期、臨時、仮設移動、実演販売は除く		9/10	公開		保健衛生課
323	8/31	請求	2020年4月27日作成 中央東地域自治体地域協議会の中止に伴う書面協議結果及び各事業に対する意見書について ・令和2年3月5日宮地第513号1 (新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う対応について) ・令和2年3月11日宮地第532号2 (地域協議会の中止に伴う地域コミュニティ活動交付金事業及び地域のお宝発掘・発展・発信事業に係る事務の取扱いについて) ・令和2年3月25日宮地第574号2 (新型コロナウイルス対応下における地域協議会の開催について) ・令和2年4月6日宮地第15号2 (新型コロナウイルス対応下における地域協議会の開催について)		9/14	公開		地域コミュニティ課
324	9/1	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳(令和2年8月21日～令和2年8月31日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和2年8月21日～令和2年8月31日までの受付分)		9/10	部分公開	第7条第2号	建築行政課
325	9/1	申出	宮崎市空中写真 平成3年12月27日撮影 □□□ 昭和40年3月30日撮影 □□□ 昭和55年12月31日撮影 □□□		9/4	公開		都市計画課
326	9/2	請求	白浜1号線外2線排水整備工事		9/7	公開		道路維持課
327	9/2	請求	宮崎市住宅生目台団地194棟外壁改修工事の金額・内訳明細書入り設計書(当初)		9/4	公開		建築住宅課
328	9/2	請求	宮崎市立宮崎西小学校給食室床改修工事の金額・内訳明細書入り設計書(当初)		9/8	公開		保健給食課
329	9/2	請求	徳ヶ淵地区学習等共用施設外壁改修工事の金額・内訳明細書入り設計書(当初)		9/8	公開		地域コミュニティ課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
330	9/3	申出	令和2年8月1日～8月末日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日日についての一覧表。(自動販売機、仮設移動、自動車、短期、臨時等での営業を除く) 外2件		9/10	公開		保健衛生課
331	9/3	申出	令和2年8月1日～8月末日までに新規で開設した美容室の一覧表 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日日についての一覧表。		9/14	公開		保健衛生課
332	9/3	申出	令和2年8月1日～8月末日までに新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧表 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日日についての一覧表。		9/16	部分公開	第7条第2号	保健医療課
333	9/3	申出	宮崎市内で、令和2年8月1日～8月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動・臨時、自動販売機等は除く ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		9/10	公開		保健衛生課
334	9/4	請求	宮崎市営住宅大島西団地174棟外壁改修工事の金入り設計書		9/9	公開		建築住宅課
335	9/4	請求	東部第二土地区画整理事業旭通線交差点改良工事の金入り設計書		9/10	公開		区画整理課
336	9/4	申出	2020年8月1日から8月31日までの間に新規で食品営業許可を取得した全業種の施設の一覧 項目:営業所名称(屋号)、営業所住所、営業所電話番号、営業者氏名、営業者代表者名、営業者住所、営業者電話番号、業種、許可年月日、許可満了日、許可番号		9/10	公開		保健衛生課
337	9/4	請求	車坂・山下地区整理事業における申請人及び周辺地権者の従前・換地後の地積等の分かる資料		9/9	部分公開	第7条第2号	区画整理課
338	9/7	申出	令和2年8月1日～令和2年8月31日の間に理容・美容業の新規確認を受けた全施設(廃業しているものを除く)の、1. 施設名称、2. 施設所在地、3. 施設電話番号、4. 開設者名、5. 代表者氏名(法人のみ)、6. 開設者住所(法人のみ)、7. 開設者電話番号(法人のみ)、8. 確認年月日、9. 確認番号		9/14	公開		保健衛生課
339	9/7	申出	2020年8月1日から8月31日までの間に新規で食品営業許可を取得した全業種の施設の一覧 項目:営業所名称(屋号)、営業所住所、営業所電話番号、営業者氏名、営業者代表者名、営業者住所、営業者電話番号、業種、許可年月日、許可満了日、許可番号		9/10	公開		保健衛生課
340	9/8	請求	令和2年9月1日開札済 宮崎市上下水道局 下水道施設課発注 案件名 村角中継ポンプ場外耐震診断業務委託 金入り設計書の開示請求		9/17	公開		下水道施設課
341	9/9	請求	令和2年度 大淀川以南雨水幹線等年間維持業務委託)金入り設計書		9/9	公開		土木課
342	9/9	請求	〒880-0925 宮崎市大字本郷北方□□□ ○○○店について、飲食店営業許可申請時の申請者(オーナー)の氏名・生年月日が分かる資料。		9/17	部分公開	第7条第2号	保健衛生課
343	9/9	請求	車坂・山下地区整理事業における従前・換地後の地積等の分かる資料。 宮崎市学園木花台桜□□□、□□□、□□□、□□□、□□□		9/14	部分公開	第7条第2号	区画整理課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
344	9/10	申出	宮崎市における食品衛生法に基づく許可業種及び登録業種全ての施設一覧(2020/3/1~2020/8/31の間に新規で許可を受けた施設全てで、既に廃業している施設、臨時営業及び仮設営業施設は除く) <項目> 店名・店住所・店電話番号・法人代表者名(申請者が法人の場合は、法人住所・法人電話番号・法人代表者名)、許可日、許可満了日、業種 ※電話番号については、携帯電話番号を除く		9/23	公開		保健衛生課
345	9/10	申出	建築計画概要書 令和2年4月1日~直近のものまで		9/23	公開		建築行政課
346	9/10	請求	宮崎市立宮崎小学校外6校自家用電気工作物保安管理業務委託(北部1)の業務委託仕様書、金額入り設計書及び委託契約書 宮崎市立宮崎東小学校外6校自家用電気工作物保安管理業務委託(北部2)の業務委託仕様書、金額入り設計書及び委託契約書 宮崎市立大淀小学校外5校自家用電気工作物保安管理業務委託(南部1)の業務委託仕様書、金額入り設計書及び委託契約書 宮崎市立木花小学校外4校自家用電気工作物保安管理業務委託(南部2)の業務委託仕様書、金額入り設計書及び委託契約書 宮崎市立瓜生野小学校外4校自家用電気工作物保安管理業務委託(西部2)の業務委託仕様書、金額入り設計書及び委託契約書 宮崎市立田野小学校外1校自家用電気工作物保安管理業務委託(田野)の業務委託仕様書、金額入り設計書及び委託契約書 宮崎市立高岡小学校外1校自家用電気工作物保安管理業務委託(高岡)の業務委託仕様書、金額入り設計書及び委託契約書 宮崎市立清武小学校外2校自家用電気工作物保安管理業務委託(清武)の業務委託仕様書、金額入り設計書及び委託契約書		9/14	部分公開	第7条第6号	学校施設課
347	9/10	請求	工事名 排水溝新設・改修事業 北伊倉船野線排水溝新設・改修工事 住所 宮崎市佐土原町東上那珂 上記工事の金額入り設計書		9/17	公開		佐土原・農林建設課
348	9/11	請求	令和2年度(拡)第7号 県道勢田木崎線配水管布設工事の金入り設計書		9/24	公開		水道整備課
349	9/11	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和2年9月1日~令和2年9月10日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和2年9月1日~令和2年9月10日までの受付分)		9/18	部分公開	第7条第2号	建築行政課
350	9/11	請求	佐土原導送配水管充填撤去工事(但し水管橋撤去工)の金入り設計書		9/24	公開		水道整備課
351	9/14	申出	令和2年8月1日から令和2年8月31日までに新たに確認した理容所・美容所の下記項目 ①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤確認年月日		9/25	公開		保健衛生課
352	9/14	申出	木花駅東通線、吉村通線、大島線、灰ヶ野永野線、ニツ山1号線、井倉尾脇線 上記6路線の平面図、位置図並びに供用(予定含む)箇所に関する添付の表の項目		9/28	部分公開	第7条第6号	土木課
353	9/16	申出	建築概要書 「令和2年4月1日~令和2年8月31日」に確認されたもの		9/23	公開		建築行政課
354	9/18	申出	令和3年度使用中学校用教材用図書宮崎採択地区協議会専門委員名簿		9/24	公開		学校教育課
355	9/18	請求	宮崎市佐土原町下那珂字上永田□□□にて、○○○株式会社が生コンクリート製造業を行うために行政手続した提出資料の提示		9/25	部分公開	第7条第2号、第3号	建築行政課
356	9/18	請求	宮崎市佐土原町下那珂字上永田□□□にて、○○○株式会社が生コンクリート製造業を行うために行政手続した提出資料の提示		10/1	部分公開	第7条第2号、第3号	開発審査課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
357	9/18	請求	平成13年以降の航空写真 ①宮崎市大字吉野□□□ ②宮崎市大字吉野□□□ ③宮崎市大字吉野□□□ ②宮崎市大字吉野□□□		9/23	公開		資産税課
358	9/23	請求	宮崎市役所に係る簿冊管理簿		10/8	公開		企画政策課
359	9/23	請求	宮崎市役所に係る簿冊管理簿		10/8	公開		都市拠点創造課
360	9/23	請求	宮崎市役所に係る簿冊管理簿		10/8	公開		秘書課
361	9/23	請求	宮崎市役所に係る簿冊管理簿		10/8	公開		財政課
362	9/23	請求	宮崎市役所に係る簿冊管理簿		10/8	公開		行政経営課
363	9/23	請求	宮崎市役所に係る簿冊管理簿		10/8	公開		総務法制課
364	9/23	請求	宮崎市役所に係る簿冊管理簿		10/8	公開		人事課
365	9/23	請求	宮崎市役所に係る簿冊管理簿		10/8	公開		情報政策課
366	9/23	請求	宮崎市役所に係る簿冊管理簿		10/8	公開		契約課
367	9/23	請求	宮崎市役所に係る簿冊管理簿		10/8	公開		管財課
368	9/23	請求	宮崎市役所に係る簿冊管理簿		10/8	公開		危機管理課
369	9/23	請求	宮崎市役所に係る簿冊管理簿		10/8	公開		地域安全課
370	9/23	請求	宮崎市役所に係る簿冊管理簿		10/8	公開		土木課
371	9/23	請求	宮崎市役所に係る簿冊管理簿		10/8	公開		用地管理課
372	9/23	請求	宮崎市役所に係る簿冊管理簿		10/8	公開		道路維持課
373	9/23	請求	宮崎市役所に係る簿冊管理簿		10/8	公開		建築住宅課
374	9/23	請求	宮崎市役所に係る簿冊管理簿		10/8	公開		都市計画課
375	9/23	請求	宮崎市役所に係る簿冊管理簿		10/8	公開		公園緑地課
376	9/23	請求	宮崎市役所に係る簿冊管理簿		10/8	公開		区画整理課
377	9/23	請求	宮崎市役所に係る簿冊管理簿		10/8	公開		市街地整備課
378	9/23	請求	宮崎市役所に係る簿冊管理簿		10/8	公開		建築行政課
379	9/23	請求	宮崎市役所に係る簿冊管理簿		10/8	公開		開発審査課
380	9/23	請求	宮崎市役所に係る簿冊管理簿		10/8	公開		景観課
381	9/23	請求	宮崎市営住宅南建団地156棟屋上防水改修工事、 宮崎市営住宅池内団地152棟屋上防水改修工事、 宮崎市営住宅池内団地150、151棟屋上防水改修工事 の金入り設計書		9/25	公開		建築住宅課
382	9/23	請求	令和2年度宮崎市営住宅生目台団地192棟外壁改修工事、 令和2年度宮崎市営住宅生目台団地193棟外壁改修工事の 金入り設計書		9/25	公開		建築住宅課
383	9/23	請求	田島地区学習等供用施設空調和設備更新工事 金入り 設計書		9/29	公開		地域コミュニティ課
384	9/23	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和2年9月11日～令和 2年9月22日までの受付分 建築物除却届受付台帳 令和2年9月11日～令和2年9月 22日までの受付分		10/1	部分公開	第7条第2号	建築行政課
385	9/23	請求	宮地第89号2 令和2年5月8日付新型コロナウイルス対応 下における地域協議会の開催について		10/5	公開		地域コミュニティ課
386	9/25	請求	南部地区道路舗装維持修繕工事(単価契約10月～3月)金額 入設計書		9/25	公開		道路維持課
387	9/25	請求	南部地区道路舗装維持修繕工事(単価契約10月～3月)金額 入設計書		9/28	公開		道路維持課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
388	9/25	請求	生目地区複合型施設新築工事のうち給排水設備工事の金額入設計書		10/1	公開		地域コミュニティ課
389	9/29	請求	平成31年度第5回中央東自治区地域協議会 会議録1通 議事録1通 音声データ1枚		10/13	部分公開	第7条第2号	地域コミュニティ課
390	9/30	申出	令和3年度使用中学校教科書用図書関連資料調査研究員名簿		10/5	公開		学校教育課
391	9/30	請求	宮崎市発注の大久保橋橋梁修繕工事 金入り設計書		10/2	公開		田野・農林建設課
392	9/30	申出	令和3年度使用中学校教科書 宮崎地区採択協議会 専門委員会名簿		10/5	公開		学校教育課
393	9/30	請求	令和2年9月1日から令和2年9月30日までに美容所開設届を提出したもののうち次の事項 屋号、営業所在地、営業所の電話番号		10/9	公開		保健衛生課
394	9/30	請求	令和2年9月1日から令和2年9月30日までに食品衛生法に基づく飲食店営業の新規許可を取得したもの、及び廃止届を提出したもののうち次の事項 屋号、営業所所在地、営業所電話番号、種目、初回許可年月日、廃止年月日 ※携帯電話番号、自動販売機、自動車、短期、臨時、仮設移動、実演販売を除く		10/9	公開		保健衛生課
395	10/1	請求	令和2年度(更)第38号 宮崎霊園線配水管布設替工事の金入り設計書		10/5	公開		水道整備課
396	10/1	申出	令和3年度使用中学校用図書宮崎採択地区協議会専門委員会名簿		10/6	公開		学校教育課
397	10/1	請求	建築リサイクル法に係る届出台帳(令和2年9月23日～令和2年9月30日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和2年9月23日～令和2年9月30日までの受付分)		10/12	部分公開	第7条第2号	建築行政課
398	10/2	請求	宮崎市内において令和2年9月30日時点で開設届出のあるクリーニング所(取次店を除く)の次の事項 ①事業所名(屋号)②代表者名(登録者名)③住所④電話番号		10/16	公開		保健衛生課
399	10/5	申出	令和2年9月1日～9月末日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、初許可年月日、終了年月日日についての一覧表。(移動・短期営業、自動販売機等を除く)		10/9	公開		保健衛生課
400	10/5	申出	令和2年9月1日から9月30日までに、宮崎市内で新規確認を受けた美容所の一覧表 ・施設名称、施設所在地、電話番号、確認年月日、開設者名		10/9	公開		保健衛生課
401	10/5	申出	令和2年9月1日～9月30日までに宮崎市管内で新規開設した、あん摩・鍼・灸施術所、柔道整復師施術所の一覧 ・施設名称、施設所在地、電話番号、開設年月日、開設者名、業務種類		10/9	部分公開	第7条第2号	保健医療課
402	10/5	申出	令和2年9月1日から9月30日までに新規・更新ので食品営業許可を取得した施設における、 項目:屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、代表者氏名(法人)、申請者住所(法人)、申請者電話番号(法人)、業種および種目、許可年月日、初回許可年月日、許可番号、終了年月日(ただし、携帯電話番号、臨時営業を除く)		10/9	公開		保健衛生課
403	10/5	申出	宮崎市内で、令和2年9月1日～9月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設の屋号、営業所所在地、営業所電話番号(携帯電話を除く)、申請者氏名、種目、初許可年月日、終了年月日(移動・短期、自動販売機等を除く)		10/9	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
404	10/5	請求	江平大島線(原見橋)配水管布設替工事 金入り設計書		10/9	公開		水道整備課
405	10/5	請求	宮崎市内における特定建築物のリスト(令和2年10月5日 時点)の名称、住所、面積、オーナー、用途		10/9	公開		保健衛生課
406	10/6	請求	〇〇〇店(〇〇〇店)宮崎市錦町□□□ 消火設備(泡消火設備、スプリンクラー)の系統図及び平面 図		10/15	公開		北消防署
407	10/7	申出	宮崎市内において令和2年9月1日から令和2年9月30日 の間に新規で飲食店営業許可を取得している施設(臨時を 除く)の屋号、営業所在地、営業所電話番号(携帯電話を除 く)、申請者氏名、種目、初回許可年月日、許可番号、開始 年月日。終了年月日。法人については、申請者住所、申請 者電話番号(携帯電話を除く)、代表者氏名		10/14	公開		保健衛生課
408	10/7	申出	令和2年9月1日から令和2年9月30日までの間に新規確 認を受けた理容所・美容所(廃業しているものを除く)の、1. 施設名称、2. 施設所在地、3. 施設電話番号、4. 開設者 名、5. 代表者氏名(法人のみ)、6. 開設者住所(法人の み)、7. 開設者電話番号(法人のみ)、8. 確認年月日、9. 確認番号		10/9	公開		保健衛生課
409	10/7	申出	宮崎市内において令和2年9月末現在の飲食店営業許可を 取得した施設(新規・更新)における屋号、営業所所在地、 営業所電話番号(携帯電話を除く)、申請者氏名(法人の場 合は代表者役職及び代表者氏名含む)、種目、許可年月日 (自動販売機、仮設移動、自動車、臨時等営業を除く)		10/19	公開		保健衛生課
410	10/7	請求	月知梅公園トイレ外壁改修工事の金入り設計書		10/14	公開		文化財課
411	10/7	請求	大塚地区下水道管布設工事(1-1工事)金入り設計書(第 1回変更)		10/16	公開		下水道整備課
412	10/8	請求	準用河川跡江川河川改修工事(その6) 当初設計書(数量・単価・金入り)		10/12	公開		土木課
413	10/8	請求	宮崎市加納小学校北校舎西棟屋上防水改修工事の金入り 設計書		10/12	公開		学校施設課
414	10/9	請求	令和3基準年度地目異動調査及び雑種地調査業務委託に 係る入札関係書類一式 ・契約書 ・仕様書 ・入札の経緯が分かる資料(各業者の応札額が分かる資料 含む) ・落札業者が契約に当たり提出した書類一式(工程表等)		10/16	部分公開	第7条第2号、 第6号	資産税課
415	10/12	申出	農地台帳のCSV又はエクセルデータ、農地に関する地図の shapeデータ。ただし、当該形式では不存在の場合はその 他の形式のものも含む。			取下		農業委員会事務局
416	10/12	申出	令和2年9月1日から令和2年9月30日までに新たに確認し た理容所・美容所の下記項目 ①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏 名、⑤確認年月日		10/15	公開		保健衛生課
417	10/12	申出	宮崎市市民活動保険制度に係る下記文書 ①令和2年度の実施要綱・災害補償規定等、②令和2年度 契約時の仕様書、③令和2年度契約時の入札及び見積り合 わせ等の結果、④令和2年度契約の保険証券及び特約・明 細書等、⑤平成29、30、31年度契約の事故件数及び支払い 保険金額		10/27	部分公開	第7条第6号	文化・市民活動課
418	10/12	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和2年10月1日～令 和2年10月11日までの受付分 建築物除却届受付台帳 令和2年10月1日～令和2年10月 11日までの受付分		10/20	部分公開	第7条第2号	建築行政課
419	10/12	請求	宮崎市立小松台小学校外6校通信ネットワーク配線工事に 係る金入り設計書		10/22	公開		教育情報研修セン ター
420	10/12	申出	建築計画概要書 令和2年4月1日～直近のものまで		10/14	公開		建築行政課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
421	10/13	申出	下北方町塚原□□□周辺の航空写真(平成7年)(縮尺1000分の1)		10/19	公開		資産税課
422	10/13	請求	下北方町塚原□□□周辺の航空写真(平成13年)(縮尺1000分の1)		10/19	公開		資産税課
423	10/14	申出	①宮崎市都市計画課マスタープラン ・平成10年8月10日 策定版 ・平成15年3月20日 第1回改訂版、策定検討委員会議事録 ・平成19年12月12日 第2回改訂版、策定検討委員会議事録 ・平成25年3月25日 第3回改訂版、策定検討委員会議事録 ②宮崎市都市計画マスタープラン(平成30年3月改訂版)策定検討委員会の議事録		10/19	公開		都市計画課
424	10/15	申出	いじめ防止対策推進法に基づく、「宮崎市立中学校における生徒の自殺に関する報告書」の全文		10/29	部分公開	第7条第2号、第6号	学校教育課
425	10/15	申出	令和3年度使用中学校教科用図書採択に関する専門調査委員名簿		10/16	公開		学校教育課
426	10/16	申出	〇〇〇株式会社 飼料工場 所在地 東諸県郡綾町大字南俣字中川原□□□ 自動火災報知設備平面図、系統図		10/28	公開		北消防署
427	10/16	請求	・宮崎市立江平小学校外7校通信ネットワーク配線工事 ・宮崎市立佐土原小学校外7校通信ネットワーク配線工事 ・宮崎市立宮崎小学校外6校通信ネットワーク配線工事 ・宮崎市田野小学校外7校通信ネットワーク配線工事		10/19	公開		教育情報研修センター
428	10/16	請求	・宮崎市営住宅飛江田団地167棟外電気幹線改修工事 ・宮崎市営住宅飛江田団地165棟外電気幹線改修工事		10/19	公開		建築住宅課
429	10/16	請求	梁瀬第1水源地非常用発電設備設計工事		10/27	公開		営業所工務課
430	10/16	請求	・宮崎市橋通東1丁目□□□□ ・〇〇〇 屋内消火栓設備・連結送水管図面		10/29	公開		北消防署
431	10/16	申出	令和2年4月1日から令和2年9月30日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報全て)の屋号、営業所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種、初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日。法人については、本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名についての資料の一覧		10/28	公開		保健衛生課
432	10/16	請求	木原地区舗装復旧工事(2-3工区)金入り設計書		10/22	公開		下水道整備課
433	10/16	申出	「宮崎県宮崎市田野町」を通る道路のうち、〇〇〇合同会社が道路占用許可を取得している道路の一覧が記載された文書で、下記の項目を記載したもの。 ①占用の目的②専用の場所③占用物件④占用の期間⑤工事の期間		10/23	公開		田野・農林建設課
434	10/16	請求	大炊田地区学習等供用施設屋上防水改修工事 片瀬・下山地区学習等供用施設屋上防水等改修工事 金入り設計書		10/26	公開		地域コミュニティ課
435	10/16	請求	宮崎市立恒久小学校給食室屋上防水改修工事 金入り設計書		10/26	公開		保健給食課
436	10/16	請求	宮崎市本庁舎議場棟屋上防水改修工事 宮崎市本庁舎屋上防水改修工事 宮崎市清武総合支所第二庁舎屋上防水改修工事 金入り設計書		10/22	公開		管財課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
437	10/16	請求	宮崎市立住吉中学校屋内運動場屋根防水部分改修工事 宮崎市立宮崎西中学校北校舎屋上防水改修工事 宮崎市立国富小学校南校舎屋上防水改修工事 宮崎市立久峰中学校南校舎西棟屋上防水改修工事 宮崎市立宮崎東小学校北校舎東側屋上防水改修工事 宮崎市立標小学校北校舎東屋上防水改修工事 金入り設計書		10/21	公開		学校施設課
438	10/16	請求	宮崎北消防署西部出張所屋上防水改修工事 金入り設計書		10/26	公開		総務課
439	10/16	請求	道の駅フェニックス2階屋上外防水改修工事 金入り設計書		10/23	公開		観光戦略課
440	10/16	請求	宮崎市営住宅池内団地150・151棟屋上防水改修工事 宮崎市営住宅池内団地152棟屋上防水改修工事 宮崎市営住宅南窪団地156棟屋上防水改修工事 金入り設計書		10/22	公開		建築住宅課
441	10/16	請求	宮崎中央卸売市場食堂棟屋上防水改修工事 金入り設計書		10/27	公開		市場課
442	10/16	請求	宮崎市葬祭センター屋上梁補修工事 金入り設計書		10/29	公開		生活課
443	10/16	請求	宮崎市総合福祉保健センター屋内プール止水工事 金入り設計書		10/27	公開		福祉総務課
444	10/16	請求	生目台配水池No.3防水塗装工事 金入り設計書		10/30	公開		浄水課
445	10/16	請求	宮崎市において令和2年7月1日から令和2年9月30日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場業法について開設届出があったもの又は営業許可を取得したものうち、①営業区分(業種、内容名称)、②営業所の屋号、③営業所の住所、④営業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)、⑤営業所の電話番号		10/23	公開		保健衛生課
446	10/19	申出	2020年5月1日から2020年8月31日までに付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新築物件の付定日(受付日)、町名、住居番号、地番の明記されている資料(氏名部分は不要)と該当の住居表示台帳又は位置図		10/28	部分公開	第7条第2号	区画整理課
447	10/19	請求	令和2年度 工番(更)第31号 国道269号線1線配水管布設替工事金入り設計書		10/22	公開		水道整備課
448	10/19	請求	宮崎市営住宅黒坂団地292・293棟 新築工事のうち機械設備工事 金入り設計書		10/29	公開		建築住宅課
449	10/19	請求	令和2年度 工番(更)第34号 国道220号線(内海橋)配水管布設替工事 金入り設計書		10/23	公開		水道整備課
450	10/19	請求	宮崎県宮崎市高岡町飯田 区画整理後の地番。地図		10/26	公開		区画整理課
451	10/19	請求	所在、宮崎市吉村町大町前(□□□)において、アパートの室内で発生する電波にかかる騒音について		10/29	部分公開	第7条第2号、 第6号	環境保全課
452	10/20	請求	〇〇〇株式会社〇〇〇における消防局に届出している消防用設備図面		10/29	公開		北消防署
453	10/20	請求	飛江田西7号線7223の道路改良事業の設計図 道路計画の確認の同意書・印鑑 道路改良事業の確認の同意書・印鑑		11/2	部分公開	第7条第2号	道路維持課
454	10/20	申出	昭和53年田吉5号線711廃止した際区画整理という文言を使用した経緯が分かる書類 昭和56年飛江田西7号線7223を認定した経緯		11/2	非公開		道路維持課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
455	10/21	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和2年10月12日～令和2年10月20日までの受付分 建築物除却届受付台帳 令和2年10月12日～令和2年10月20日までの受付分		11/4	部分公開	第7条第2号	建築行政課
456	10/22	請求	令和(更)第32号 若葉台1号線外3線配水管布設替工事の金入り設計書		10/19	公開		水道整備課
457	10/22	申出	飯田土地区画整理事業の換地図、従前図		10/27	公開		区画整理課
458	10/22	申出	飯田土地区画整理事業の新番地が分かる資料図面(換地図等)		10/27	公開		区画整理課
459	10/22	申出	合同会社〇〇〇の運営する放課後等デイサービス「△△△」(宮崎県宮崎市霧島2丁目〇〇〇)で発生した利用時の事故に関し、関与している株式会社▽▽▽運営に係る「相談サポート☆☆☆」(宮崎県宮崎市吉村町寺ノ下〇〇〇)在籍の相談支援専門員●●●氏が宮崎市障がい福祉課に提出した文書一式		11/4	部分公開	第7条第2号、 第3号、第6号	障がい福祉課
460	10/22	請求	沓掛尾平線局部改良工事にかかる金入り設計書		10/29	公開		清武・農林建設課
461	10/22	請求	高岡温泉やすらぎの郷温泉井戸ポンプ更新工事 金額入設計書		11/4	公開		地域市民福祉課
462	10/22	請求	フェニックス自然動物園プールろ過機改修工事 金額入設計書		10/27	公開		公園緑地課
463	10/22	請求	富吉浄水場NO. 3配水返送ポンプ更新工事 金額入設計書		10/29	公開		浄水課
464	10/22	請求	富吉水源地サイドポンプ更新工事 金額入設計書		10/29	公開		浄水課
465	10/22	請求	古城中継ポンプ所NO. 2返水ポンプ更新工事 金額入設計書		11/2	公開		配水管理課
466	10/22	請求	宮崎処理場NO. 3余剰汚泥供給ポンプ外改築工事 金額入設計書		11/2	公開		下水道施設課
467	10/22	請求	宮崎処理区マンホールポンプ改築工事(その1) 金額入設計書		11/2	公開		下水道施設課
468	10/22	請求	西地区7号マンホールポンプ場NO. 2汚水ポンプ更新工事 金額入設計書		11/2	公開		下水道施設課
469	10/22	請求	宮崎処理場ろ過機用空気圧縮機改築工事 金額入設計書		11/2	公開		下水道施設課
470	10/22	請求	宮崎処理区マンホールポンプ改築工事(その2) 金額入設計書		11/2	公開		下水道施設課
471	10/22	請求	大谷中継ポンプ場NO. 2主ポンプ吐出弁改築工事 金額入設計書		11/2	公開		下水道施設課
472	10/22	請求	国富中継ポンプ場NO. 2汚水ポンプ吐出弁改築工事 金額入設計書		11/2	公開		下水道施設課
473	10/22	請求	清武松叶加压室2号送水ポンプ更新工事 金額入設計書		10/28	公開		営業所工務課
474	10/22	請求	清武第1水源地急速ろ過機逆流弁更新工事 金額入設計書		10/28	公開		営業所工務課
475	10/22	請求	田野第1浄水場NO. 1ろ過ポンプ更新工事 金額入設計書		10/28	公開		営業所工務課
476	10/22	請求	板ヶ八重・南城寺地区加压ポンプ場3号排水ポンプ更新工事 金額入設計書		10/28	公開		営業所工務課
477	10/22	請求	田野第1浄水場次亜注入ポンプ更新工事 金額入設計書		10/28	公開		営業所工務課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
478	10/23	請求	・宮崎市立佐土原小学校外7校通信ネットワーク配線工事 ・宮崎市立宮崎小学校外6校通信ネットワーク配線工事		11/2	公開		教育情報研修センター
479	10/23	請求	〇〇〇 宮崎市橋通東2丁目□□□ 消防設備設置届出書の控え・図面一式		11/4	公開		北消防署
480	10/23	請求	ホテル 〇〇〇 宮崎市松橋1丁目□□□ 消防設備設置届出書の控え・図面一式		11/4	公開		北消防署
481	10/23	請求	ホテル 〇〇〇 宮崎市松橋1丁目□□□ 消防設備設置届出書の控え・図面一式		11/4	公開		北消防署
482	10/23	請求	〇〇〇 宮崎市田吉□□□ 消防設備設置届出書の控え・図面一式		10/30	公開		南消防署
483	10/26	請求	工番(更)第2号 横町古城線配水管布設替工事 工番(更)第4号 中島大坪前線配水管布設替工事 工番(更)第5号 昭和通線外1線配水管布設替工事 工番(更)第8号 幹線管路耐震化事業祇園工区配水管布設替工事(その1) 工番(更)第12号 幹線管路耐震化事業北川内工区配水管布設替工事(その1) 工番(更)第21号 新名爪宮田線配水管布設替工事 工番(更)第23号 木材町中道線外3線配水管布設替工事 工番(更)第28号 島之内永池6号線外4線配水管布設替工事 工番(更)第29号 楠見線配水管布設替工事 工番(更)第31号 月見ヶ丘5の西15号線配水管布設替工事 工番(更)第44号 下小松柏原線外1線配水管布設替工事 工番(更)第46号 国道269号線配水管布設替工事 の金額・内訳明細入設計書(当初)		11/9	公開		水道整備課
484	10/26	請求	工番(浄)第4号 富吉浄水場洗浄水設備更新工事 の金額・内訳明細入設計書(当初)		10/30	公開		浄水課
485	10/27	請求	令和2年度 上江・佐賀利地区学習等供用施設外壁改修工事 金入り設計書		11/4	公開		地域コミュニティ課
486	10/27	請求	令和2年度 小牧台地区学習等供用施設外壁改修工事 金入り設計書		11/4	公開		地域コミュニティ課
487	10/27	請求	令和2年度 光陽台地区学習等供用施設外壁改修工事 金入り設計書		11/4	公開		地域コミュニティ課
488	10/27	請求	令和2年度 宮崎市生目台配水池NO. 2外壁改修工事 金入り設計書		10/30	公開		浄水課
489	10/28	請求	令和2年度 工番(更)第41号 新城1号線外5線配水管布設替工事 金額入り設計書		10/30	公開		水道整備課
490	10/29	請求	合流地区管渠改築工事(2-10工区) 金入り設計書		11/2	公開		下水道整備課
491	10/29	請求	宮崎市民文化ホールパッケージエアコン更新工事 金入り設計書		11/4	公開		文化・市民活動課
492	10/29	請求	①合流地区管渠改築工事(2-11工区) ②合流地区管渠改築工事(2-14工区) 金入り設計書		11/4	公開		下水道整備課
493	10/30	請求	(株)〇〇〇 神宮店の自動火災報知設備の配線図		11/11	公開		北消防署

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
494	10/30	請求	令和2年7月1日から令和2年7月31日までに美容所開設届を提出したもののうち次の事項 屋号、営業所在地、営業所在地ビル、営業所の電話番号(携帯を除く)、初回許可日、種目 ※自動車販売業、短期、臨時、仮設移動、実演販売は除く		11/12	公開		保健衛生課
495	10/30	請求	令和2年7月1日から令和2年7月31日までに食品衛生法に基づく飲食店営業の新規許可を取得したものの、及び廃止届を提出したもののうち次の事項 屋号、営業所在地、営業所在地ビル、営業所の電話番号(携帯を除く)、初回許可日、種目 ※自動車販売業、短期、臨時、仮設移動、実演販売は除く		11/12	公開		保健衛生課
496	10/30	申出	昭和20年～昭和23年6月までの橘公園整備に関する資料(現在より、当初計画が約3倍の敷地面積、大きかったことを示すもの)			取下		公園緑地課
497	11/2	請求	生目台配水池No.3防水塗装工事金入り設計書		11/10	公開		浄水課
498	11/2	申出	〇〇〇の定期検査報告、概要書 ①昇降機検査 ②防火設備検査		11/4	公開		建築行政課
499	11/2	請求	令和2年度 工番(拡)第8号 あさひ1号線配水管布設工事の金入り設計書		11/6	公開		水道整備課
500	11/2	請求	建物名 〇〇〇 住所 宮崎市佐土原町下田島栄本□□□、□□□、□□□ 自動火災報知設備の検査の為、自動火災報知設備の着工届又は設置届の図面		11/16	公開		北消防署
501	11/2	請求	宮崎市新別府町前浜□□□ 〇〇〇株式会社 共同住宅		11/11	公開		北消防署
502	11/2	請求	令和2年度糸原柳瀬地区農道水路維持事業農道舗装工事金入り設計書		11/6	部分公開	第7条第3号	農村整備課
503	11/4	申出	宮崎市内で、令和2年10月1日～10月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動・臨時、自動販売機等は除く ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		11/16	公開		保健衛生課
504	11/4	申出	令和2年10月1日～10月末日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日日についての一覧表。(自動販売機、仮設移動、自動車、短期、臨時等での営業を除く) 外2件		11/18	公開		保健衛生課
505	11/4	申出	令和2年10月1日～10月末日までに新規で開設した美容室の一覧表 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日日についての一覧表。		11/6	公開		保健衛生課
506	11/4	申出	令和2年10月1日～10月末日までに新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧表 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日日についての一覧表。		11/11	公開		保健医療課
507	11/4	申出	建築計画概要書 令和2年4月1日～令和2年9月30日に確認されたもの		11/11	公開		建築行政課
508	11/4	請求	宮崎広域都市計画事業飯田土地区画整理事業換地図		11/12	公開		区画整理課
509	11/5	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和2年10月21日～令和2年11月4日までの受付分 建築物除却届受付台帳 令和2年10月21日～令和2年11月4日までの受付分		11/18	部分公開	第7条第2号	建築行政課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
510	11/5	請求	宮崎市内で営業許可を取得している飲食店の営業者氏名 屋号:〇〇〇 住所:宮崎市中央通□□□		11/16	公開		保健衛生課
511	11/6	申出	令和2年10月1日から令和2年10月31日の間で飲食店営業 の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含 む提供可能な情報全て)の屋号、営業所在地、営業者氏 名、営業所電話番号、業種、初回許可年月日、許可満了 日、許可番号、許可開始日。法人については、本社所在地、 申請者電話番号、代表者氏名についての資料の一覧		11/13	公開		保健衛生課
512	11/6	申出	令和2年10月1日～令和2年10月31日の間に理容・美容業 の新規確認を受けた全施設(廃業しているものを除く)の、 1. 施設名称、2. 施設所在地、3. 施設電話番号、4. 開設 者名、5. 代表者氏名(法人のみ)、6. 開設者住所(法人の み)、7. 開設者電話番号(法人のみ)、8. 確認年月日、9. 確認番号		11/18	公開		保健衛生課
513	11/6	申出	2020年10月1日から10月31日までの間に新規で食品営 業許可を取得した全業種の施設の一覧 項目:営業所名称(屋号)、営業所住所、営業所電話番号、 営業者氏名、営業者代表者名、営業者住所、営業者電話番 号、業種、許可年月日、許可満了日、許可番号		11/16	公開		保健衛生課
514	11/6	請求	令和2年度天神ダム堤体草刈業務委託 金入り設計書		11/17	部分公開	第7条第6号	農村整備課
515	11/6	請求	宮崎市立図書館屋上防水改修工事 金入り設計書		11/20	公開		生涯学習課
516	11/6	申出	開発審査課 都市計画法29条許可申請に添付された設計 図面、構造計画平面図 池田台団地の浄化槽土地周囲の間知積擁壁についての構 造図面		11/13	部分公開	第7条第2号	開発審査課
517	11/9	請求	幹線管路耐震化事業祇園工区配水管布設替工事(但し小 松川推進工その2)の金額入り設計書		11/12	公開		水道整備課
518	11/10	請求	岡ノ下公園外3公園遊具改築工事 金入り設計書		11/12	公開		公園緑地課
519	11/10	申出	建築計画概要書 令和2年4月1日～直近のものまで		11/13	公開		建築行政課
520	11/11	請求	「宮崎市田野運動公園野球場バックスクリーン塗装改修工 事」における金入り設計書		11/16	公開		スポーツランド推進 課
521	11/11	請求	〇〇〇保育園消防設備等設置届		11/25	公開		北消防署
522	11/11	請求	宮崎市北川内町谷口□□□・□□□周囲の看板の位置の わかる過去の航空写真		11/12	公開		資産税課
523	11/13	申出	本申出書に別添の「宮崎市内〇〇〇所有物件4棟」に関わ る固定資産税家屋調査(再建築費評点計算書など、固定生 産税・都市計画税賦課のための評点計算の明細書)		11/26	公開		資産税課
524	11/13	申出	ばい煙発生施設に関する情報一覧 ①事業所名称 ②事業所住所 ③施設種別 ④燃料種別 ⑤燃料使用料 ⑥パーナー能力 ⑦設置年月日		11/27	公開		環境保全課
525	11/13	請求	令和2年10月26日より新田原基地で行われた日米合同訓練 における米兵市内宿泊に関する文書、図面及び写真並びに 電磁的記録のすべて		11/27	公開		危機管理課
526	11/13	申出	令和2年10月1日から令和2年10月31日までに新たに確 認した理容所・美容所の下記項目 ①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏 名、⑤確認年月日		11/26	公開		保健衛生課
527	11/13	請求	危険物取扱いのある会社名、住所、油種、電話番号、タンク 容量が記載されたりリストの開示 ガソリン、経由、灯油、重油など		11/26	公開		予防課
528	11/13	請求	監査事務局 第三者委員会に係る住民監査請求の監査の 過程が分かるもの(各監査委員の意見等)		11/26	部分公開	第7条第5号、 第6号	監査事務局

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
529	11/16	申出	「危険物施設の一覧」 ①事業所名②設置場所③製造書等の区分(種別) ④危険物の種類⑤数量		11/30	公開		予防課
530	11/16	請求	〇〇〇(株)塩路地区埋め立て整理計画に係る関係資料、 土砂による土地の埋め立て等に関する届出書		11/26	部分公開	第7条第3号	開発審査課
531	11/18	請求	医療法人〇〇〇〇医院 宮崎市大字恒久口〇〇〇 消防設備の図面		11/25	公開		南消防署
532	11/18	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和2年11月5日～令 和2年11月17日までの受付分 建築物除却届受付台帳 令和2年11月5日～令和2年11 月17日までの受付分		12/1	部分公開	第7条第2号	建築行政課
533	11/18	請求	建築計画概要書 R2 1月1日～10月31日 戸建・新築		11/24	公開		建築行政課
534	11/19	請求	市住小戸団地145棟外壁改修工事 市住学園木花台団地214棟外壁改修工事 市住大島団地159棟外壁改修工事 市住大島西団地174棟外壁改修工事 市住生日台団地191棟外壁改修工事 市住中央団地48-1棟外壁改修工事 金入り設計書		11/25	公開		建築住宅課
535	11/19	請求	田野運動公園野球場バックスクリーン塗装改修工事 金入り設計書		11/20	公開		スポーツランド推進課
536	11/19	請求	久谷地区学習等供用施設外壁改修工事 光陽台地区学習等供用施設外壁改修工事 上江・佐賀利地区学習等供用施設外壁改修工事 平松地区学習等供用施設外壁改修工事 小牧台地区学習等供用施設外壁改修工事 金入り設計書		11/26	公開		地域コミュニティ課
537	11/19	請求	宮崎市霧島児童プール塗装改修工事		11/30	公開		子育て支援課
538	11/19	請求	市立南小学校北校舎外壁改修工事 市立赤江東中学校外壁改修工事 金入り設計書		11/24	公開		学校施設課
539	11/19	請求	岩瀬橋外1橋橋梁修繕工事 金入り設計書		11/24	公開		佐土原・農林建設課
540	11/20	請求	2015～2020年度の宮崎市立小中学校の学級編成と教職員 配置にかかわる以下の文書 ①「公立小中学校の学級編成基準」 ②「公立小中学校の教職員配当基準」 ③学校ごと学年ごとの実際の学級編成数と学級ごとの児童 生徒数(入学式・始業式現在及び5月1日現在) ④学校ごとの職名別、任用事由別、教職員配置数(入学式・ 始業式現在及び5月1日現在) ⑤5月2日以降に任用された学校ごとの職名別、任用事由 別、教職員配置数		12/3	非公開		学校教育課
541	11/20	請求	2015～2020年度の宮崎市立小中学校の学級編成と教職員 配置にかかわる文書		12/3	公開		学校教育課
542	11/20	請求	飯田土地区画整理事業従前の土地図・換地処分後の土地 図		12/1	公開		区画整理課
543	11/24	請求	11月20日の市議会全員協議会で市議より提出要求のあつ た、障害者施設交付金の過払いに係る全協議記録 障がい 福祉課	12/8	1/7	部分公開	第7条第2号、 第3号、第6号	障がい福祉課
544	11/26	請求	〇〇〇 設置届出書の表紙(鑑)、自火設備試験結果報告書(その 1、その2)、自火警報設備図面一式、誘導等設備図面一式		12/2	公開		北消防署
545	11/26	請求	〇〇〇 消防用施設等設置届出書図面(平面図)1F・2F スプリンクラー設備 スプリンクラーヘッド移設のため		12/2	公開		南消防署

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
546	11/27	申出	建築計画概要書 令和2年9月1日～令和2年11月30日に確認されたもの		12/2	公開		建築行政課
547	11/30	請求	大島児童館既存建物解体・駐車場整備工事金入り設計書(当初)		12/4	公開		子育て支援課
548	12/1	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳 令和2年11月18日～令和2年11月30日までの受付分 建築物除却届受付台帳 令和2年11月18日～令和2年11月30日までの受付分		12/11	部分公開	第7条第2号	建築行政課
549	12/1	請求	〇〇〇 テント駐車場平面図 宮崎市中村東一丁目〇〇〇		12/4	公開		南消防署
550	12/1	請求	令和2年11月1日から令和2年11月30日までに食品衛生法に基づく飲食店営業の新規許可を取得したもの、及び廃止届を提出したもののうち次の事項 屋号、営業所在地、営業所在地ビル、営業所の電話番号(携帯を除く)、初回許可日、種目 ※自動車販売業、短期、臨時、仮設移動、実演販売は除く		12/15	公開		保健衛生課
551	12/1	申出	建築計画概要書 第ERI-20026047 R2.8.24 第ERI-20027829 R2.9.24		12/7	公開		建築行政課
552	12/1	申出	建築計画概要書 令和2年4月1日～直近のものまで		12/7	公開		建築行政課
553	12/2	請求	令和2年度 都市公園等管理業務委託(大塚台公園外)金入り設計書		12/8	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
554	12/2	請求	令和2年度 宮崎市福祉文化公園植栽等管理業務委託金入り設計書		12/14	部分公開	第7条第6号	生涯学習課
555	12/2	請求	令和2年度 大塚下川原線外12線草刈業務委託金入り設計書		12/4	公開		道路維持課
556	12/2	請求	合流管渠改築工事(1-8工区)金入り設計書(変更契約)		12/4	公開		下水道整備課
557	12/3	請求	宮崎市127～258例目の新型コロナウイルス感染者疫学調査票		12/16	部分公開	第7条第2号	健康支援課
558	12/3	請求	片瀬・下山地区学習等供用施設屋上防水等改修工事 宮崎市本庁舎屋上防水改修工事 宮崎市本庁舎議場棟屋上防水改修工事 大炊田地区学習等供用施設屋上防水改修工事 上記4件の金入り設計書(図面は除く)		12/10	公開		管財課
559	12/3	請求	片瀬・下山地区学習等供用施設屋上防水等改修工事 宮崎市本庁舎屋上防水改修工事 宮崎市本庁舎議場棟屋上防水改修工事 大炊田地区学習等供用施設屋上防水改修工事 上記4件の金入り設計書(図面は除く)		12/9	公開		地域コミュニティ課
560	12/3	請求	令和2年度 工番(更)第45号 神向線配水管布設替工事(その2) 金入り設計書		12/7	公開		水道整備課
561	12/3	申出	宮崎市内で、令和2年11月1日～11月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動、臨時、自動販売機等は除く ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		12/16	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
562	12/3	申出	<p>・下記期間に新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表。 (食品営業許可台帳) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業態・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日についての資料一覧表(自動販売機、自動車営業、臨時的営業及び露店、短期又は季節的な営業を除く)</p> <p>・下記期間に新規で営業許可を取得した美容所の一覧表。 【取得希望情報】・施設名称・施設所在地・電話番号・確認年月日・開設者名(可能であれば)</p> <p>・下記期間に新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧表。【取得希望情報】・施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類(可能であれば)</p> <p>※上記以外の情報が含まれていても問題なし ※管轄エリア全て 期間 : 令和2年11月1日から令和2年11月末日</p>		12/16	公開		保健衛生課
563	12/3	申出	<p>・下記期間に新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表。 (食品営業許可台帳) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業態・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日についての資料一覧表(自動販売機、自動車営業、臨時的営業及び露店、短期又は季節的な営業を除く)</p> <p>・下記期間に新規で営業許可を取得した美容所の一覧表。 【取得希望情報】・施設名称・施設所在地・電話番号・確認年月日・開設者名(可能であれば)</p> <p>・下記期間に新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧表。【取得希望情報】・施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類(可能であれば)</p> <p>※上記以外の情報が含まれていても問題なし ※管轄エリア全て 期間 : 令和2年11月1日から令和2年11月末日</p>		12/9	公開		保健衛生課
564	12/3	申出	<p>・下記期間に新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表。 (食品営業許可台帳) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業態・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日についての資料一覧表(自動販売機、自動車営業、臨時的営業及び露店、短期又は季節的な営業を除く)</p> <p>・下記期間に新規で営業許可を取得した美容所の一覧表。 【取得希望情報】・施設名称・施設所在地・電話番号・確認年月日・開設者名(可能であれば)</p> <p>・下記期間に新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧表。【取得希望情報】・施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類(可能であれば)</p> <p>※上記以外の情報が含まれていても問題なし ※管轄エリア全て 期間 : 令和2年11月1日から令和2年11月末日</p>		12/10	部分公開	第7条第2号	保健衛生課
565	12/3	請求	<p>件名: 県庁3号館 内容: 自動火災報知設備の設備図(全館)及び凡例・系統図のコピーをいただきたい。 理由: 内部改修工事に伴う着工届・設置届を消防署へ提出するため。</p>		12/14	公開		北消防署
566	12/3	請求	<p>宮崎市内で営業許可を取得している飲食店の営業者氏名 屋号: Bar ○○○ 住所: 宮崎市千草町□□□</p>		12/15	公開		保健衛生課
567	12/3	請求	<p>宮崎市田野都市計画道路 南原通線、明神原通線の計画 平面図 別紙位置図の通り (平面図は座標、縮尺、方位入りの図面を優先申請)</p>		12/3	公開		市街地整備課
568	12/4	請求	<p>令和2年度工番(更)第18 県道中村木崎線配水管布設工事の金入り設計書</p>		12/8	公開		水道整備課
569	12/4	請求	<p>ハザードマップ配送入札案件(結果)</p>		12/9	部分公開	第7条第6号	危機管理課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
570	12/4	申出	2020年11月1日から11月30日までの間に新規で食品営業許可を取得した施設および食品営業許可を更新した施設の一覧 および2020年11月末までに全ての事業で廃止した施設の一覧 許可のある全業種・全種目(臨時営業を除く) 希望項目:営業所名称(屋号)、営業所住所、営業所電話番号(個人の携帯電話を除く)、営業者氏名、営業者代表者名(法人のみ)、営業者住所(法人のみ)、営業者電話番号(法人のみ)かつ携帯電話を除く、業種、許可年月日(更新分に関して、初許可年月日・現行許可年月日)、許可満了日、許可番号 CD-R、新規更新一覧と廃止一覧とで別ファイルでの交付希望		12/17	公開		保健衛生課
571	12/4	請求	高岡町飯田地区の地番を公開 飯田地区土地区画整理事業の換地処分にとまなう旧地番、新地番のわかるもの		12/7	公開		区画整理課
572	12/4	申出	令和2年11月1日から令和2年11月3日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報全て)の屋号、営業所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種、初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日。法人については、本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名についての資料の一覧		12/16	公開		保健衛生課
573	12/4	申出	令和2年11月1日～令和2年11月30日の間に理容・美容業の新規確認を受けた全施設(廃業しているものを除く)の、1. 施設名称、2. 施設所在地、3. 施設電話番号、4. 開設者名、5. 代表者氏名(法人のみ)、6. 開設者住所(法人のみ)、7. 開設者電話番号(法人のみ)、8. 確認年月日、9. 確認番号		12/9	公開		保健衛生課
574	12/7	請求	〇〇〇病院に係る駐車場の用地に係る文書 一部関係者から駐車場用地が不足している。その実態が分かる文書 当初計画での面積及び予定台数		12/11	公開		保健医療課
575	12/7	請求	耕作していない土地がどのくらいあるか。場所、面積、文書が分かる文書。 宮崎市塩路地区		12/18	公開		農業委員会事務局
576	12/7	請求	宮崎市福祉施設給付金貸付の件(2020.12.7宮日) ・当該施設の給付金に係る過払い分の補填のための虚偽公文書作成に係る、資料の開示 2019.11.27日付県に提出された申請書、その原因となる事実の文書		12/21	部分公開	第7条第6号	障がい福祉課
577	12/9	申出	〇〇〇医院もしくは〇〇〇医院について以下の情報が分かる資料 ①医療機関の正式名称 ②所在地 ③廃止年月日		12/21	公開		保健医療課
578	12/10	請求	フェニックス自然動物園ハニーハッチ塗装改修工事 金額入工事設計書		12/14	公開		公園緑地課
579	12/11	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳(令和2年12月10日～令和2年12月10日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和2年12月1日～令和2年12月10日までの受付分)		12/21	部分公開	第7条第2号	建築行政課
580	12/14	申出	令和2年11月1日から令和2年11月30日までに新たに確認した理容所・美容所の下記項目 ①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤確認年月日		12/16	公開		保健衛生課
581	12/14	申出	薬局・店舗販売業(令和2年12月14日現在) 必要項目:許可業種、店舗名称、店舗所在地、店舗電話番号、開設者名、休止情報 店舗販売業に関しては、上記必要項目に加えて、第1類医薬品の取扱いの有無、管理者資格、薬剤師の有無		12/16	公開		保健医療課
582	12/14	請求	住居表示地図 宮崎市希望ヶ丘3丁目□□□		12/17	公開		区画整理課
583	12/15	申出	建築計画概要書 令和2年4月1日～直近のものまで		12/17	公開		建築行政課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定日	決定内容	非公開 根拠規定	所管課
584	12/16	請求	田吉通線舗装修繕工事 金入り設計書		12/21	公開		道路維持課
585	12/16	請求	大塚台1号線舗装修繕工事 金入り設計書		12/21	公開		道路維持課
586	12/16	請求	南方蛸原線舗装修繕工事 金入り設計書		12/21	公開		道路維持課
587	12/16	請求	昭和通線(小戸之橋)新橋舗装工事(3工区) 金入り設計書		12/17	公開		市街地整備課
588	12/16	請求	昭和通線(小戸之橋)取付道路整備工事(左岸7工区但し舗 装工) 金入り設計書		12/17	公開		市街地整備課
589	12/16	請求	宮崎市立江南小学校法面改修工事 金入り設計書		12/18	公開		学校施設課
590	12/16	請求	第35号古川面早流1号線道路災害復旧工事 金入り設計書		12/21	公開		高岡・農林建設課
591	12/16	請求	大淀川市民緑地(水辺の楽校)園路舗装打換工事 金入り設計書		12/18	公開		公園緑地課
592	12/16	請求	合流地区管渠改築工事(2-13工区)(入札日R2.12.1) 金入り設計書		12/22	公開		下水道整備課
593	12/17	申出	〇〇〇温泉(宮崎県宮崎市橋通東〇〇〇)と〇〇〇(宮崎 県宮崎市中央通〇〇〇)に関わる「防火管理者選任(解任) 届出書一式と消防計画作成(変更)届出書一式」		12/23	部分公開	第7条第2号	予防課
594	12/21	請求	障害者等の施設の名称、場所及び経営内容が分かる全ての 書類		1/4	公開		障がい福祉課
595	12/21	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳(令和2年12月11日～令 和2年12月20日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和2年12月11日～令和2年12月 20日までの受付分)		1/6	部分公開	第7条第2号	建築行政課
596	12/23	請求	入札日:令和元年6月11日から12日 件名:幹線管路耐震化事業導水管布設替工事(但しシールド工) 場所:宮崎市大字上北方 金入り第一回変更工事設計書		12/25	公開		水道整備課
597	12/23	請求	株式会社〇〇〇 自動火災報知設備、感知機設置図面		1/5	公開		北消防署
598	12/28	申出	建築計画概要書 第215号 R2.12.21 第220号 R2.12.23		1/8	公開		建築行政課
599	12/28	申出	建築計画概要書 令和2年4月1日～直近のものまで		1/8	公開		建築行政課
600	1/4	請求	令和2年12月1日から令和2年12月31日までに食品衛生法 に基づく飲食店営業の新規許可を取得したもの、及び廃止 届を提出したもののうち次の事項 屋号、営業所在地、営業所在地ビル、営業所の電話番号 (携帯を除く)、初回許可日、種目 ※自動車販売業、短期、臨時、仮説移動、実演販売は除く		1/18	公開		保健衛生課
601	1/4	請求	平成29年1月～平成30年10月までの宮崎市(福祉部障がい 福祉課)と株式会社〇〇〇(宮崎市大島町〇〇〇)との間の 児童発達支援と放課後等デイサービスから成る多機能型事 業所の新規開設に関する記録及びこれに係る資料一 式 ・協議録(メモ含) ・〇〇〇側から提出された資料 ・〇〇〇側に提出した資料	1/18	3/3	部分公開	第7条第3号	障がい福祉課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
602	1/4	請求	宮崎市内において令和2年10月1日から令和2年12月31日までの間に理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場業法について開設届出があったもの又は営業許可を取得したものうち、①営業区分(業種、内容名称)、②営業所の屋号、③営業所の住所及び郵便番号、④営業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)、⑤営業所の電話番号		1/18	公開		保健衛生課
603	1/4	請求	宮崎市内において平成31年1月1日から令和2年12月31日までの間に食品衛生法に基づく飲食店営業について廃止届出のあったものうち次の事項、①営業区分(業種、内容名称)、②営業所の屋号、③営業所の住所、④営業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)、⑤廃止年月日、⑥許可満了年月日		1/18	公開		保健衛生課
604	1/6	申出	令和2年12月1日～12月末日までに新規で開設した美容室の一覧表 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日についての一覧表。		1/18	公開		保健衛生課
605	1/6	申出	令和2年12月1日～12月末日までに新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧表 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日についての一覧表。		1/14	部分公開	第7条第2号	保健医療課
606	1/6	申出	宮崎市内で、令和2年12月1日～12月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動・臨時、自動販売機等は除く ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		1/18	公開		保健衛生課
607	1/6	請求	令和2年度12月3日入札 宮崎市立宮崎東小学校北校舎西棟屋上防水改修工事 上記の単価入り設計書		1/12	公開		学校施設課
608	1/6	申出	建築概要書 地名地番:宮崎市宮崎駅東2丁目□□□ 主要用途:モデルルーム		1/8	公開		建築行政課
609	1/7	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳(令和2年12月21日～令和3年1月6日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和2年12月21日～令和3年1月6日までの受付分)		1/18	部分公開	第7条第2号	建築行政課
610	1/7	請求	R2.12.1入札 金入り設計書 ① 合流地区管渠改築工事(2-12工区)		1/14	公開		下水道整備課
611	1/8	請求	曾山寺温泉ほのかの湯の温泉利用許可申請に係る公文書一式		1/21	部分公開	第7条第3号、第4号	保健衛生課
612	1/8	請求	内海地区排水施設電気機械設備更新工事に関する金入り設計書		1/13	公開		配水管理課
613	1/8	請求	障害者施設交付金の過払いに係る二役への説明、協議の全記録。部長以下障がい福祉課職員	1/22	3/8	部分公開	第7条第3号、第5号	障がい福祉課
614	1/8	申出	大気汚染防止法に基づく梅園発生施設 ①事業者名称、②住所、③電話番号、④設置年月日、⑤燃料種類		1/20	公開		環境保全課
615	1/12	請求	〇〇株式会社宮崎事務所整備工場 自火報図面		1/15	公開		北消防署
616	1/13	申出	2020年12月1日から12月31日までの間に新規で食品営業許可を取得した全業種の施設の一覧 項目:営業所名称(屋号)、営業所住所、営業所電話番号、営業者氏名、営業者代表者名、営業者住所、営業者電話番号、業種、許可年月日、許可満了日、許可番号		1/26	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
617	1/13	申出	令和2年12月1日から令和2年12月31日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報全て)の屋号、営業所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種、初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日。法人については、本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名についての資料の一覧		1/26	公開		保健衛生課
618	1/13	申出	令和2年12月1日～令和2年12月31日の間に理容・美容業の新規確認を受けた全施設(廃業しているものを除く)の、1. 施設名称、2. 施設所在地、3. 施設電話番号、4. 開設者名、5. 代表者氏名(法人のみ)、6. 開設者住所(法人のみ)、7. 開設者電話番号(法人のみ)、8. 確認年月日、9. 確認番号		1/18	公開		保健衛生課
619	1/13	申出	建築計画概要書 2020年4月1日～直近のものまで		1/19	公開		建築行政課
620	1/15	請求	宮崎市立青島小学校プール改修工事 金入り設計書		1/15	公開		学校施設課
621	1/15	請求	〇〇〇 非常放送設備 設置届出書一式(図面含む)		1/26	公開		北消防署
622	1/18	請求	合流地区管渠改築工事(1-9工区) 金入り設計書(変更後)		1/21	公開		下水道整備課
623	1/18	請求	2021/4/3開通予定 市道 昭通線(小戸之橋)の平面図		1/25	公開		市街地整備課
624	1/18	申出	令和2年5月～12月末までの新規 食品衛生法に基づく許可施設の一覧		1/26	公開		保健衛生課
625	1/18	申出	令和2年5月～12月末までの新規 理容師・美容師法に基づく許可施設の一覧 クリーニング業法に基づく許可施設の一覧		1/28	公開		保健衛生課
626	1/18	申出	令和2年5月～12月末までの新規 歯科診療所許可施設の一覧		1/29	公開		保健医療課
627	1/18	申出	令和2年5月～12月末までの新規 旅館営業法に基づく許可施設の一覧 あはき法に基づく許可施設一覧		1/29	部分公開	第7条第2号	保健医療課
628	1/19	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳(令和3年1月7日～令和3年1月18日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和3年1月7日～令和3年1月18日までの受付分)		2/1	部分公開	第7条第2号	建築行政課
629	1/19	請求	①ホテル〇〇〇 ②ホテル〇〇〇 請求内容 自動火災報知設備 火災感知器設置図面(平面図) パッケージ型消火設備 電気系統図・配置図面(平面図)		1/25	公開		北消防署
630	1/20	請求	令和2年度 錦町通線外43線街路樹維持管理業務委託 金入り設計書(当初と変更)		1/27	公開		道路維持課
631	1/20	請求	令和2年度 橘公園管理業務委託 金入り設計書(当初と変更)		1/26	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
632	1/22	請求	「宮崎市空家等対策計画」 (ごあいさつ、P2、 3,4,5,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,28,29,30,31,32,36,37,38,39,42,43,44,45,46,47,48,49,50,51,52,53,54,55)		1/28	公開		建築住宅課
633	1/22	申出	昭和56年 請願書 ・旧宮崎飛行場跡地に戦死(没)者慰霊碑建設するための用地確保について ・宮崎特攻機地慰霊碑建立趣意書		1/27	公開		議事調査課
634	1/22	請求	①木原地区下水道官布設工事(2-2工区) ②佐土原地区下水道官布設工事(2-2工区) 金入り設計書		1/27	公開		下水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
635	1/25	請求	宮崎市営住宅生目台団地191棟外壁改修工事 設計変更後の金入り設計書		1/27	公開		建築住宅課
636	1/26	請求	物件名 ・〇〇〇 請求内容 ・自動火災報知設備 火災感知器設置・配線図面(平面図)		2/2	公開		北消防署
637	1/26	請求	宮崎市立住吉中学校屋内運動場屋根防水改修工事 宮崎市立宮崎港小学校屋内運動場屋上防水改修工事 宮崎市立住吉南小学校給食室屋上防水改修工事 宮崎市立生目台東用学校屋内運動場屋根防水改修工事 宮崎市立加納小学校北校舎西棟屋上防水改修工事 金入り設計書		2/2	公開		学校施設課
638	1/26	請求	宮崎市立住吉南小学校給食室屋上防水改修工事		2/2	公開		保健給食課
639	1/26	請求	件名:〇〇〇 住所:宮崎市大字芳士□□□ 内容:自動火災報知設備の工事のため、自動火災報知設備の設置届		2/2	公開		北消防署
640	1/26	請求	「平成33基準年度固定資産評価替え業務委託」の公募型プロポーザル方式による委託業者決定に至る下記の選定結果資料等の交付 ・参加表明所を提出した全ての法人等、若しくはグループの名称。 ・第一次審査における、全ての法人等、若しくはグループ後との、各選定委員の採点表、及び集計結果(審査結果)。 ・第二次審査における、全ての法人等、若しくはグループごとの、各種選定委員の採点表、及び集計結果(審査結果)。		1/29	部分公開	第7条第2号、 第5号	資産税課
641	1/26	請求	令和2年度3月3日入札 南宮崎駅東通線外27線街路樹維持管理業務 金入り設計書		1/27	公開		道路維持課
642	1/27	請求	瓜生野小西線外2線道路改良工事(3工区) 瓜生野小西線外2線道路改良工事(4工区)		2/4	公開		土木課
643	1/27	申出	建築概要書 「令和2年11月1日～令和3年1月31日」に確認されたもの		1/29	公開		建築行政課
644	1/27	請求	1.宮崎市道路占用許可基準集のうちバス停留所標識 2.吉村町(大町)バス停道路占用許可更新申請書(写)		2/2	部分公開	第7条第2号、 第3号	用地管理課
645	1/27	請求	〇〇〇 事務所棟 工場棟 自火報図面		2/2	公開		北消防署
646	1/28	請求	・土地売買契約書 ・建物売買契約書 ・売渡証書		1/29	公開		建築住宅課
647	1/29	請求	木原地区舗装復旧工事(2-6) 金入り設計書		2/2	公開		下水道整備課
648	1/29	請求	宮崎市営住宅黒坂団地292・293棟新築工事のうち駐車場 外整備工事 金入り設計書		2/4	公開		建築住宅課
649	1/29	請求	令和3年1月22日及び28日(木)に●●●本人が建設部(道路維持課)用地管理課②相談した内容に係る記録文書		2/4	部分公開	第7条第2号	道路維持課
650	1/29	請求	令和3年1月22日及び28日(木)に●●●本人が建設部(道路維持課)用地管理課②相談した内容に係る記録文書		2/5	部分公開	第7条第2号、 第3号	用地管理課
651	1/29	請求	敬老バス事業委託業務仕様書		2/3	公開		長寿支援課
652	1/29	請求	令和3年1月22日開札 宮崎市営住宅黒坂団地292・293棟新築工事のうち駐車場 外整備工事		2/4	公開		建築住宅課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
653	2/1	請求	令和3年1月1日から令和3年1月31日までに食品衛生法に基づく飲食店営業の新規許可を取得したもの、及び廃止届を提出したもののうち次の事項 屋号、営業所在地、営業所在地ビル、営業所の電話番号（携帯を除く）、初回許可日、種目 ※自動車販売業、短期、臨時、仮設移動、実演販売は除く		2/10	公開		保健衛生課
654	2/1	請求	歯科技工所管理台帳 (技巧所名、開設者名、開設場所、電話番号、開設年月日、管理者名) 令和2年12月末日まで		2/10	部分公開	第7条第2号	保健医療課
655	2/1	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳(令和3年1月19日～令和3年1月31日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和3年1月19日～令和3年1月31日までの受付分)		2/12	部分公開	第7条第2号	建築行政課
656	2/2	請求	宮崎市告示第461号 「生目地域複合型施設新築工事のうち電気設備工事」の金入り設計書		2/5	公開		地域コミュニティ課
657	2/3	請求	宮崎市議会事務局 議会文書 決裁文 平成30年12月12日付 地域経済循環創造事業交付金の問題について第三者委員会による調査を求める決議		2/5	公開		議事調査課
658	2/3	請求	令和2年3月13日入札 橘公園花壇(市役所前)草花植栽管理業務委託 金入り設計書		2/5	部分公開	第7条第6号	景観課
659	2/3	申出	2021年1月末時点で取得が可能な、理容、美容業の許可を受けている施設の、 1.施設名称、2.施設所在地、3.施設電話番号、4.開設者名、5.代表者名(法人のみ)、6.開設者住所(法人のみ)、7.開設者電話番号(法人のみ)、8.申請年月日、13.廃業年月日、14.その他開示できる情報全て		2/9	公開		保健衛生課
660	2/3	申出	宮崎市内で、令和3年1月1日～1月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動・臨時、自動販売機等は除く ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		2/10	公開		保健衛生課
661	2/3	申出	令和3年1月1日～1月末日までに新規で営業許可を取得した飲食店における以下の項目 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日日についての一覧表。(自動販売機、仮設移動、自動車、短期、臨時等での営業を除く) 外2件		2/10	公開		保健衛生課
662	2/3	申出	令和3年1月1日～1月末日までに新規で開設した美容室の一覧表 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日日についての一覧表。		2/9	公開		保健衛生課
663	2/3	申出	令和3年1月1日～1月末日までに新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧表 ・施設名称、施設所在地、施設電話番号(携帯番号を除く)、申請者氏名、種目、許可年月日、終了年月日日についての一覧表。		2/9	部分公開	第7条第2号	保健医療課
664	2/4	申出	2021年1月1日から1月31日までの間に新規で食品営業許可を取得した全業種の施設の一覧 項目:営業所名称(屋号)、営業所住所、営業所電話番号、営業者氏名、営業者代表者名、営業者住所、営業者電話番号、業種、許可年月日、許可満了日、許可番号		2/10	公開		保健衛生課
665	2/5	請求	令和2年度天神ダム堤体草刈業務委託 金入り設計書		2/9	部分公開	第7条第6号	農村整備課
666	2/5	請求	アリーナ構想に関する〇〇〇との協議記録全て		2/18	部分公開	第7条第2号、第3号、第5号、第6号	拠点都市創造課
667	2/5	申出	建築計画概要書 令和2年4月1日～直近のものまで		2/9	公開		建築行政課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
668	2/8	申出	令和3年1月1日から令和3年1月31日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報全て)の屋号、営業所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種、初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日。法人については、本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名についての資料の一覧		2/12	公開		保健衛生課
669	2/8	申出	令和3年1月1日～令和3年1月31日の間に理容・美容業の新規確認を受けた全施設(廃業しているものを除く)の、1. 施設名称、2. 施設所在地、3. 施設電話番号、4. 開設者名、5. 代表者氏名(法人のみ)、6. 開設者住所(法人のみ)、7. 開設者電話番号(法人のみ)、8. 確認年月日、9. 確認番号		2/17	公開		保健衛生課
670	2/8	申出	(株)〇〇〇の固定資産税算定根拠となる文書(再建築費評点計算書などの補正係数まで記載された評価計算書)		2/10	公開		資産税課
671	2/10	請求	生目地域複合型施設新築工事のうち建築主体工事の金入り設計書		2/15	公開		地域コミュニティ課
672	2/10	請求	宮崎市内の食肉製品製造業許可施設及び食肉販売業許可施設の一覧 屋号・営業所所在地・営業所電話番号(携帯電話を除く)・食肉販売業で包装食肉のみの施設を除く 令和2年2月9日現在		2/24	公開		保健衛生課
673	2/10	請求	新型コロナウイルス抗原検査キットの入札結果について(2021年1月～2月)		2/19	部分公開	第7条第6号	介護保険課
674	2/12	申出	令和2年12月1日から令和2年12月31日までに新たに確認した理容所・美容所の下記項目 ①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤確認年月日		2/17	公開		保健衛生課
675	2/12	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳(令和3年2月1日～令和3年2月11日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和3年2月1日～令和3年2月11日までの受付分)		2/22	部分公開	第7条第2号	建築行政課
676	2/12	請求	宮崎市産業廃棄物処理施設設置指導要綱の制定から廃止に至る(一部改正を含む)すべての文書 要綱の名称に相違がある場合には、平成31年7月1日施行の宮崎市産業廃棄物処理施設等の設置等にかかる手続きの適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例の前身となる要綱		2/24	公開		廃棄物対策課
677	2/12	請求	宮崎市北権現町□□□ 株式会社〇〇〇に対する廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく宮崎市池内町地金池□□□における産業廃棄物処理業の許可の有無 有れば許可年月日		2/24	非公開		廃棄物対策課
678	2/15	請求	道路維持課保全係に保管されている現況記録(P3)		2/16	公開		道路維持課
679	2/15	申出	〇〇〇診療所の以下について確認できる資料 ①医療機関の正式名称 ②所在地 ③廃止年月日		2/24	公開		保健医療課
680	2/16	申出	建築計画概要書 R2年4月1日～直近のものまで		2/25	公開		建築行政課
681	2/16	請求	建築計画概要書 第237号 R3.1.22 第239号 R3.1.25		2/25	公開		建築行政課
682	2/18	請求	宮崎市上下水道局告示第130号 宮崎処理場分流NO. 1汚水ポンプ外電気設備改築工金の金入り設計書		2/24	公開		下水道整備課
683	2/19	請求	平成27年度から令和元年度までの各年度の柔道整復施術所の新設、休止、廃止の届出数と令和元年度(令和2年3月31時点)の施術所数		2/24	公開		保健医療課
684	2/19	請求	南加納1号街区公園便所建替工事 金入り設計書		2/22	公開		公園緑地課
685	2/22	請求	〇〇〇消防設置届(屋内消火栓)図面 宮崎市佐土原町東上那珂井手下□□□		3/1	公開		北消防署

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
686	2/22	申出	建設リサイクル法に係る届出台帳(令和3年2月12日～令和3年2月21日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和3年2月12日～令和3年2月21日までの受付分)		3/31	部分公開	第7条第2号	建築行政課
687	2/22	請求	松小路土地区画整理事業に伴う換地図 住所変更実施日 令和3年2月8日		2/25	公開		区画整理課
688	2/24	請求	令和3年2月22日現在における飲食店営業許可を受けている施設(自動販売機、異動店舗、臨時営業及び露店を除く)で、①営業者名(法人名)②屋号③営業所在地④営業所電話番号⑤許可年月日⑥許可番号⑦業種及び細目		3/2	公開		保健衛生課
689	2/24	申出	宮ノ前谷ノ口線道路改良工事(6工区) の工事成果評定書		3/1	公開		清武・農林建設課
690	2/26	請求	1.最新の毒物劇物販売業者に関する登録情報 ①営業所の名称②営業所の所在地③申請者氏名又は名称 ④登録番号⑤有効期間(終期) 2.最新の高度管理医療機器販売業・貸与行に関する許可台帳の情報 ①営業所の名称②営業所の所在地③申請者氏名又は名称 ④許可番号⑤有効期間(終期)		3/3	公開		保健医療課
691	3/1	請求	令和3年2月26日 入札 件名:南部1地区都市公園等維持修繕工事(単価契約) 金入り設計書 令和3年2月28日現在の市内施設情報		3/9	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
692	3/1	申出	令和3年1月26日 入札 件名:桃山墓地参道整備工事 金入り設計書		3/4	公開		生活課
693	3/1	請求	令和3年1月1日から令和3年1月31日までに新たに確認した理容所・美容所の下記項目 ①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤確認年月日		3/4	公開		保健衛生課
694	3/1	請求	令和3年2月1日から令和3年2月28日までに食品衛生法に基づく飲食店営業の新規許可を取得したもの、及び廃止届を提出したもののうち次の事項 屋号、営業所在地、営業所在地ビル、営業所の電話番号(携帯を除く)、初回許可日、種目 ※自動車販売業、短期、臨時、仮設移動、実演販売は除く		3/12	公開		保健衛生課
695	3/1	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳(令和3年2月22日～令和3年2月28日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和3年2月22日～令和3年2月28日までの受付分)		3/11	部分公開	第7条第2号	建築行政課
696	3/1	請求	下北方、富吉、水道局浄水場の活性炭のこと。 年内使用料、単価・納入先の名簿等の開示		3/9	公開		浄水課
697	3/2	申出	松小路土地区画整理事業従前の土地図・換地処分後の土地図		3/4	公開		区画整理課
698	3/3	申出	宮崎市内で、令和3年2月1日～2月末日までの間に新規に飲食店営業許可を取得した施設 ・移動・臨時、自動販売機等は除く ・屋号、申請者氏名、営業所所在地、営業所電話番号(携帯番号を除く)、許可年月日、許可期間、業種について		3/12	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
699	3/3	申出	<p>・下記期間に新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表。 (食品営業許可台帳) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業態・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日についての資料一覧表(自動販売機、自動車営業、臨時的営業及び露店、短期又は季節的な営業を除く)</p> <p>・下記期間に新規で営業許可を取得した美容所の一覧表。 【取得希望情報】・施設名称・施設所在地・電話番号・確認年月日・開設者名(可能であれば)</p> <p>・下記期間に新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧表。【取得希望情報】・施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類(可能であれば)</p> <p>※上記以外の情報が含まれていても問題なし ※管轄エリア全て 期間 : 令和3年2月1日から令和3年2月末日</p>		3/12	公開		保健衛生課
700	3/3	申出	<p>・下記期間に新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表。 (食品営業許可台帳) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業態・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日についての資料一覧表(自動販売機、自動車営業、臨時的営業及び露店、短期又は季節的な営業を除く)</p> <p>・下記期間に新規で営業許可を取得した美容所の一覧表。 【取得希望情報】・施設名称・施設所在地・電話番号・確認年月日・開設者名(可能であれば)</p> <p>・下記期間に新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧表。【取得希望情報】・施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類(可能であれば)</p> <p>※上記以外の情報が含まれていても問題なし ※管轄エリア全て 期間 : 令和3年2月1日から令和3年2月末日</p>		3/10	公開		保健衛生課
701	3/3	請求	<p>・下記期間に新規で営業許可を取得した飲食店の一覧表。 (食品営業許可台帳) ※屋号・営業所所在地・申請者氏名・業態・営業所電話番号・許可年月日・許可満了日についての資料一覧表(自動販売機、自動車営業、臨時的営業及び露店、短期又は季節的な営業を除く)</p> <p>・下記期間に新規で営業許可を取得した美容所の一覧表。 【取得希望情報】・施設名称・施設所在地・電話番号・確認年月日・開設者名(可能であれば)</p> <p>・下記期間に新規で開設した施術所(あはき・柔整)の一覧表。【取得希望情報】・施設名称・施設所在地・電話番号・開設年月日・開設者名・業務種類(可能であれば)</p> <p>※上記以外の情報が含まれていても問題なし ※管轄エリア全て 期間 : 令和3年2月1日から令和3年2月末日</p>		3/9	公開		保健医療課
702	3/3	請求	<p>・工番(更)第8号幹線管路耐震化事業祇園工区配水管布設替工事(その2)</p> <p>・工番(更)第14号島之内永池1号線外5線配水管布設替工事</p> <p>・工番(更)第23号大塚台1線配水管布設替工事(その1)</p> <p>・工番(更)第43号津和田柳籠線配水管布設替工事 位置図・図面・工事設計書(金入り設計変更書)</p>		3/9	公開		水道整備課
703	3/4	請求	<p>・工番(更)第8号幹線管路耐震化事業祇園工区配水管布設替工事(その2)</p> <p>・工番(更)第14号島之内永池1号線外5線配水管布設替工事</p> <p>・工番(更)第23号大塚台1線配水管布設替工事(その1)</p> <p>・工番(更)第43号津和田柳籠線配水管布設替工事 記入設計書</p>		3/9	公開		水道整備課
704	3/5	請求	蛇ノ河内5号橋樑修繕工事 金入り設計書		3/9	公開		道路維持課
705	3/5	請求	平成10年4月1日、中核市に指定されて以降の「宮崎市開発審査会付議基準」(宮崎市告示第364号)に基づく、開発審査会の開催状況	3/18	3/26	部分公開	第7条第2号	開発審査課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
706	3/5	請求	現行の「市街化調整区域内の立地に関する審査基準」(以下「審査基準」という。))については、平成13年12月19日宮崎市告示第363号)に制定、平成14年1月1日施行されているが、平成10年4月1日(中核市に指定)以降の審査基準(宮崎市告示第363号を除く。)	3/18	3/26	公開		開発審査課
707	3/5	請求	現行の「宮崎市開発審査会付議基準」(以下「付議基準」と言う。))については、平成13年12月19日(宮崎市告示第364号)制定、平成14年1月1日施行されているが、平成10年4月1日(中核市に指定)以降の「付議基準」(宮崎市告示第364号を除く。)	3/18	3/26	公開		開発審査課
708	3/5	請求	平成10年4月1日(中核市に指定)以降の(「宮崎市開発審査会付議基準」宮崎市告示第364号)の「その他」を適用した審査対象案件それぞれについて ①審査会に対する諮問年月日 ②審査会からの答申年月日 ③諮問に対する答申結果(同意・不同意の別) ④許可年月日 ⑤許可された申出事業者の事業形態(公に示された法律等に基づく事業形態) ⑥許可された申出事業者について、都市計画法大34条第7号に規定する隣接に該当するとして許可される場合、近接の平面的(相互間の距離)・立体的(相互間の高度差)等の具体的な状況 添付された書類で確認できる範囲 ⑦許可された申出業者について、都市計画法第34条第7号に規定する近接に該当するとして許可している場合、近接の平面的(相互間の距離)・立体的(相互間の高度差)等の具体的な状況 添付された書類で確認できる範囲 ⑧上記⑥・⑦を把握するために取った具体的な措置	3/18	3/26	公開		開発審査課
709	3/5	請求	宮崎市においては、平成11年10月27日、株式会社〇〇〇に対し、宮崎市池内町地金池〇〇〇における開発行為(以下「本件」という。))について、「宮崎市開発審査会付議基準」の「その他」を適用して許可しているが、その際当該事業者から提出された本件について ①事前指導申出書に添付された文書のすべて ②事前協議申請書に添付された文書のすべて ③許可申請書に添付された文書のすべて ④開発審査会諮問・答申に係る文書のすべて ⑤事前指導経過書 ⑥許可証	3/18	3/26	非公開		開発審査課
710	3/5	請求	宮崎市においては、平成11年10月27日、株式会社〇〇〇に対し、宮崎市池内町地金池〇〇〇における開発行為(以下「本件」という。))について、「宮崎市開発審査会付議基準」の「その他」を適用して許可しているが、その際当該事業者から提出された本件について ①事前指導申出書に添付された文書のすべて ②事前協議申請書に添付された文書のすべて ③許可申請書に添付された文書のすべて ④開発審査会諮問・答申に係る文書のすべて ⑤事前指導経過書 ⑥許可証	3/18	3/12	部分公開	第7条第2号、 第3号	開発審査課
711	3/5	申出	2021年2月1日から2月28日までの間に新規で食品営業許可を取得した全業種の施設の一覧 項目:営業所名称(屋号)、営業所住所、営業所電話番号、営業者氏名、営業者代表者名、営業者住所、営業者電話番号、業種、許可年月日、許可満了日、許可番号		3/12	公開		保健衛生課
712	3/5	申出	建築計画概要書 R3.2.18 第259号 第ERI-20043195号 R3.1.25		3/10	公開		建築行政課
713	3/8	請求	建築計画概要書 令和2年4月1日～直近のものまで		3/15	公開		建築行政課
714	3/8	申出	〇〇〇(宮崎県宮崎市加江田〇〇〇)にかかる、直近の温泉理容許可申請書、温泉利用申請書等記載事項変更届、温泉利用廃止に変わる書類(台帳抹消理由)、並びに温泉地保全対策事業調査業務報告書、温泉分析書(申請書等の添付書類は除く)		3/12	公開		保健衛生課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
715	3/8	申出	宮崎市における食品衛生法に基づく許可業種及び登録業種すべての施設一覧 (2020/9/1～2021/2/28の間に新規で許可を受けた施設全てで、すでに廃業している施設、臨時営業及び仮設営業施設は除く) <項目> 店名、店住所、店電話番号、申請者名(申請者が法人の場合は、法人住所、法人電話番号、法人代表者名)、許可日、許可満了日、業種 ※電話番号については、携帯電話番号を除く		3/12	公開		保健衛生課
716	3/8	申出	令和3年2月1日から令和3年2月28日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報全て)の屋号、営業所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種、初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日。法人については、本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名についての資料の一覧		3/12	公開		保健衛生課
717	3/8	申出	令和3年2月1日～令和3年2月28日の間に理容・美容業の新規確認を受けた全施設(廃業しているものを除く)の、1. 施設名称、2. 施設所在地、3. 施設電話番号、4. 開設者名、5. 代表者氏名(法人のみ)、6. 開設者住所(法人のみ)、7. 開設者電話番号(法人のみ)、8. 確認年月日、9. 確認番号		3/11	公開		保健衛生課
718	3/9	請求	(株)〇〇〇 消防用設備等設置届出書図面等平面図		3/16	公開		北消防署
719	3/9	請求	宮崎市立東大宮小学校中校舎便所改修工事のうち建築主体工事		3/15	公開		学校施設課
720	3/10	請求	令和2年度(更)第12号 幹線管路耐震化事業古城工区配水管布設替工事の変更契約後の金入り設計書		3/17	公開		水道整備課
721	3/11	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳(令和3年3月1日～令和3年3月10日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和3年3月1日～令和3年3月10日までの受付分)		3/22	部分公開	第7条第2号	建築行政課
722	3/11	請求	〇〇〇工場消防用設備図面			取下		南消防署
723	3/12	申出	2020年12月1日から2021年3月5日までに新規開設した飲食営業許可施設等に関する以下情報。 1 施設名、2 電話番号、3 施設住所、4 開設者名、5 許可年月日(届出日)		3/22	公開		保健衛生課
724	3/12	申出	2021年12月5日から2021年3月5日までに新規開設した理容所等に関する以下情報。 1 施設名、2 電話番号、3 施設住所、4 開設者名、5 許可年月日(届出日)		3/22	公開		保健衛生課
725	3/12	申出	2020年12月1日から2021年3月5日までに新規開設した柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する以下情報。 1 施設名、2 電話番号、3 施設住所、4 開設者名、5 許可年月日(届出日)		3/22	部分公開	第7条第2号	保健医療課
726	3/16	請求	宮崎市における ○ 過去9年間の各学校のいじめの認知件数(資料番号⑤) ○ 過去9年間の各学校のいじめの解消件数(資料番号⑥)		3/29	部分公開	第7条第6号	学校教育課
727	3/16	請求	宮崎市における ○ 過去9年間の各学校のいじめの認知件数(資料番号①) ○ 過去9年間の各学校のいじめの認知件数(資料番号②) ○ 平成29年度3月から現在までのいじめの重大事態の件数及び市のホームページに公開した件数(資料番号③) ○ 過去9年間のいじめによる自殺件数(資料番号④)		3/29	公開		学校教育課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
728	3/16	請求	宮崎市における ○ 過去9年間のいじめによる転校の件数 ○ 過去9年間のいじめによる不登校の件数		3/29	非公開		学校教育課
729	3/15	申出	〇〇〇 宮崎市橘通東〇〇〇〇 平成30年2月の消防点検結果報告書(控) 平成18年自動火災報知設備等設置届出書一式(控)		3/22	部分公開	第7条第2号、 第3号	北消防署
730	3/15	申出	2020年9月1日から2020年12月31日までに付定のあった宮崎市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新築物件の付定日(受付日)、町名、住居番号、地番の明記されている資料(氏名部分は不要)と該当の住居表示台帳又は位置図		3/24	部分公開	第7条第2号	区画整理課
731	3/16	請求	建物名 〇〇〇 住所 宮崎市大字芳士祝田〇〇〇〇 自動火災報知設備の図面 建物平面図面		3/22	部分公開	第7条第2号、 第3号	北消防署
732	3/16	請求	芳士〇〇〇〇 令和2年2月27日の立会記録について		3/25	部分公開	第7条第2号	用地管理課
733	3/16	申出	建築計画概要書 R2年4月1日～直近のものまで		3/22	公開		建築行政課
734	3/16	申出	令和2年10月1日から令和3年2月28日の間で飲食店営業の新規許可を受けている全店舗(移動・簡易営業所等を含む提供可能な情報全て)の屋号、営業所在地、営業者氏名、営業所電話番号、業種、初回許可年月日、許可満了日、許可番号、許可開始日。法人については、本社所在地、申請者電話番号、代表者氏名についての資料の一覧		3/26	公開		保健衛生課
735	3/18	申出	令和3年2月末までに許可等を受けた施設一覧全て(食品営業許可施設)露店、自転車、自動販売機、期間限定や、季節限定などの短期間営業を除く 1.施設電話番号 2.施設住所 3.代表者氏名(申請者氏名) 4.施設名称 5.許可年月日 6.業種・実態		3/26	公開		保健衛生課
736	3/18	請求	・2019年1月から2021年1月末までの新規で食品営業許可を取得した施設及び食品営業許可を更新した施設数、及び飲食事業で廃止した施設件数 ・2019年1月から2021年までのフードデリバリー、テイクアウトへの参加の飲食店の状況、飲食店数 ・2019年1月から2021年1月末までの飲食店の売り上げ(臨時営業を除く)		3/26	公開		保健衛生課
737	3/18	請求	〇〇〇 宮崎市大島町笹原〇〇〇〇 自動火災報知設備 図面		3/24	部分公開	第7条第2号、 第3号	北消防署
738	3/19	請求	生活保護基準額表(最新)		3/24	公開		社会福祉第一課
739	3/19	請求	宝塔山公園管理業務委託 金入り設計書		3/22	部分公開	第7条第6号	佐土原・農林建設課
740	3/19	申出	宮崎市字界図		3/31	公開		資産税課
741	3/22	請求	建設リサイクル法に係る届出台帳(令和3年3月11日～令和3年3月21日までの受付分) 建築物除却届受付台帳(令和3年3月21日～令和3年3月21日までの受付分)		3/31	部分公開	第7条第2号	建築行政課
742	3/22	請求	令和2年度宮崎市営住宅桑畑団地下水道接続工事の金入り設計書		3/24	公開		建築住宅課
743	3/22	請求	令和2年度宮崎市立赤江小学校中校舎空調機更新工事の金入り設計書		3/24	公開		学校施設課
744	3/22	請求	・生目地域複合型施設新築工事のうち空調・換気設備工事の金入り設計書 ・令和2年度生目地域複合型施設工事のうち排水設備工事の金入り設計書		3/26	公開		地域コミュニティ課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
745	3/22	申出	令和3年2月1日から令和3年2月28日までに新たに確認した理容所・美容所の下記項目 ①施設名称、②施設所在地、③施設電話番号、④開設者氏名、⑤確認年月日		3/30	公開		保健衛生課
746	3/23	申出	エコクリーンプラザ宮崎引継ぎ関連文書		6/24	部分公開	第7条第2号、第3号、第4号	廃棄物対策課
747	3/23	申出	宮崎市廃棄物減量等推進議会会議録(過去5年分) 一般質問の議事録(過去5年分)			公開		廃棄物対策課
748	3/24	請求	源泉に曾山寺温泉2号源泉を利用する天然温泉〇〇〇の温泉利用許可申請に係る公文書一式(但し法人の登記事項証明書を除く)		4/2	部分公開	第7条第3号、第4号	保健衛生課
749	3/24	請求	源泉に曾山寺温泉2号源泉を利用する〇〇〇の温泉利用許可申請に係る公文書一式(但し法人の登記事項証明書を除く)		4/2	部分公開	第7条第3号、第4号	保健衛生課
750	3/24	請求	新型コロナ抗原抗体検査キットの落札結果		3/30	部分公開	第7条第6号	介護保険課
751	3/25	申出	瓜生野小西線道路改良工事(1工区) 着工前・完成写真		3/25	公開		土木課
752	3/25	請求	〇〇〇 移動式粉末消火設備の設置届		4/2	部分公開	第7条第2号、第3号	南消防署
753	3/25	請求	大塚台1号線外37線街路樹維持管理業務委託 令和3年度の金入り設計書		3/25	公開		道路維持課
754	3/26	請求	宮崎市立宮崎中学校南校舎屋上防水改修工事 宮崎市立住吉小学校北校舎屋上防水改修工事 宮崎市立宮崎東小学校北校舎西棟屋上防水改修工事 宮崎市立大淀中学校屋内運動場屋根根部防水改修工事 宮崎市立加納小学校南校舎屋上防水改修工事 金入り設計書		3/25	公開		学校施設課
755	3/26	請求	都市公園等管理業務委託(二葉街区公園外) 都市公園等管理業務委託(垂水公園外) 都市公園等管理業務委託(平原公園外) 都市公園等管理業務委託(大塚台公園外) 都市公園等管理業務委託(生目台公園外) 都市公園等管理業務委託(天神山公園外) 都市公園等管理業務委託(郡司分公園外) 都市公園等管理業務委託(木花公園外) 大淀川市民緑地管理業務委託(桜堤) 大淀川市民緑地芝生管理業務委託(親水公園) 大淀川市民緑地(水辺の楽校) 後田川緑道外1公園管理業務委託 橋公園管理業務委託 橋公園芝生管理業務委託 蓮ヶ池史跡公園維持管理業務委託 生目古墳群史跡公園管理業務委託 萩の台公園草スキー場外改修工事 北部地区都市公園等維持改修工事(単価契約) 中央東地区都市公園等維持改修工事(単価契約) 中央西地区都市公園等維持修繕工事(単価契約) 西部地区都市公園等維持修繕工事(単価契約) 南部1地区都市公園等維持修繕工事(単価契約) 南部2地区都市公園等維持修繕工事(単価契約) 金入り設計書		4/8	部分公開	第7条第6号	公園緑地課
756	3/26	請求	宮崎公立大学植栽管理業務委託 金入り設計書		4/6	部分公開	第7条第6号	総務課
757	3/26	請求	生目の杜医療防災拠点芝生広場草刈等維持管理業務委託 金入り設計書		4/6	部分公開	第7条第6号	危機管理課
758	3/29	請求	鵜ノ島雨水ポンプ場監視制御設備外改築工事		3/30	公開		下水道施設課
759	3/29	請求	宮崎市自治公民館等運営費補助金の平成31年度交付申請書及び実績報告		4/1	部分公開	第7条第2号	地域コミュニティ課
760	3/30	請求	合流地区管渠改築工事(2-15工区) 合流地区管渠改築工事(2-16工区) 合流地区管渠改築工事(2-19工区) 単価記載済み実施設計書		4/2	公開		下水道整備課

No.	受付日	受付区分	公文書の内容	延長 決定 期日	決定 日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
761	3/30	申出	建築計画概要書 R3.3.19 第274号		3/31	公開		建築行政課
762	3/31	申出	建築計画概要書 令和3年1月1日～直近のものまで		3/31	公開		建築行政課
763	3/31	請求	合流地区管渠改築工事(2-15工区) 金入り設計書		4/5	公開		下水道整備課
764	3/31	請求	①市立図書館に勤務する「●●●」という苗字の者が令和○年○月○日(金曜日)に市立図書館に出勤したかどうか。出勤したのであれば何時何分から何時何分まで出勤したのか。 ②市立図書館で月刊誌「特選街」2021年(令和3年)2月号と同「日経トレンディ」2021年(令和3年)2月号が貸し出された年月日及び時分秒		4/14	部分公開	第7条第2号	生涯学習課
765	3/31	請求	①市立図書館に勤務する「●●●」という苗字の者が令和○年○月○日(金曜日)に市立図書館に出勤したかどうか。出勤したのであれば何時何分から何時何分まで出勤したのか。		4/14	非公開		生涯学習課
766	3/31	請求	・宮崎市営住宅黒坂団地292・293新築工事のうち建築主体工事 ・宮崎市営住宅比江田団地169棟倉庫改築工事 金入り設計書		4/8	公開		生涯学習課
767	3/31	請求	・宮崎市立大塚小学校外9校タブレット保管庫設置工事 ・宮崎市立住吉小学校外9校タブレット保管庫設置工事 ・宮崎市立大宮小学校外6校タブレット保管庫設置工事 ・宮崎市立佐土原小学校外8校タブレット保管庫設置工事 ・宮崎市立宮崎小学校外7校タブレット保管庫設置工事 ・宮崎市立本郷小学校外11項タブレット保管庫設置工事 金入り設計書		4/15	公開		教育情報研修センター
768	3/31	請求	・曲田街区公園パーゴラ改築工事 ・南加納1号街区公園便所建替工事 ・フェニックス自然動物園内テント改修工事 ・瓜生野街区公園外1公園パーゴラ改築工事 金入り設計書		4/8	公開		公園緑地課
769	3/31	請求	・宮崎市立青島小学校プール改修工事 ・宮崎市立東大宮小学校中校舎便所改修工事のうち建築主体工事 ・宮崎市立広瀬中学校北校舎西側便所改修工事のうち建築主体工事 金入り設計書		4/6	公開		学校施設課
770	3/31	請求	・宮崎市緑松体育館屋根等改修工事 ・宮崎総合体育館立体駐車場防火扉復旧工事(緊急工事) 金入り設計書		4/7	公開		スポーツランド推進課
771	3/31	請求	岩切送水ポンプ所電気室新築工事 金入り設計書		4/7	公開		浄水課
772	3/31	請求	宮崎処理場管理本館1階トイレ改修工事 金入り設計書		4/8	公開		下水道施設課
773	3/31	請求	宮崎市立田野中学校屋外便所改修工事 金入り設計書		4/8	公開		企画総務課
774	3/31	請求	宮崎市第四庁舎非常用自家発電設備外架台設置工事 金入り設計書		4/14	公開		管財課
775	3/31	請求	宮崎市中央卸売市場青果水産棟2階トイレ改修工事(その3) 金入り設計書		4/13	公開		市場課
776	3/31	請求	令和2年度生目水防倉庫新築工事 金入り設計書		4/14	公開		警防課
777	3/31	請求	小戸保育所新築工事のうち建築主体工事 金入り設計書		4/14	公開		保育幼稚園課

## 2 個人情報開示請求の内容と処理状況(令和2年度)

No.	受付日	公文書の内容	延長 決定 期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
1	R2.4.20	生活保護のケース記録		R2.5.1	開示		社会福祉第二課
2	R2.4.22	住民基本台帳における支援措置実施決定通知書		R2.4.22	開示		市民課
3	R2.4.23	伐採及び伐採後の造林の届出書、添付書類一式		R2.4.28	開示		農林建設課
4	R2.4.30	木花処理場の官庁申請及び委託契約関係書類一式			取り下げ		下水道施設課
5	R2.4.30	住民票の写し、戸籍の交付請求書		R2.5.14	部分開示	条例第15条第6号	市民課
6	R2.5.12	救急搬送記録		R2.5.21	部分開示	条例第15条第6号	南消防署
7	R2.5.18	火災原因判定書等		R2.5.26	部分開示	条例第15条第4号、 第6号	南消防署
8	R2.5.18	火災原因判定書等		R2.5.26	部分開示	条例第15条第4号、 第6号	南消防署
9	R2.5.21	〇〇〇老人ホームにおける事故報告書		R2.5.29	部分開示	条例第15条第6号	介護保険課
10	R2.6.1	生活保護のケース記録		R2.6.15	部分開示	条例第15条第2号、 第5号、第6号	社会福祉第二課
11	R2.6.1	診療報酬明細書		R2.6.15	開示		国保年金課
12	R2.6.2	生活保護のケース記録及び生活保護申請の相談記録		R2.6.9	開示		社会福祉第二課
13	R2.6.8	本人及びその子に係る児童手当、保育無償化に関する相談記録		R2.6.22	部分開示	条例第15条第5号、 第6号	保育幼稚園課
14	R2.6.19	介護認定審査会資料		R2.7.1	開示		介護保険課
15	R2.6.23	救急搬送記録		R2.6.30	部分開示	条例第15条第6号	北消防署
16	R2.7.2	障害者支援区分判定に係る医師意見書		R2.7.2	開示		障がい福祉課
17	R2.7.9	火災原因判定書等		R2.7.15	部分開示	条例第15条第6号	南消防署
18	R2.7.31	介護認定審査会資料		R2.8.3	開示		介護保険課
19	R2.8.11	診療報酬明細書			取り下げ		国保年金課
20	R2.8.14	印鑑登録証明書の交付請求書		R2.8.4	不開示	文書不存在	市民課
21	R2.8.17	柔道整復療養費申請書		R2.8.18	開示		国保年金課
22	R2.8.21	土地家屋名寄帳、家屋調査書		R2.8.25	開示		資産税課
23	R2.8.24	車坂・山下地区画整理事業における本人及び周辺地権者の減少率等が分かる資料			取り下げ		区画整理課
24	R2.8.28	〇〇〇における多頭飼育引き取りについて			取り下げ		保健衛生課
25	R2.9.17	戸籍の交付請求書		R2.10.1	不開示	文書不存在	市民課
26	R2.9.18	本人に係る〇〇〇の利用に関する一切の情報	R2.10.2	R2.11.17	部分開示	条例第15条第3号、 第6号	障がい福祉課
27	R2.9.28	本人及び母の生活保護のケース記録		R2.10.12	部分開示	条例第15条第2号、 第6号	社会福祉第二課
28	R2.9.28	いじめに関する一切の文書等	R2.10.12	R2.11.17	部分開示	条例第15条第2号、 第3号、第6号、第7号	学校教育課
29	R2.9.30	固定資産税の領収日及び納付額		R2.9.30	開示		納税管理課
30	R2.10.5	税証明書の交付請求書		R2.10.15	不開示	文書不存在	市民課
31	R2.10.5	〇〇〇の住民異動届		R2.10.16	部分開示	条例第15条第6号	市民課
32	R2.10.8	本人が福祉事務所に来所して相談した記録		R2.10.14	部分開示	条例第15条第5号、 第6号	社会福祉第一課
33	R2.10.8	本人が地域保健課に来所して相談した記録		R2.10.13	部分開示	条例第15条第2号、 第6号	地域保健課
34	R2.10.9	営業相続承継届及び添付文書		R2.10.15	開示		保健衛生課
35	R2.10.12	□□□に係る苦情相談処理票		R2.10.16	部分開示	条例第15条第6号	建築行政課
36	R2.10.28	印鑑登録証明書の交付請求書		R2.11.10	不開示	文書不存在	市民課
37	R2.10.30	救急搬送記録		R2.11.9	部分開示	条例第15条第6号	南消防署
38	R2.10.30	救急搬送記録		R2.11.9	部分開示	条例第15条第6号	南消防署

No.	受付日	公文書の内容	延長 決定 期日	決定日	決定 内容	非公開 根拠規定	所管課
39	R2.11.5	保健師への相談記録		R2.11.13	部分開示	条例第15条第2号、 第6号	地域保健課
40	R2.11.5	女性相談室での相談記録		R2.11.13	開示		子育て支援課
41	R2.12.1	診療報酬明細書		R2.12.2	不開示	文書不存在	国保年金課
42	R2.12.2	診療報酬明細書		R2.12.15	開示		国保年金課
43	R2.12.4	土地家屋名寄帳		R2.12.8	開示		資産税課
44	R2.12.8	●●●の子育て支援施設の利用状況		R2.12.22	部分開示	条例第15条第6号	障がい福祉課
45	R2.12.8	●●●の子育て支援施設の利用状況		R2.12.22	部分開示	条例第15条第6号	障がい福祉課
46	R2.12.8	●●●の子育て支援施設の利用状況		R2.12.22	不開示	文書不存在	障がい福祉課
47	R2.12.14	〇〇〇での収入が記載された書類		R.12.28	開示		社会福祉第一課
48	R3.1.4	生活保護のケース記録		R3.1.15	部分開示		社会福祉第一課
49	R3.1.13	〇〇〇の利用に関する情報		R3.1.25	不開示	文書不存在	障がい福祉課
50	R3.1.13	本人に係る〇〇〇からの虐待に関する一切の情報	R3.1.21	R3.2.12	開示		障がい福祉課
51	R3.1.27	〇〇〇に関する本人から提出された書類	R3.2.9	R3.2.12	部分開示	条例第15条第6号	障がい福祉課
52	R3.2.1	火災原因判定書等		R3.2.18	部分開示	条例第15条第6号	南消防署
53	R3.2.3	いじめに関する一切の文書等		R3.2.16	部分開示	条例第15条第2号、 第3号、第6号	学校教育課
54	R3.2.8	土地家屋名寄帳		R3.2.9	開示		資産税課
55	R3.2.8	土地家屋名寄帳		R3.2.9	開示		資産税課
56	R3.2.12	●●●の子育て支援施設の利用状況(ショートステイ)		R3.2.15	部分開示	条例第15条第6号	子育て支援課
57	R3.2.12	●●●の子育て支援施設の利用状況(ショートステイ)		R3.2.15	部分開示	条例第15条第6号	子育て支援課
58	R3.2.12	●●●の子育て支援施設の利用状況(ショートステイ)		R3.2.15	部分開示	条例第15条第6号	子育て支援課
59	R3.2.15	土地家屋名寄帳		R3.2.18	開示		資産税課
60	R3.2.16	診療報酬明細書		R2.2.26	開示		社会福祉第一課
61	R3.2.24	住民票の交付請求書		R3.3.10	部分開示	条例第15条第6号	市民課
62	R3.3.1	診療報酬明細書		R3.3.16	開示		国保年金課
63	R3.3.2	〇〇〇と本人の間で起きた暴行事案等に関し、市・ 県・警察との3者での協力体制をとらない理由を記載 した文書		R3.3.12	不開示	文書不存在	障がい福祉課
64	R3.3.2	本人が〇〇〇から提供拒否されたことに関し、市から 本人に宛てて作成した「提供拒否の禁止に当たらない」 理由が記載された文書		R3.3.12	不開示	文書不存在	障がい福祉課
65	R3.3.2	市側が〇〇〇と本人との間で起きた虐待案件に関し て、「虐待の認定はできない」と判断した理由が分かる 文書		R3.3.12	不開示	文書不存在	障がい福祉課
66	R3.3.3	〇〇〇作製ボイスレコーダーを書き起こした記録及び 当該記録をやり取りした記録文書		R3.3.16	不開示	文書不存在	社会福祉第二課
67	R3.3.4	住民票、所得証明、納税証明書の交付請求書		R3.3.18	部分開示	条例第15条第6号	市民課
68	R3.3.5	土地家屋名寄帳		R3.3.9	開示		資産税課
69	R3.3.18	戸籍の附票の交付請求書		R3.3.31	不開示	文書不存在	市民課
70	R3.3.25	〇〇〇学校で行われた、本人が答えたアンケートや 調査記録、内申書等		R3.4.5	部分開示	条例第15条第2号、 第3号、第6号	学校教育課
71	R3.3.30	土地家屋名寄帳		R3.4.7	部分開示	条例第15条第6号	資産税課

### 3 情報公開関係例規

#### (1) 宮崎市情報公開条例

平成14年3月29日

条例第3号

改正 平成16年12月20日条例第34号 平成17年12月20日条例第76号  
平成19年3月23日条例第3号 平成21年12月25日条例第53号  
平成28年3月22日条例第2号 平成30年3月30日条例第3号

宮崎市情報公開条例（平成10年条例第33号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、本市の有する公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、広く市政に関する知る権利を尊重するとともに、本市の行う諸活動を市民に説明する責務を全うし、市民の市政への理解と信頼を深め、もって市民参加による公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 一般の利用に供することを目的として保有しているもの
- (3) 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（公開を請求するものの責務）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求するものは、この条例の目的に従いその権利を正当に行使するとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

（公開を請求できるもの）

第5条 次に掲げるものは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書（第5号に掲げるものにあつては、当該利害関係に係る公文書に限る。）の公開を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

（公開請求の手續）

第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 公開請求をするものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 公にすることにより、人の生命、健康、生活、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (5) 実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 公開請求に係る公文書に前条第2号に規定する情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公文書の存否に関する情報)

第9条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第11条 前条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内にななければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を公開請求があった日の翌日から起算して60日以内の日までに限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、前2項に規定する期間に算入しない。

(公開決定等の期限の特例)

第12条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について公開決定等を行う期限

(理由の記載等)

第13条 実施機関は、第10条第1項の規定により公開請求に係る公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき、又は同条第2項の規定により公開請求に係る公文書の全部を公開しない旨の決定をした

ときは、公開請求者に対し、同条各項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該理由は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、同項の決定をした日の翌日から起算して1年以内にその全部又は一部を公開できることが明らかであるときは、その旨を公開請求者に通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に本市(本市が設立した地方独立行政法人を含む。)、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの(以下この条、第19条第3号及び第20条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号ロ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(第18条第1項第2号及び第19条第3号において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第15条 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(他の法令等による公開の実施との調整)

第16条 実施機関は、法令等の規定により、公開請求に係る公文書が前条本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合(公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同条本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示については、宮崎市個人情報保護条例(平成14年条例第2号)によるものとし、この条例は、適用しない。

(手数料等)

第17条 公開請求に係る手数料は、無料とする。

2 第15条本文の規定に基づき公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第17条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮崎市情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書及び同法第30条第1項に規定する反論書並びに同条第2項に規定する意見書の写し（当該反論書及び意見書の写しにあっては、提出があった場合に限る。）を添えてしなければならない。

（本市が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）

第18条の2 本市が設立した地方独立行政法人がした公開決定等又は当該地方独立行政法人に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

（諮問をした旨の通知）

第19条 第18条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査会の設置等）

第21条 第18条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、宮崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じ審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審査会の調査権限）

第22条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求められない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第23条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第24条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第25条 審査請求人等は、審査会に対し、第22条第3項若しくは第4項又は前条の規定により審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧(電磁的記録(電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項において同じ。))にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による交付に係る手数料は、無料とする。この場合において、当該交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該写し又は書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(調査審議手続の非公開)

第26条 第18条第1項の規定による諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第27条 審査会は、第18条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第28条 第21条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(任意的公開)

第29条 実施機関は、第5条に規定するもの以外のものから公文書の公開の申出があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

(公文書の管理)

第30条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

(情報の提供)

第31条 本市は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

2 実施機関は、公開請求をしようとするものが容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供、助言その他公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

(施行の状況の公表)

第32条 市長は、毎年度1回、実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(出資法人の情報公開)

第33条 本市が出資している法人(本市が設立した地方独立行政法人を除く。)で規則で定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の規定に基づく本市の施策に準じ、情報の公開に関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人の保有する情報の公開が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮崎市情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、改正前の宮崎市情報公開条例（以下「旧条例」という。）の施行の日（議会が保有する公文書については、平成14年4月1日）以後に作成し、又は取得した公文書について適用する。

3 実施機関は、旧条例の施行の日（議会が保有する公文書については、平成14年4月1日）前に作成し、又は取得した公文書について、第5条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

4 この条例の施行の際現にされている旧条例第6条の規定による公文書の公開の請求は、新条例第6条の規定による公開請求とみなす。

5 この条例の施行の際現にされている旧条例第13条に規定する不服申立ては、新条例第18条に規定する不服申立てとみなす。

6 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合は、新条例の相当規定によりしたものとみなす。

7 旧条例第14条第1項の規定により置かれた宮崎市情報公開審査会は、新条例第21条第1項の規定により置く審査会となり、同一性を持って存続するものとする。

(佐土原町等の編入に伴う経過措置)

8 この条例の規定は、佐土原町、田野町及び高岡町（以下「3町」という。）の編入の日（以下「編入日」という。）前の3町の実施機関の職員が、平成15年3月31日以前に作成し、又は取得した公文書については、適用しない。

9 実施機関は、前項の公文書について、第5条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

10 編入日前に、佐土原町情報公開条例（平成14年佐土原町条例第14号）及び田野町情報公開条例（平成14年田野町条例第34号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

(清武町の編入に伴う経過措置)

11 この条例の規定は、清武町の編入の日前の同町の実施機関の職員が、平成15年3月31日以前に作成し、又は取得した公文書については、適用しない。

12 実施機関は、前項の公文書について、第5条に規定するものから公開の申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。

13 清武町の編入の日前に、清武町情報公開条例（平成14年清武町条例第24号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成16年12月20日条例第34号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第76号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第3号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年12月25日条例第53号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成28年3月22日条例第2号）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置の原則)

2 行政庁（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに公立大学法人宮崎公立大学をいう。以下同じ。）の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月30日条例第3号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。（後略）

## (2) 宮崎市情報公開条例施行規則

平成14年 7月26日  
規則第38号

改正 平成17年 3月31日規則第30号 平成18年 3月31日規則第10号  
平成21年 3月30日規則第10号 平成28年 3月30日規則第11号  
平成30年 3月30日規則第48号 令和元年 6月27日規則第3号

市長が管理する公文書の公開等に関する規則（平成11年規則第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公開請求書）

第2条 条例第6条第1項第3号の規則で定める事項は、公開請求をするものの希望する公開の方法とする。

2 条例第6条第1項の書面は、公開請求書（様式第1号）によるものとする。

（公開決定等の通知）

第3条 条例第10条第1項の規則で定める事項は、公開の日時及び場所とする。

2 条例第10条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 公文書の全部を公開する旨の決定をしたとき 公開決定通知書（様式第2号）
- (2) 公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき 部分公開決定通知書（様式第3号）
- (3) 公文書の全部を公開しない旨の決定をしたとき 非公開決定通知書（様式第4号）

（期間延長の通知）

第4条 条例第11条第2項の規定による通知は、公開決定等期間延長通知書（様式第5号）により行うものとする。

2 条例第12条の規定による通知は、公開決定等期間特例延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

（意見照会等の通知）

第5条 条例第14条第1項及び第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開請求の年月日
- (2) 公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第14条第1項又は第2項の規定による通知は、意見照会書（様式第7号）により行うものとする。

3 条例第14条第3項の規定による通知は、公開決定第三者通知書（様式第8号）により行うものとする。

（公文書の公開方法）

第6条 条例第15条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ及びビデオテープ 当該録音テープ及びビデオテープを再生装置により再生したものの視聴
- (2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録をディスプレイ装置に出力したものの視聴、当該電磁的記録を印字装置により用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又は当該電磁的記録をフロッピーディスク（幅90ミリメートルで2HDのものに限る。以下同じ。）若しくは光ディスク（直径が120ミリメートルで記憶容量が700メガバイトのものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

2 公文書の写しの交付部数は、公開請求1件につき1部とする。

（閲覧又は視聴の中止）

第7条 実施機関は、公文書を閲覧又は視聴するものが当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させることができる。

(費用負担)

第8条 条例第17条第2項の費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、公文書の写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第9条 条例第19条の規定による通知は、審査会諮問通知書(様式第9号)により行うものとする。

(公表の方法)

第10条 条例第32条の規定による公表は、市の広報紙等に掲載して行うものとする。

2 前項の公表は、前年度分の公文書の公開の実施状況について、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 公文書の公開の請求及び申出の状況

(2) 公文書の公開決定等の状況

(3) 審査請求の件数及びその処理状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(出資法人)

第11条 条例第33条第1項の規則で定める法人は、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第30号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成18年3月31日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る費用について適用し、同日前の申請に係る費用については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月30日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成28年3月30日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成30年 3 月30日規則第48号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある既存の規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年 6 月27日規則第 3 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

区分		金額
公文書の写しの作成に要する費用	単色刷りの場合	写し 1 枚につき 10円
	多色刷りの場合	写し 1 枚につき 50円
	外部委託により作成する場合	当該委託契約に定める額
	電磁的記録をフロッピーディスクに複写した場合	フロッピーディスクの購入費相当額
	電磁的記録を光ディスクに複写した場合	光ディスクの購入費相当額
公文書の写しの送付に要する費用		郵便料金相当額
備考		
1 公文書の写しの作成は、日本産業規格 A 列 3 番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。		
2 両面に印刷した公文書の写しについては、片面を 1 枚として算定する。		

様式第 1 号～様式第 9 号（省略）

### (3) 宮崎市情報公開審査会規則

平成14年7月5日  
規則第29号

改正 平成28年3月30日規則第11号

宮崎市情報公開審査会規則（平成11年規則第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づき、宮崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（補佐人）

第4条 条例第23条第2項の許可の申出は、書面によるものとする。

（意見陳述者の数）

第5条 条例第23条第1項の規定により意見を述べる者の数は、審査請求人、参加人及び諮問庁それぞれ3人以内（補佐人を含む。）とする。ただし、審査会が必要と認めたときは、この限りでない。

（費用負担）

第6条 条例第25条第4項後段に規定する交付に係る費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、その交付を受けるときまでに納付しなければならない。

（議事録）

第7条 審査会の議事録は、議事の概要を記して作成するものとする。

2 審査会の議事録には、会長及び会長が指名する委員1人が署名するものとする。

（庶務）

第8条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第11号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月27日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第6条関係）

区分		金額	
写し又は書面の作成に要する費用	用紙に白黒で複写し、又は出力したもの	1枚につき	10円
	用紙にカラーで複写し、又は出力したもの	1枚につき	50円
写し又は書面の送付に要する費用		郵便料金相当額	
備考			
1 写し又は書面の作成は、日本産業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。			
2 両面に複写し、又は出力したものについては、片面を1枚として算定する。			

## 4 個人情報保護関係例規

### 宮崎市個人情報保護条例

平成14年3月29日

条例第2号

改正	平成16年12月20日条例第34号	平成17年12月20日条例第75号
	平成19年3月23日条例第2号	平成21年3月30日条例第2号
	平成21年12月25日条例第52号	平成27年9月18日条例第57号
	平成28年3月22日条例第2号	平成29年3月24日条例第2号
	平成29年6月27日条例第29号	平成30年3月30日条例第3号

#### (目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権を擁護し、及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
  - イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
  - ロ 個人識別符号が含まれるもの
- (2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。
- (3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (4) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。
- (5) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (8) 公文書 実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- イ 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- ロ 一般の利用に供することを目的として保有しているもの
- ハ 実施機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているもの

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護の重要性について事業者及び市民の意識啓発に努めなければならない。

2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

2 この条例に基づく請求をしようとする者は、この条例により保障された権利等を正当に行使しなければならない。

(個人情報取扱事務の届出等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (6) 個人情報の収集先
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

4 前3項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与、福利厚生等に係る個人情報を取り扱う事務については、適用しない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条、次条及び第9条において同じ。）を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務において、本人から収集したのでは当該事務の目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。

- (7) 他の実施機関から収集する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。
  - (8) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（本市が設立した地方独立行政法人を除く。以下「国等」という。）から収集する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。
  - (9) 前各号に掲げる場合のほか、宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。
- 3 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令等に定めがあるとき。
  - (2) 宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、事務の執行上必要があると認められるとき。
- （利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 国等に提供する場合であって、当該個人情報を利用することに事務の執行上必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。
- (7) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために当該個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他当該個人情報を提供することについて特別の理由があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。

（特定個人情報の利用の制限）

第8条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて、特定個人情報を利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を利用することができる。ただし、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（提供先に対する制限等）

第9条 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講じるよう求めることができる。

（電子計算機の結合による提供の制限）

第10条 実施機関は、実施機関以外のものとの間において、通信回線での電子計算機の結合による個人情報の提供（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方式によるものに限る。）を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を害

するおそれがないと認められるとき。

(個人情報の適正管理)

第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する責任体制を明確にしなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(外部委託に伴う措置等)

第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託するとき、又は本市が設置する公の施設（以下単に「公の施設」という。）の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるときは、当該委託契約又は当該管理に係る協定において、委託を受けたもの又は公の施設の指定管理者が講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたもの又は公の施設の指定管理者は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者が管理する公の施設の業務に従事している者若しくは従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(開示請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 次に掲げる者は、本人に代わって前項の規定による開示請求をすることができる。

(1) 開示請求に係る個人情報の本人が未成年者又は成年被後見人（以下「未成年者等」という。）であるときは、その法定代理人

(2) 開示請求に係る個人情報が特定個人情報であるときは、当該特定個人情報の本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）

(開示請求の手続)

第14条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）により、実施機関に請求しなければならない。

(1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の規定により、本人に対しても開示することができないとされている個人情報

(2) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められるもの

(3) 本市、本市が設立した地方独立行政法人又は国等が行う調査、争訟、交渉、監督、検査等に

関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められるもの

- (4) 開示することにより、個人の生命、身体若しくは財産の保護又は行政上の取締り、犯罪の捜査その他公共の安全及び秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められる個人情報
- (5) 本市又は本市が設立した地方独立行政法人と国等との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあると認められるもの
- (6) 開示請求者以外のものに関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外のものの特権利益を害するおそれがあると認められるもの
- (7) 未成年者等の個人情報であって、法定代理人に開示することが、本人の利益に反すると認められるもの
- (8) 特定個人情報であって、任意代理人に開示することが、本人の利益に反すると認められるもの

(部分開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示決定等)

第18条 実施機関は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に、開示請求に係る個人情報を開示する旨又は開示しない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、開示決定等をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、期間の経過により当該個人情報の全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記するものとする。
- 4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第19条 開示請求に係る個人情報に本市、本市が設立した地方独立行政法人、国等及び開示請求者以外のもの（以下この条、第26条第3号及び第27条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報が記録された公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第25条第1項第2号及び第26条第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第20条 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

2 実施機関は、前項の規定により個人情報を開示する場合において、当該個人情報が記録された公文書の保存に支障が生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより開示することができる。

3 第14条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(簡易開示)

第21条 実施機関が開示することについて明らかに支障がないとしてあらかじめ定めた個人情報については、第14条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定による開示請求があったときは、第18条第1項の規定にかかわらず、開示決定等をしないで、速やかに開示するものとする。この場合において、開示は、前条第1項の規定にかかわらず、規則で定める方法により行う。

3 第14条第2項の規定は、前2項の規定により開示請求をする者及び開示を受ける者について準用する。

(訂正請求)

第22条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 第13条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求の手續)

第23条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、実施機関に請求しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める部分及び訂正の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正決定等)

第24条 実施機関は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該訂正請求に係る個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、訂正決定等をしたときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正しない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正する旨の決定をしたときは、訂正請求に係る個人情報を訂正したうえ、訂正請求者に対し、第2項に規定する書面にその旨を記載しなければならない。

5 第18条第4項の規定は、訂正決定等について準用する。

(個人情報の提供先への通知)

第24条の2 実施機関は、前条第4項の規定により個人情報を訂正した場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求)

第24条の3 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条から第24条の5までにおいて同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

(1) 次のいずれかに該当する場合 当該個人情報の利用の停止又は消去

イ 第7条の規定に違反して収集されたとき。

ロ 第8条又は第8条の2の規定に違反して利用されているとき。

ハ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

ニ 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。

(2) 第8条又は番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

（利用停止請求の手続）

第24条の4 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面により、実施機関に請求しなければならない。

(1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

（利用停止決定等）

第24条の5 実施機関は、利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、利用停止決定等をしたときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部の利用停止をしない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部の利用停止をする旨の決定をしたときは、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしたうえ、利用停止請求者に対し、第2項に規定する書面にその旨を記載しなければならない。

5 第18条第4項の規定は、利用停止決定等について準用する。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第24条の6 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第25条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宮崎市個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書及び同法第30条第1項に規定する反論書並びに同条第2項に規定する意見書の写し（当該反論書及び意見書の写しにあっては、提出があった場合に限る。）を添えてしなければならない。

（本市が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）

第25条の2 本市が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

（諮問をした旨の通知）

第26条 第25条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第27条 第19条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査会の設置等）

第28条 第25条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、宮崎市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、この条例の規定によりその権限に属する事項を処理するとともに、個人情報保護制度に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じ審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

4 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審査会の調査権限）

第29条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求に係る個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された審査請求に係る個人情報の開示を求められない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求に係る個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第29条の2 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第29条の3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第29条の4 審査請求人等は、審査会に対し、第29条第3項若しくは第4項又は前条の規定により審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧(電磁的記録(電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項において同じ。))にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による交付に係る手数料は、無料とする。この場合において、当該交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該写し又は書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(調査審議手続の非公開)

第29条の5 第25条第1項の規定による諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第29条の6 審査会は、第25条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第30条 第28条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第31条 削除

(手数料等)

第32条 この条例の規定(第29条の4第4項を除く。次項において同じ。)に基づく請求に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づき公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(苦情への対応)

第33条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第34条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応じるものとする。

(他の制度との調整等)

第35条 他の法令等の規定により自己に関する個人情報の開示、訂正、利用停止その他これらに類するものの手続が定められているときは、その定めるところによる。ただし、特定個人情報の開示については、当該他の法令等又はこの条例の定めるところにより行うことができる。

2 この条例は、一般の利用に供することを目的として保有している個人情報については、適用しない。

(施行の状況の公表)

第36条 市長は、毎年度1回、実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(出資法人の措置)

第37条 本市が出資している法人（本市が設立した地方独立行政法人を除く。）で規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の規定に基づく本市の施策に準じ、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 市長は、出資法人の保有する個人情報の保護が図られるよう必要な措置を講じるものとする。（委任）

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。（罰則）

第39条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第12条第2項に規定する委託事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者が管理する公の施設の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報（公文書に記録されているものに限る。以下この条、次条及び第42条において同じ。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第40条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第41条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第42条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示又は第21条第2項の規定による開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第7条及び第8条中宮崎市個人情報保護審査会の意見を聴くことに係る部分並びに第28条及び第30条の規定は、同年7月1日から施行する。（宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止）

2 宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和59年条例第13号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

##### （経過措置）

3 この条例の施行の際現に行われている個人情報を取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、この条例の施行の日以後速やかに」とする。

4 この条例の施行の際現に旧条例第8条第2項の規定により宮崎市個人情報保護審議会の意見を聴いて行われている電子計算組織の結合は、第10条ただし書の規定により行われているものとみなす。

5 この条例の施行の日前に行われた旧条例第10条又は第11条の規定による申請に係る開示、訂正又は削除については、なお従前の例による。

##### （佐土原町等の編入に伴う経過措置）

6 佐土原町、田野町及び高岡町（以下「3町」という。）の編入（次項及び第8項において「編入」という。）の際現に3町の実施機関が保有している個人情報を引き続き取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、佐土原町、田野町及び高岡町の編入の日以後速やかに」とする。

7 編入の際現に田野町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和63年田野町条例第7号。以下「田野町条例」という。）第8条ただし書の規定により田野町個人情報保護審査会の意見を聴いて行われている電子計算組織の結合は、第10条ただし書の規定により行われているものとみなす。

8 前項に定めるもののほか、編入の日前に佐土原町個人情報保護条例（平成17年佐土原町条例第1号）、田野町条例及び高岡町個人情報保護条例（平成17年高岡町条例第1号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

##### （清武町の編入に伴う経過措置）

9 清武町の編入の際現に同町の実施機関が保有している個人情報を引き続き取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、清武町の編入の日以後速やかに」とする。

10 清武町の編入の日前に清武町個人情報の保護に関する条例（平成17年清武町条例第36号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成16年12月20日条例第34号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第75号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月30日条例第2号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月25日条例第52号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成27年9月18日条例第57号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に公立大学法人宮崎公立大学において行われている個人情報を取り扱う事務についての第1条の規定による改正後の宮崎市個人情報保護条例第6条第1項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、宮崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年条例第57号）の施行の日以後速やかに」とする。

3 この条例の施行の日前に行われた第1条の規定による改正前の宮崎市個人情報保護条例第31条の規定による是正の申出に対する処理については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月22日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置の原則）

2 行政庁（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、消防長及び議会並びに公立大学法人宮崎公立大学をいう。以下同じ。）の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月24日条例第2号）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成29年6月27日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第11条第2項の改正規定、第12条第2項の改正規定（「き損」を「毀損」に改める部分に限る。）及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に行われている要配慮個人情報を取り扱う事務については、第6条第1項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、この条例の施行の日以後速やかに」とする。

(準備行為)

3 改正後の第6条第1項に規定する届出及び第7条第3項の規定による収集の制限のために必要な  
手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

(宮崎市情報公開条例の一部改正)

4 宮崎市情報公開条例(平成14年条例第3号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

5 宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年条例第1号)の一部を  
次のように改正する。

(次のよう略)

## (2) 宮崎市個人情報保護条例施行規則

平成14年7月26日  
規則第37号

改正	平成17年3月31日規則第30号	平成18年3月31日規則第9号
	平成21年3月30日規則第9号	平成27年10月2日規則第76号
	平成28年3月30日規則第11号	平成30年3月30日規則第2号
	平成30年3月30日規則第48号	令和元年6月27日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(要配慮個人情報)

第1条の2 条例第2条第3号の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。
  - イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
  - ロ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
  - ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。）
  - ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人情報取扱事務等の届出)

第2条 条例第6条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報の記録形態
  - (2) 電子計算機処理の状況
  - (3) 目的外利用等の状況
  - (4) 個人情報取扱事務の外部委託の状況
- 2 条例第6条第1項の規定による届出は、個人情報取扱事務届（様式第1号）又は個人情報取扱事務変更届（様式第2号）により行うものとする。
- 3 条例第6条第2項の規定による届出は、個人情報取扱事務廃止届（様式第3号）により行うものとする。

(開示請求書)

第3条 条例第14条第1項第3号の規則で定める事項は、開示請求をする者の希望する開示の方法とする。

2 条例第14条第1項の開示請求書は、個人情報開示請求書（様式第4号）によるものとする。

(本人等の証明に必要な書類)

第4条 条例第14条第2項（条例第20条第3項、第21条第3項、第23条第2項及び第24条の4第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の本人であることを証明するために必

要な書類で規則で定めるものは、次に掲げる書類のいずれかであって、当該本人の氏名及び住所が記載されているものとする。

- (1) 運転免許証
  - (2) 旅券
  - (3) その他これらに類するものとして市長が認める書類
- 2 条例第14条第2項の法定代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次に掲げる書類とする。
- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかであって、当該法定代理人の氏名及び住所が記載されているもの
  - (2) 戸籍の謄本その他の書類であって、当該法定代理人の資格を証明するものとして市長が認めるもの
- 3 条例第14条第2項の任意代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次に掲げる書類とする。
- (1) 第1項各号に掲げる書類のいずれかであって、当該任意代理人の氏名及び住所が記載されているもの
  - (2) 委任状その他の書面であって、当該任意代理人の資格を証明するものとして市長が認めるもの
- (開示決定等の通知)

第5条 条例第18条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 個人情報の全部を開示する旨の決定をしたとき 個人情報開示決定通知書(様式第5号)
  - (2) 個人情報の一部を開示する旨の決定をしたとき 個人情報部分開示決定通知書(様式第6号)
  - (3) 個人情報の全部を開示しない旨の決定をしたとき 個人情報不開示決定通知書(様式第7号)
- 2 条例第18条第4項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第8号)により行うものとする。
- (意見照会等の通知)

第6条 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第19条第1項の規定による通知は、個人情報意見照会書(様式第9号)により行うものとする。

3 条例第19条第2項(条例第27条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、個人情報開示決定第三者通知書(様式第10号)により行うものとする。

(個人情報の開示方法)

第7条 条例第20条第1項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ及びビデオテープ 当該録音テープ及びビデオテープを再生装置により再生したものの視聴
- (2) 前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録をディスプレイ装置に出力したものの視聴、当該電磁的記録を印字装置により用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又は当該電磁的記録をフロッピーディスク(幅90ミリメートルで2HDのものに限る。以下同じ。)若しくは光ディスク(直径が120ミリメートルで記憶容量が700メガバイトのものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付

2 公文書の写しの交付部数は、開示請求1件につき1部とする。

(閲覧又は視聴の中止)

第8条 実施機関は、公文書を閲覧又は視聴する者が当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させることができる。

(簡易開示の告示)

第9条 実施機関は、条例第21条第1項の規定により口頭による開示請求をすることができる個人情報  
報を定めたときは、その旨を告示するものとする。

2 条例第21条第2項の規則で定める方法は、前項の規定による告示において定めるものとする。  
(訂正請求書)

第10条 条例第23条第1項第4号の規則で定める事項は、訂正の区分とする。

2 条例第23条第1項の書面は、個人情報訂正請求書(様式第11号)によるものとする。  
(訂正決定等の通知)

第11条 条例第24条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に  
定める通知書により行うものとする。

- (1) 個人情報の全部を訂正する旨の決定をしたとき 個人情報訂正決定通知書(様式第12号)
- (2) 個人情報の一部を訂正する旨の決定をしたとき 個人情報部分訂正決定通知書(様式第13号)
- (3) 個人情報の全部を訂正しない旨の決定をしたとき 個人情報不訂正決定通知書(様式第14号)

2 条例第24条第5項において準用する条例第18条第4項の規定による通知は、個人情報訂正決定等  
期間延長通知書(様式第15号)により行うものとする。  
(利用停止請求書)

第12条 条例第24条の4第1項の書面は、個人情報利用停止請求書(様式第16号)によるものとする。  
(利用停止決定等の通知)

第13条 条例第24条の5第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各  
号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 個人情報の全部の利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報利用停止決定通知書(様式  
第17号)
- (2) 個人情報の一部の利用停止をする旨の決定をしたとき 個人情報部分利用停止決定通知書  
(様式第18号)
- (3) 個人情報の全部の利用停止をしない旨の決定をしたとき 個人情報の利用停止をしない旨の  
決定通知書(様式第19号)

2 条例第24条の5第5項において準用する条例第18条第4項の規定による通知は、個人情報利用停  
止決定等期間延長通知書(様式第20号)により行うものとする。  
(諮問をした旨の通知)

第14条 条例第26条の規定による通知は、個人情報保護審査会諮問通知書(様式第21号)により行う  
ものとする。  
(費用負担)

第15条 条例第32条第2項の費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、公文書の写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。  
(公表の方法)

第16条 条例第36条の規定による公表は、市の広報紙等に掲載して行うものとする。

2 前項の公表は、前年度分の個人情報の開示等の実施状況について、次に掲げる事項を明らかにし  
て行うものとする。

- (1) 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求状況
- (2) 個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の状況
- (3) 審査請求の件数及びその処理状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(出資法人)

第17条 条例第37条の規則で定める法人は、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分  
の1以上を出資している法人とする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

(宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則の廃止)

2 宮崎市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行規則（昭和59年規則第12号）は、廃止する。

附 則（平成17年3月31日規則第30号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成18年3月31日規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る費用について適用し、同日前の申請に係る費用については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月30日規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成27年10月2日規則第76号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年10月5日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成28年3月30日規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成30年3月30日規則第2号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第48号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある既存の規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年 6 月 27 日規則第 3 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

区分		金額	
公文書の写しの作成に要する費用	単色刷りの場合	写し 1 枚につき	10円
	多色刷りの場合	写し 1 枚につき	50円
	外部委託により作成する場合	当該委託契約に定める額	
	電磁的記録をフロッピーディスクに複写した場合	フロッピーディスクの購入費相当額	
	電磁的記録を光ディスクに複写した場合	光ディスクの購入費相当額	
公文書の写しの送付に要する費用		郵便料金相当額	
備考			
1 公文書の写しの作成は、日本産業規格 A 列 3 番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。			
2 両面に印刷した公文書の写しについては、片面を 1 枚として算定する。			

様式第 1 号～様式第 21 号（省略）

### (3) 宮崎市個人情報保護審査会規則

平成14年6月28日  
規則第27号

改正 平成28年3月30日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号。以下「条例」という。）第30条の規定に基づき、宮崎市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補佐人)

第4条 条例第29条の2第2項の許可の申出は、書面によるものとする。

(意見陳述者の数)

第5条 条例第29条の2第1項の規定により意見を述べる者の数は、審査請求人、参加人及び諮問庁それぞれ3人以内（補佐人を含む。）とする。ただし、審査会が必要と認めたときは、この限りでない。

(費用負担)

第6条 条例第29条の4第4項後段に規定する交付に係る費用の額は、別表に定める額とする。

2 前項の費用は、その交付を受けるときまでに納付しなければならない。

(議事録)

第7条 審査会の議事録は、議事の概要を記して作成するものとする。

2 審査会の議事録には、会長及び会長が指名する委員1人が署名するものとする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第11号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月27日規則第3号）

(施行期日)

1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第6条関係）

区分		金額	
写し又は書面の作成に要する費用	用紙に白黒で複写し、又は出力したもの	1枚につき	10円
	用紙にカラーで複写し、又は出力したもの	1枚につき	50円
写し又は書面の送付に要する費用		郵便料金相当額	
備考			
1 写し又は書面の作成は、日本産業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うものとする。			
2 両面に複写し、又は出力したものについては、片面を1枚として算定する。			